

令和3年度 文教委員会資料③

【所管事務の調査（報告）】

「区における行政への参加の考え方」の策定について

資料 1 区における行政への参加の考え方（案）に対する
意見募集の結果について

資料 2 区における行政への参加の考え方の概要

資料 3 区における行政への参加の考え方

市 民 文 化 局

（令和3年5月27日）

区における行政への参加の考え方（案）に対する意見募集の結果について

1 概要

本市では、平成 16（2004）年に「自治基本条例」を制定し、参加と協働による地域課題の解決に向けた調査審議を行う区民会議を設置・運営し、誰もが生きがいが持てる市民自治を推進してきました。

平成 31（2019）年 3 月に「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定し、これまでの区民会議が担ってきた機能を「参加と協働による地域課題の解決」の機能と「区における行政への参加」の機能に整理しました。

「参加と協働による地域課題の解決」の機能については、多様な主体による市民創発型の課題解決をめざすこととし、「区における行政への参加」の機能については、政令指定都市という大都市における都市内分権という視点と既存制度の運用における課題等を踏まえて検討してまいりました。

この度、これまでの区民会議が担ってきた役割（機能）や成果、課題等を整理・検討し、元区民会議委員への説明会などでいただいた御意見を踏まえ、「区における行政への参加の考え方（案）」を取りまとめ、パブリックコメント手続及び市民説明会を実施し、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、パブリックコメント手続では 16 通 49 件の御意見・御質問を、市民説明会では 6 人 12 件の御意見・御質問をいただきましたので、御意見等の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

（1）パブリックコメント手続

意見の募集期間	令和 3(2021)年 2 月 17 日(水) ～ 3 月 23 日(火) (35 日間)
意見の提出方法	郵送、持参、FAX、電子メール
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・市政だより全市版（2 月 21 日号） ・各区役所、支所・出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館（分館含む）、かわさき情報プラザ、市民文化局区政推進課での資料閲覧 ・市民説明会の開催（計 1 回）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・各区役所、支所・出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館（分館含む）、かわさき情報プラザ、市民文化局区政推進課での資料閲覧

（2）市民説明会

募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市、区ホームページ ・市政だより全市版（2 月 21 日号） ・各区役所のデジタルサイネージでの放映 	
会場、日時、参加人数	総合自治会館： 令和 3(2021)年 3 月 13 日(土)10:00～11:00 ・当日 YouTube によるライブ配信	7 人

3 結果の概要

(1) パブリックコメント手続

意見提出数（意見件数）		16 通（49 件）
内訳	郵送	2 通（ 8 件）
	持参	1 通（ 4 件）
	F A X	3 通（ 8 件）
	電子メール	10 通（ 29 件）

(2) 市民説明会

意見・質問者数（意見件数）	6 人（12 件）
---------------	-----------

4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続では、地域の課題解決に向けた取組、構成メンバー（参加者）の選出方法、構成メンバー（参加者）への対価、議論すべき議題・テーマの例及びその設定方法などについての御意見、御質問が寄せられました。

市民説明会では、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係、試行実施の期間、実施の方法などについての御意見、御質問をいただきました。

本市では、これらの御意見を踏まえ、課題解決の取組について情報を共有する視点を追加するなど、一部の御意見を反映し、「区における行政への参加の考え方」を策定します。

【パブリックコメント手続における御意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、「案」に反映したもの
- B 御意見の趣旨が「案」に沿ったものであり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 「案」に対する質問・要望の御意見であり、「案」の内容を説明・確認するもの
- E その他

【パブリックコメント手続における御意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 目的、位置付け、区民会議のあり方検討の経過等に関すること（第1章、第2章、第3章）				1		1
(2) 検討における要点、制度運用の方向性に関すること（第4章）		2	2			4
(3) 課題解決の取組に関すること（第4章、第5章）	1	2	3	2	1	9
(4) 議題・テーマの設定に関すること（第5章）		2	4	1		7
(5) 構成メンバーに関すること（第5章）		3	1	6		10
(6) 開催回数、ICT の活用など実施方法に関すること（第5章）	1	1	2	5		9
(7) 今後の取組に関すること（第6章）				1		1
(8) その他考え方（案）全般に関すること		2	2	3	1	8
合 計	2	12	14	19	2	49

※ 1 通の意見書の中に複数の御意見が含まれていた場合は、項目に合わせて分割・整理するとともに、長文の御意見は必要に応じて要約しています。

5 主な御意見・質問要旨と本市の考え方（抜粋）

No.	主な意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	暮らしやすい地域社会を実現するため、「区の行政」へ住民が意見を言う場を整備しようという試みとするなら、過去の区民会議に於いて、地域社会が抱える課題は大方出尽くしていると思う。例えば、地域包括ケアシステムや地域のインフラとしての公園管理運用の問題も話し合った。これらのテーマをonebyoneで区の行政組織が個々の住民組織に持ちかけて話し合い、その結論を実践し、阻害要因を発見し、具体策を打つ。そのような場を作り、その成功例を他の地域で試行する。成功を確認し、更なる悩みや課題を発見する場とするなら住民と行政の有意義な協働となる。即ち、住民と行政の協働の真価は、有言実行により発揮される。 <u>成功例の水平展開の連鎖が政策の普遍性を担保する。</u>	「新しい参加の場」は、参加者にとって一方通行ではなく、対話等による共感や思いの共有によって、今まで考えもしなかった、思いもよらない解を導き出すことを目指すとともに、地域課題を「自分ごと化」して、具体的な解決策と担い手となる実施主体についても議論していきます。 一方で、御意見のとおり、区における暮らしやすい地域社会を実現するためには、「新しい参加の場」での結果を課題解決に向けて <u>具体的な取組につなげるだけでなく、その取組について情報共有していくことも大事であると考えます。</u> 考え方（案）において、結果を具体的な取組につなげる方向性を図示しておりますが、当該図に「好事例の共有」の視点を追記しました。	A
2	会議への出席、参加者は、日ごろから区の街づくり、行政の施策について関心を持っている方で、メンバーを固定化せず、テーマの利害関係者を含め課題について幅広く審議を行う。但し特段に問題意識を持っていなくても出席、オブザーバー、見学も可能とする。	「新しい参加の場」は、一律に枠組みを決めるのではなく、 <u>議題やテーマに応じて、興味のある方や、そのテーマに沿った活動をされている方などを構成メンバーとすることや、構成メンバーの人数・任期をその都度設定できる柔軟なしくみ</u> としています。 構成メンバーの選出に当たっては、誰をどのように選ぶかなど、議論や意見交換を活性化させるための具体的な選出方法は試行実施までに検討し、取組を進めていきます。 なお、「新しい参加の場」は公開となりますので、構成メンバーでない方も傍聴することができますこととしています。	B
3	検討会、委員会等、メンバーを決めて議論する場の参加者には、 <u>交通費程度（1000円程度）を支払うべきである。</u> そのためにはメンバーの公募、委任のプロセスが必要となることはやむを得ない。全くの無報酬とした場合、暇な方々が集まり自分勝手な議論をする場になる危険性がある。出入り自由では意味のある、責任ある議論は難しいのでは。多少の対価を受け取ることにより、参加する義務感、責任、緊張感が生まれると考える。	本考え方（案）では、 <u>予算の影響により開催回数や参加者等に制限がかからないよう構成メンバー（参加者）への対価（謝礼金）は、原則、支払わないこと</u> としていますが、一方で、 <u>学識者からの意見が必要な場合や、無作為抽出により市民に参加を求める場合など、必要に応じて、対価（謝礼金）を支払うことができること</u> としています。 実施手法は、様々な形式で実施することができる柔軟なしくみとしていることから、実施の形式に合わせ、交通費等も含めた対価のあり方について検討を進めていきます。	D
4	「新しい参加の場」は、 <u>課題を探る場、課題解決の方向性を検討する場、実践する場など、明確に分けて設ける。</u> これにより市民は、実践する場において、行政、事業者等の皆さんと詳細を考えて、具体化できると考える。	本考え方（案）では、「新しい参加の場」を、地域課題の解決に向けた企画・立案、実践、評価・検証等のどの段階に設定するか、プロセスデザインを明確にすることとしています。開催に当たっては、 <u>各プロセスデザインの段階を分けて実施する場合や、併せて実施する場合が考えられますが、いただいた御意見を踏まえ、より分かりやすくするため、「課題解決の方向性や具体的な手法を検討する場」、「具体的に行動する場」、「行動を振り返り、次につなげる場」と追記</u> しました。	A

パブリックコメント手続における御意見の要旨と本市の考え方（全件）

(1) 目的、位置付け、区民会議のあり方検討の経過等に関すること（第1章、第2章、第3章）（1件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>平成16年に「自治基本条例」が制定され、「区民会議」が創設。当時は川崎市は先進的な都市と見られた。「区民会議」が十年余の変遷を経て、ここでリニューアル見直し検討されるのもよい機会である。</p> <p>市民に存在を示す必要。政令指定都市の問題か？通常の地方都市、県庁所在地では市長、議員も公選され、後援会など基盤もある。（例：山梨県甲府市人口20万人弱、川崎市各区の人口より少ない）</p>	<p>これまでの区民会議においても、認知度の向上が課題となっておりました。本取組についても、市民の方に知っていただくことは重要なことと認識しています。</p> <p>「新しい参加の場」での意見や課題解決の取組を市ホームページで公表するなど、ICTを活用して広く周知していくとともに、今まで以上により多くの方に参加していただくことで、認知度向上を目指して取組を進めていきます。</p>	D

(2) 検討における要点、制度運用の方向性に関すること（第4章）（4件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>区民会議は検討過程、結果が行政の担当部門にとって自分たちの課題解決策とならず、区長への提言で終わり、実施されても担当部門によっては自分事と捉えられず、お茶を濁した程度で終わった（検討結果が次に発展した例があるのも事実である。）。また課題抽出から始まり、すべての参加者が決まった課題に関心があるというわけではなかった。</p>	<p>「新しい参加の場」でいただいた御意見を市・区として受け止め、事業として進めていく場合には、課題解決に向けて、区役所の担当部署だけではなく、事業局も含めて、調整するしきみを、試行実施までに検討していきたいと考えています。</p> <p>また、これまでの区民会議では、区民会議委員が多様な分野や活動団体から選出され後に議題・テーマを検討・選定していたことから、一部の委員については関心が薄いテーマとならざるを得ない場合もありましたので、「新しい参加の場」については、議題・テーマによって構成メンバーを選出することができることにしています。</p>	B
2	<p>今時の公的あるいは私的なグループにおけるプロジェクトの進め方で、最も重要なキーワードは“透明性”と“全員参加”である。事の軽重、大小を問わず多くの人達が、それを当然の事と考えるようになってきている。人々の教育や生活レベルの向上あるいは平均化が生んだ権利意識ともいえる。（経済的格差が拡大しても、一般的市民の意識は急激には変わらない。）これらのキーワードは、標記の「区民会議」を進める上でも大原則とすべき視座である。</p> <p>東京から多摩区に転居して36年目になるが、地元では未だに“新参”で、都市型の住民が混在する「郊外型のコミュニティー」に投げ込まれた感がある。神奈川都民と呼ばれたように、必然的に行政との関係も必要最小限に留まっていた。</p> <p>東日本大震災の被災地の行政機関に派遣されたのを機に、地元にも目が向くようになった。特に専門分野の建物の耐震性や防災に関する行政の施策や対応等にも関わるようになった。</p> <p>今回たまたま目にした「区における行政への参加の考え方(案)」の概要と本文から、思いつくままに意見書をまとめてみた。</p>	<p>「新しい参加の場」は公開とし、ICTを活用し動画をインターネットで配信するなど、開催時間にかかわらず傍聴できる工夫をするとともに、開催記録を市（区）ホームページに掲載するほか、各区で閲覧できるようにします。</p> <p>また、「新しい参加の場」は、多様な市民意見を聴取するため、今まで以上に、より多くの市民が参加していただくための機会の拡充を目指し、実施形式や開催場所、時間などを工夫しながら取組を進めます。</p>	C
3	<p>都市型コミュニティの形成について、南北に細長い川崎市は、南部の川崎区等と北部の多摩区等では街の形態から住民構成まで、大きく異なっている。従って各区における住民の関心や課題も異なり、市民自治の中で「区民会議」を設けるのは妥当といえる。川崎市の地域コミュニティは、前述のように地方型、都市型および郊外型などの多様な形態が混在しているのが特徴のひとつである。従って、ターゲットを都市型に特化するのでは実態を反映していないと考える。町会への加入戸数の減少など、コミュニティそのものの存否が危惧される時代にふさわしい、多様性を包含できる街の形態が求められている。</p>	<p>本市は、歴史的な経過から南北に細長い形であり、人口が150万人を超える政令指定都市であるため各区の状況や地域課題も様々です。</p> <p>「新しい参加の場」は、今まで以上に、より多くの市民が関わり参加しやすい機会の拡充を図り、多様な市民意見の聴取を可能とする柔軟なしくみとして取組を進めていきます。</p>	B

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
4	<p>「区における行政への参加」の機能は、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性を検討することが必須の事項である。この2つの組織の状況、実情は各区によって異なり、まちまちであるので、各区で具体的な役割分担を検討し、明確に明示する必要がある。</p>	<p>平成 31 年 3 月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」において、「まちのひろば」は、地域レベルのしくみとして身近な地域の中で新たな居場所や多様なつながりを創出し、「ソーシャルデザインセンター」は、市民創発によって課題解決する区域レベルのしくみとして、地域活動の下支えや補完するしくみとしています。</p> <p>特に「ソーシャルデザインセンター」については、7区横並びに同じものを設けるのではなく、各区の特性に応じて出来るところから進めていくこととしていることから、「新しい参加の場」についても、区の独自性を踏まえて、各区の実情に応じながら、様々な手法で試行錯誤し、改善を図りながら取組を進めます。</p>	C

(3) 課題解決の取組に関すること（第4章、第5章）（9件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>区民会議は、課題を提言し、解決のための組織も立ち上げ、現在も活動しているものがある一方で、成果のないまま会議だけで終了した課題も多い。結局は課題解決への道筋が不明確であり、実際の活動従事までのストーリーが描けていない。それはまちづくり協議会もソーシャルデザインセンターも同じである。</p> <p>私は独自で子育て支援の協働事業を担当部署に提案し、実現し継続しているものもある。だが中には政策変更で無くされたものもある。行政のシステムに一貫性がないため、一年事業で終わるといふ施策もある。</p> <p>会議をリニューアルしてもそこが解決できなければ現場の課題はなくなる。実行にも至らない。地域には既に民生委員や町会自治会のように課題に実際に取り組んでいる組織もある。社会教育施設である市民館も地域連携を模索している。それらと有効に繋がる会議を立ち上げ、区全体の課題、地域ごとの課題を整理して、現実問題としての協働による課題解決実行計画を立て、予算をつけ実行に移すシステムを再構築する必要がある。</p>	<p>「新しい参加の場」の制度運用の方向性の基本的な考え方の1つとして、組織間での調整機能の適切な運用等による課題解決の取組の底上げを掲げています。</p> <p>課題解決の取組については、市・区の事業として進めていく場合、市民の皆さんと協働で取り組む場合、市民活動団体等の地域の方々に取組を進めていただく場合とあり、参加していただく市民と行政側がそれぞれの役割と責任において取り組む必要があります。</p> <p>いただいた御意見のとおり、意見交換・議論した結果を具体的な取組につなげることが重要だと考えますので、今後は連携・調整のあり方について検討していきます。</p>	C
2	<p>宮前区では性年齢、居住エリア等で区民のニーズは異なり、その政策課題も多様化してきており、こうしたニーズにどのように対応するか喫緊の課題であろう。そのタイプは田園都市線駅周辺とその近郊エリア、また郊外のエリアなどと地形、人口、建物の密度でも大きく異なるからである。H9年区づくりプラン策定時には試みられていたエリアである。</p> <p>一方では行政サービス提供からは将来的には、現状の縦割り型からもっと横割りで、ネットワークの活用、サービスの高度化、効率化がさらに求められことは必定であろう。</p> <p>今後期待される「創発支援センター」への役割と機能は大きく、区の職員の関与、マネジメントが試される。</p>	<p>本市は人口150万人を超える政令指定都市で各区の状況や地域課題も様々であることから、「新しい参加の場」については、柔軟なしくみを目指します。「ソーシャルデザインセンター」は、正に横でつなぐ機能であり、「新しい参加の場」と有機的な連携を図っていきます。</p>	C
3	<p>都市型コミュニティの形成に当たって、自立した問題意識を持った区民が日々の暮らしの中から抱えているテーマなどについて、発言ができること。場合によっては仲間を募って実践行動にまでつながるような機会を創出できる場であったほしい。</p>	<p>「新しい参加の場」で意見交換する地域課題は、地域で生活している市民の実感に基づく課題であることが重要であると考えています。</p> <p>「地域で活動している個人・団体等が把握している課題」であって、市民の参加及び協働により課題解決に向けた取組を進める必要があるものを設定していきます。</p> <p>課題解決の方法は、市・区の事業として進めていく場合、市民の皆さんと協働で取り組む場合、市民活動団体等の地域の方々に取組を進めていただく場合とあり、参加していただく市民と行政側がそれぞれの役割と責任において取組を進めていきます。</p>	B

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
4	<p>課題解決には提案としてソフト事業、ハード事業、システム事業などを伴う「新たなしくみ」が提案されることが期待される。</p>	<p>課題解決の取組については、市・区の事業として進めていく場合、市民の皆さんと協働で取り組む場合、市民活動団体等の地域の方々に取組を進めていただく場合とあり、参加していただく市民と行政側がそれぞれの役割と責任において取り組む必要があります。</p> <p>いただいた御意見のとおり、意見交換・議論した結果を具体的な取組につなげることが重要だと考えますので、参加者にとって一方通行ではなく、場の持ち方や実施形式、プログラム構成等を工夫し、参加者の対話による市民創発を促す場となるよう柔軟に取組を進め、課題に対する意見に止まらず、地域課題を「自分ごと化」して、自分たちなら何ができるかという視点を持ちながら、具体的な解決方法と担い手まで議論・意見交換することを目指して取組を進めます。</p>	B
5	<p>行政も担当者が代わっても課題解決実践がやふやにならない仕組みを確立する。</p> <p>区民の意見を吸い上げる仕組みは、現在の広聴・会議等があり、それぞれの有効活用を検討する。区民の意見を吸い上げる場でなく、行政が抱える課題を検討し、その課題解決を行政と区民と分担し実践の場とする。</p>	<p>「新しい参加の場」でいただいた御意見を課題解決の取組につなげていくことは、重要であると考えております。</p> <p>課題の解決については、市・区の事業として進めていく場合、市民の皆さんと協働で取り組む場合、市民活動団体等の地域の方々に取組を進めていただく場合とあり、参加していただく市民と行政がそれぞれの役割と責任において課題の解決に取り組む必要があります。</p> <p>市・区の事業として進めていく場合には、課題解決に向けて、既存会議等と連携を取りながら、区役所だけではなく、事業局も含めて、調整するしくみ検討していきます。</p>	C
6	<p>暮らしやすい地域社会を実現するため、「区の行政」へ住民が意見を言う場を整備しようという試みとするなら、過去の区民会議に於いて、地域社会が抱える課題は大方出尽くしていると思う。例えば、地域包括ケアシステムや地域のインフラとしての公園管理運用の問題も話し合った。これらのテーマを onebyone で区の行政組織が個々の住民組織に持ちかけて話し合い、その結論を実践し、阻害要因を発見し、具体策を打つ。そのような場を作り、その成功例を他の地域で試行する。成功を確認し、更なる悩みや課題を発見する場とするなら住民と行政の有意義な協働となる。即ち、住民と行政の協働の真価は、有言実行により発揮される。成功例の水平展開の連鎖が政策の普遍性を担保する。</p>	<p>「新しい参加の場」は、区における行政に主体的に参加し、参加者にとって一方通行ではなく、意見交換や対話による共感や思いの共有によって、今まで考えもしなかった、思いもよらない解を導き出すことを目指すとともに、地域課題を「自分ごと化」して、自分たちなら何ができるかという視点を持ちながら、具体的な解決策と担い手となる実施主体についても議論していきます。</p> <p>一方で、御意見のとおり、区における暮らしやすい地域社会を実現するためには、「新しい参加の場」での結果を課題解決に向けて具体的な取組につなげるだけでなく、その取組について情報共有していくことも重要であると考えます。</p> <p>考え方（案）において、「<u>第5章2（12）</u>」に結果を具体的な取組につなげる方向性を図示しておりますが、当該図に「好事例の共有」の視点を追記しました。</p>	A
7	<p>区民会議の次の段階は実践のPDCAサイクルを回すことである。今や地域が地域コミュニティ内の潜在的課題を掘り起こし、それを行政が支援して課題解決の活動をする。そのような場づくりの段階にあると思う。地域包括ケアシステムの「互助」もプライバシーという壁をどう乗</p>	<p>課題の解決については、市・区の事業として進めていく場合、市民の皆さんと協働で取り組む場合、市民活動団体等の地域の方々に取組を進めていただく場合とあり、参加していただく市民と行政側がそれぞれの役割と責任において課題の解決に取り組む必要があります。</p>	D

(3) 課題解決の取組に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
	<p>り越えるか等々、地域ごとに阻害要因は異なるが、乗り越えねば言葉あって実行なしに終わる。乗り越えられても、られなくても、それが行政にとって具体的政策課題の発見となるだろうし、行政と住民の協働を発する場となり、いきいきとした住民参加の行政を実現することとなる。そのような実践的場こそ求めて設定、実行すべき「区行政の場」ではないかと思う。そうあってこそ区民会議のリニューアルといえる。</p>	<p>「新しい参加の場」は、地域課題の解決に向けた企画・立案、実践、評価・検証等のどの段階においても設定することができることから、これまでの取組や継続して取り組んでいる課題について、意見交換する場として設定し、改善につなげていくことも考えられます。</p>	
8	<p>私は宮前区まちづくり協議会（以下「まち協」）および区民会議に参加し、長年にわたり宮前区における区民によるまちづくり活動を観察、支援するとともに、地域課題については課題の抽出、検討、解決にあたってきた。これらの経験と知見に基づき「区における行政への参加の考え方（案）」に対して意見を述べるものである。宮前区以外の6区に関しては、まち協および区民会議の全区にまたがる交流会に参加したものの、各区の実情把握には限られたものがあり、本意見書では他区については言及しない。宮前区における経験と観察にのみ焦点をあて述べるものである。</p> <p>「国における行政への参加の考え方（案）」は、「区民会議のリニューアルに向けて」の副題が示す通り、6期12年にわたる区民会議の検証と新たな枠組みを提示するものであり、区民会議の延長で地域の課題解決やまちづくりを検討するのは仕方がないことかもしれない。しかしながら、地域の課題に取り組んできたのは区民会議だけではない。自治会・町会、まち協をはじめ様々な区民・民間主体の活動がある。これらを全て包括的に捉えた上で全体として区における地域課題の取り組みがどうであったか見ていく必要があると思う。区民会議だけで区民による地域課題解決の事情を判断すべきではない。</p>	<p>地域課題の解決に向けては、いただいた御意見のとおり、行政だけでなく、町内会・自治会をはじめとして、NPO、企業、大学など様々な団体や活動によって取り組まれていると認識しています。</p> <p>本考え方（案）は、こうした認識を前提に、自治基本条例第22条に基づく区民によって構成される会議について、これまでの制度運用における経験や、「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」の提言、区役所に求められる機能等を整理し、総合的に検討しています。</p>	D
9	<p>私は宮前区まちづくり協議会（以下「まち協」）および区民会議に参加し、長年にわたり宮前区における区民によるまちづくり活動を観察、支援するとともに、地域課題については課題の抽出、検討、解決にあたってきた。これらの経験と知見に基づき「区における行政への参加の考え方（案）」に対して意見を述べるものである。宮前区以外の6区に関しては、まち協および区民会議の全区にまたがる交流会に参加したものの、各区の実情把握には限られたものがあり、本意見書では他区については言及しない。宮前区における経験と観察にのみ焦点をあて述べるものである。</p> <p>宮前区では「希望のシナリオ」と呼んで、地域に関心のある人たちを集めて交流を深め勉強や見学などを行って新たな枠組みへの準備をし</p>	<p>課題の解決については、市・区の事業として進めていく場合、市民の皆さんと協働で取り組む場合、市民活動団体等の地域の方々に取組を進めていただく場合とあり、参加していただく市民と行政側がそれぞれの役割と責任において課題の解決に取り組む必要があります。</p> <p>市・区の事業として進めていく場合には、課題解決に向けて、予算も含めて、区役所だけではなく、事業局も含めて、調整するしくみを、試行実施までに構築していきたいと考えています。</p> <p>また、「まちのひろば」は、目的がなくても気軽に集い、その方々が専門性を発揮するなど、新しい活動に結ぶ付き、何かしらの変化が生まれ、創発につながることで、地域の支え合いや課題解決の場などの役割が期待されます。</p> <p>川崎市では高齢者、障害のある方、子ども、子</p>	E

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
	<p>ているようだ。(私自身は最初の1～2年くらい参加したが、この1年ほどは参加していない。しかし、その活動については随時区から報告を頂いている。)</p> <p>希望のシナリオの参加者の顔ぶれを見ると、8割くらいは私の知っている人たちである。まち協の委員やOB、まち協が支援してきた/している団体の人が多い。今後の議論の展開や方向性が見えにくい、これまでのところ各参加者の活動紹介など交流の場としては機能しているものの地域課題というテーマには踏み込んでいないと思う。</p> <p>宮前区は市民団体がとても多い区である。市民館やアリーナなどの施設に登録している団体だけでも300を超えている。しかし、その多くは趣味系である。つまり、自分たちの楽しみのための活動である。そして、宮前には出会いの場はたくさんある。誰でも気軽に集える場を「まちのひろば」と呼ぶなら既にある。しかし、それらは人との交わり、あるいは自己実現を手助けする手段かもしれないが、“地域課題”へのアプローチの場とは違う気がする。人と知り合い繋がりができることで、広義には、まちづくりと言えるが、そうした活動に含まれない落ちこぼれたテーマを誰がどうカバーしていくのかは考えねばならないことだと思う。</p> <p>もし理想とするまちが、誰もが住みやすいまちであるならば、社会の負の部分に目を向ける必要がある。地域には、生活保護受給者、障がい者、シングルマザー(ファザー)、虐待児童、独居老人、ひきこもり、不登校といった人たちがいる。そうした人たちに援助の手をさしのべることは必ずしも“楽しい”活動でないかもしれない。言わば福祉に関わる部分であり、それは行政や社協が行ってきたサービスである。それらを果たして市民が担えるのか、担ってくれるのか?</p> <p>予算不足、職員削減の中で、行政は「自助・共助・公助」では足りないを見たのか、「互助」という言葉を創り出した。最近では「ご近助」という言葉も耳にする。要するに、行政ではもうできないので市民でやってくださいということなのか。そして、「ご近所」パワーで何ができて何ができないのか、行政として整理されているのか?</p>	<p>育て中の親など今はケアを必要としていない方を含めた「全ての地域住民」を対象として、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指して、地域包括ケアシステムの構築を進めています。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築にあたっては、行政をはじめ、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体による取組が重要ですので、自助、互助、共助、公助の適切な役割分担の下、引き続き、地域ごとの課題の把握・解決に向けて、その地域の実情に応じた仕組みづくりによる地域マネジメントを進めていきます。</p>	

(4) 議題・テーマの設定に関すること（第5章）（7件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	市民の参加及び協働により課題解決に向けた取組を進める必要があるものを「議題・テーマ」として行政が設定することは、まさにその通りで、これは必ず実施すべきである。まず行政が各区毎に議題・テーマを検討し、その結果を区民に提示、それを市民/行政で議論して最終的な「議題・テーマ」とする方式を望む。	「新しい参加の場」で意見交換する地域課題は、地域で生活している市民の実感に基づく課題であることが大変重要であると考えています。 例えば、行政計画・方針、各事業を議題・テーマとする場合や、議題・テーマそのものを選ぶために「新しい参加の場」を設定する場合も想定されます。	B
2	行政と区民が同一歩調で並行して実践を要する課題が増えてきている（例「CO2排出ゼロ社会の構築」「外国人と共生地域社会構築」「空き家の有効活用策」など）。解決する「課題は行政が決定」する。	「区役所が把握している課題」及び「地域で活動している個人・団体等が把握している課題」であって、市民の参加及び協働により課題解決に向けた取組を進める必要があるものを行政の責任において設定していきますので、いただいた御意見も含め、具体的な検討を進めていきます。	
3	テーマは、原則事前に公募を行い、数が多い場合のテーマ絞り込みは、行政が中心となり選定基準を設け、その基準に従って参加者で決定する。但し、検討の途中で、各テーマの深化に当たって学識経験者などのアドバイスも受けた軌道修正も可とする。	「新しい参加の場」で意見交換する議題・テーマは、行政計画・方針、各事業を議題・テーマとする場合や、議題・テーマそのものを選ぶために「新しい参加の場」を設定する場合も想定されます。 「区役所が把握している課題」及び「地域で活動している個人・団体等が把握している課題」であって、市民の参加及び協働により課題解決に向けた取組を進める必要があるものを行政の責任において「議題・テーマ」として設定していきます。	D
4	数十年に渡る国内外における災害の被災地での調査研究の経験からみると、防災分野における現在のトレンドは、「事前防災」である。特に発災直後の避難所や応急仮設住宅等に関する事前の計画は重要かつ有用である。	「新しい参加の場」で意見交換する地域課題は、地域で生活している市民の実感に基づく課題であることが重要であると考えています。 議題・テーマは、「区役所が把握している課題」及び「地域で活動している個人・団体等が把握している課題」であって、市民の参加及び協働により課題解決に向けた取組を進める必要があるものを行政が設定してまいります。いただいた御意見を参考に、今後、各区において「新しい参加の場」の議題・テーマを検討していきます。	C
5	「新しい参加の場」で検討する取り組み課題は、区民会議の「ふるさと麻生づくり」の課題より、より身近なテーマを協議することで自分ごと化が図られると考える。例えば、公園をより身近に安全に利用するリニューアル方法の検討、駅前広場のリニューアルオープン、駅前の通勤時間帯の交通混雑の緩和などテーマであれば、地域の人々が関心と責任を持って参加できる。		
6	きびしい家庭環境に生まれ育った子ども・若者が、また同様のきびしい環境の家庭をつくっていくことになる、いわゆる「再生産論」を中心に調査等をおこない研究をおこなってきた。また、社会心理学的観点からのアプローチで子どもや若者の自己肯定感をいかに高めていくのかという研究・実践にも携わってきた。 私は3年前に婚姻のために川崎市に転居してきた。2015年に発生した上村遼太くん殺害事件の現場も近所になる。私はとくに子どもや若者たちの教育問題に関心があり、また在日外国人の子ども・若者の問題にも関心がある。		

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
	<p>以前の川崎市の区民会議制度発足のための資料には、川崎区の特徴として、「子どもの虐待相談件数の多さ」「若年出産の多さ」「外国人の多さ」といったことがあげられていた。また別資料で、川崎区が他区にくらべて自殺死亡率が高いこと、とくに男性の自殺死亡率が高いことが明らかになっていた。こうした状況は世代をこえて継承されていく構造が川崎区の場合にはあるとおもう。こうした構造をいかに解決していくのか、そうしたことを議論し、政策を策定し、提案するそうした場が必要だと思う。ぜひ、「リニューアルされた区民会議」の中でこの問題を取り上げていただき、できればその場に参加させていただきたい。</p>		
7	<p>平成16年に「自治基本条例」が制定され、「区民会議」が創設。当時、川崎市は先進的な都市と見られた。「区民会議」が十年余の変遷を経て、ここでリニューアル見直しを検討されるのもよい機会である。</p> <p>結局会議は「テーマ」「論点」が決まり切らなければ先に進まない。課題、論点の採択、決定を早期に行うことが、会議の進行上必要である。地元の課題を着実に発見して行く。抽象的ではなく、具体的な実行可能性のある案件の発見が必要である。</p> <p>(住みたい街) 川崎は南北に長く、地勢や環境も異なるが、最近のマスコミによる調査では、以前は10位以内に「武蔵小杉」が入っていたが、今回は入らず、逆に横浜2か所(西、都築)、埼玉2(大宮・浦和)が入っている。川崎市各地域の環境向上を目指す議論が必要である。</p> <p>(住み続けたい街) 東京への通勤、通学に便利な土地として住んだ人は多い。退職後、高齢化後、地元に住み続けさせる魅力は何か。議論が必要。例の1つとして「文化的なものに乏しい、北部は名所、旧蹟はあるが、美術館、博物館、映画館などがない」との意見もある。(但し、好事例としては、市民アカデミーの受講者は多い)。区民会議で川崎市或いは各区の特色や環境を向上させる議論が課題となると考える。</p> <p>宮前区に限れば、よく言われる点は、(地勢、病院、商店街、進学、鷺沼再開発、文化的施設不足、東京依存など)但し、夫々の時点で適当な課題を選んでいただきたい。</p>		

(5) 構成メンバーに関すること（第5章）（10件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	会議への出席、参加者は、日ごろから区の街づくり、行政の施策について関心を持っている方で、メンバーを固定化せず、テーマの利害関係者を含め課題について幅広く審議を行う。但し特段に問題意識を持っていなくても出席、オブザーバー、見学も可能とする。	「新しい参加の場」は、一律に枠組みを決めるのではなく、議題やテーマに応じて、興味のある方や、そのテーマに沿った活動をされている方などを構成メンバーとすることや、構成メンバーの人数・任期をその都度設定できる柔軟なしくみとしています。	B
2	そのことに関心のある区民を募集する。募集にあたり、その課題についての考え方、取り組み姿勢等で選抜を前提とする。特定の団体等に偏らないことに注意する。	構成メンバーの選出に当たっては、地域団体の代表者や推団体薦、公募をはじめ、無作為抽出など議題・テーマに応じて選出します。誰をどのように選ぶかなど、実施手法に応じて、議論や意見交換を活性化させるための具体的な選出方法は試行実施までに検討し、取組を進めていきます。 なお、「新しい参加の場」は公開となりますので、構成メンバーでない方も傍聴することができますこととしています。	
3	質問ですが、会議の構成メンバーの選出はどうやってされるのか？	構成メンバーの選出に当たっては、地域団体の代表者や推団体薦、公募をはじめ、無作為抽出など議題・テーマに応じて選出いたします。誰をどのように選ぶかなど、実施手法に応じて、議論や意見交換を活性化させるための具体的な選出方法を検討し、取組を進めていきます。	D
4	平成16年に「自治基本条例」が制定され、「区民会議」が創設。当時、川崎市は先進的な都市と見られた。「区民会議」が十年余の変遷を経て、ここでリニューアル見直し検討されるのもよい機会である。 構成メンバー選出にあたっては、所属団体・選出方法などの明確性、妥当性が必要である。但し、委員個人には、地元、当該区の知識が必要と考える。実動2年の間に、提案から市民への説明を行う必要がある。	本市は1区あたり20万人前後の人口を抱える大都市であるため、各区の状況や地域課題も様々です。 構成メンバーの選出に当たっては、地域団体の代表者や団体推薦、公募をはじめ、無作為抽出など議題・テーマに応じて選出することとしています。特に居住期間や活動期間の基準等は設けませんが、誰をどのように選ぶかなど、実施手法に応じて、議論や意見交換を活性化させるための具体的な選出方法を検討していきます。	D
5	市民自治を標榜していながら区民会議の構成メンバーは、相変わらず団体推薦、公募、区長推薦、市議会議員、県議会議員になっている。団体等に属さず、公募に応じていない大多数の「個人」である一般市民は、依然として蚊帳の外のみである。市民創発に向けて、数多くの玉石混合の「個人」の意見を取捨選択し企画立案、計画実施にまで反映させるには、適材の「目利き」と新たな行政システムの構築が必要である。	これまでの区民会議は、市長の附属機関として各区に設置し、各分野からの団体推薦・公募、区長推薦の委員20人以内、任期2年で組織（市議会議員及び県議会議員は委員ではなく参与として出席）していましたが、「新しい参加の場」は、一律に枠組みを決めるのではなく、議題やテーマに応じて、興味のある方や、そのテーマに沿った活動をされている方などを構成メンバーとすることや、構成メンバーの人数・任期を設定できる柔軟なしくみとしています。 本市は、各区の状況や地域課題も様々であることから、構成メンバーの選出に当たっては、地域団体の代表者や推団体薦、公募をはじめ、無作為抽出など議題・テーマに応じて選出いたします。誰をどのように選ぶか、実施手法に応じて、議論や意見交換を活性化させるための具体的な選出方法を検討していきます。	D

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
6	<p>本意見書では他区については言及しません。宮前区における経験と観察にのみ焦点をあて述べるものである。</p> <p>「ソーシャルデザインセンター」、「まちのひろば」など、担い手は誰なのか？実際、何人くらいの人材を必要と想定されているのか？区民会議にしても、ほとんどの委員は団体推薦だった。役所の広報不足もあったかもしれないが、地域課題への取り組みや市民の行政参加といったことに興味を持つ人は、残念ながらそれほどいないのが現状である。もう一点、触れておきたいことは組織である。「新しい参加の場」で議論をオープンに自由参加型で柔軟なものにしていくというお考えは分からなくもないが、それでは何もまとまらないと思う。毎回異なる人が参加されても話は進まない。やはりある程度の固定メンバーで時間をかけて議論を進めないといけないと思う。</p> <p>「新しい参加の場」は意見集約ではなく意見交換の場と記述されている。提言も行われなない。合意形成をせずに課題の解決がどう進められるのか、私は理解に苦しむ。「新しい参加の場」は行政が単に市民の意見をヒヤリングするだけの場に矮小化しないか？</p> <p>区民会議では2年間、全体会議と分科会合わせてもだいたい月1回の会合だった。これでは議論が深まらなかったというのが参加者の大方の意見だと思う。まち協の場合でも、各分科会の会合は、だいたい月1回（活動はの除く）だが、ほとんどの委員は1期2年でなく、それ以上の期間も継続されていた。固定メンバーがある程度の期間継続して議論を深めることで（委員同士の気心も分かる）成果が出てくる。</p>	<p>これまでの区民会議は、市長の附属機関として一律に定められた任期の中で、地域課題の解決に向けた提言をしきました。</p> <p>「新しい参加の場」では、1つの解を目指す場ではなく、他者との意見交換や対話によって、思いを共有し、相手を認め、様々な意見があることを理解することで、多くの意見を引き出すとともに、今まで考えもしなかった、思いもよらない解（新たな解）を導き出すことを目指します。</p> <p>実施に当たっては、いただいた御意見のような固定メンバーでの方法や、その都度メンバーを選定する場合、新たな人材が定期的に加わり加入する場合など、議題やテーマに応じて、多様な手法が可能となる柔軟しくみとしています。</p> <p>構成メンバーについて、誰をどのように選ぶかなど、実施手法に応じて、議論や意見交換を活性化させるための具体的な選出方法を検討し、取組を進めていきます。</p>	C
7	<p>旧区民会議の、2年任期の縛りによって扱える課題の規模が限定的になるという問題については、課題ごとに設置した会議ごとに年限も個別に設定するのが良いかと思う。例えば交通不便地域への交通インフラ等の課題は大きな企業に協力を求めるなど規模が大きくなるのが予想されるので長期の年限で設定し、メンバーを順繰りに入れ替えて全体の流れを把握しているメンバーは残しつつ新しいメンバーを迎え続けるといった方法が良いかと思う。</p>	<p>「新しい参加の場」は、一律に枠組みを決めるのではなく、議題やテーマに応じて、興味のある方や、そのテーマに沿った活動をされている方などを構成メンバーとすることや、構成メンバーの人数・任期をその都度設定できる柔軟なしくみとしています。</p> <p>一方、特定の課題の検討については、地域では町内会・自治会や、NPOなどの市民活動団体、行政では、分野別の計画づくりなどにおいて、個別の取組が進められています。</p> <p>「新しい参加の場」については、こうした取組とも連携・連動するしくみとして検討しています。</p>	B
8	<p>構成メンバーへの対価は、無償ではなく交通費程度の還元策（ポイントなど）を設定すべきである。</p>	<p>本考え方（案）では、予算の影響により開催回数や参加者等に制限がかからないよう構成メンバー（参加者）への対価（謝礼金）は、原則、支払わないこととしていますが、一方で、学識者からの意見が必要な場合や、無作為抽出により市民に参加を求める場合など、必要に応じて、対価（謝礼金）を支払うことができることとしています。</p>	D
9	<p>検討会、委員会等、メンバーを決めて議論する場の参加者には、交通費程度（1000円程度）を支払うべきである。そのためにはメンバーの公募、委任のプロセスが必要となることはやむ</p>		

(5) 構成メンバーに関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
	を得ない。全くの無報酬とした場合、暇な方々が集まり自分勝手な議論をする場になる危険性がある。出入り自由では意味のある、責任ある議論は難しいのでは。多少の対価を受け取ることにより、参加する義務感、責任、緊張感が生まれると考える。	実施手法については、様々な形式で実施することができる柔軟なしくみとしていることから、実施の形式に合わせ、交通費等も含めた対価のあり方について検討を進めていきます。	
10	参加メンバーへのインセンティブをどのように付与するか。会議の内容、頻度なども含め、従来の交通費程度の会議謝礼は必要ではないか。		

(6) 開催回数、ICT の活用など実施方法に関すること (第5章) (9件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>宮前区区民会議に参加していた。あまりイメージはできていないが、ソーシャルデザインセンターや、まちのひろばの定義から、私も関わらせていただいている西野川の取組が既に緩やかながらその機能を持っていると思う。そして、ソーシャルデザインセンターもまちのひろばも共に特定の場所に集う、交流することが前提であるため、コロナ禍に入ってなかなか見えにくいものになっていると思う。</p> <p>「区における行政への参加の考え方(案)の概要」の資料を拝見するに、まだ全く形が定まらない段階と思うので、コロナ禍の状況も踏まえて以下に一つの提案とさせていただきます。</p> <p>緊急事態宣言の解除や、ワクチンの効果などで緩やかになったとしても、数年は密を避けなければならない状況は続くことが想定できる。また、交通不便地域、ゲリラ豪雨や猛暑など「特定の場所に移動して交流する」という手段が足枷になる場面が多々見られると感じている。</p> <p>提案したいのは IT を使った交流の場の充実である。この手の話はすでに何度も出ていると思うが、市の情報サイトは、非常にアクセスが少なく、認知度が低かったと記憶している。ネット上における交流の場が、盛り上がるかどうかはユーザー側次第で、仕掛ける側で盛り上げられる範囲には限界があると思う。今、宮前区では Facebook 上の公開グループが大変盛り上がっている。こうした場に、市・区のアカウントで投稿すれば、意見は沢山くるし、その課題に興味があり会議のメンバーになりたいと申し出る人も少なくない。また、そこで手を挙げる人は、元々課題意識が強く積極的に発言したい方なので、コアメンバーになってもらえると思う。ネットアクセス苦手な方のための方法との混合が必要かと思うが、「インターネットが苦手な人もいるから無理」、「コロナだから今月も集まれないね」と言っても進まない。コロナや天災や命の危険を伴う猛暑があっても問題なく交流できるデジタルな居場所を確保することが大事かと考える。</p>	<p>「新しい参加の場」には、これまで地域で活動されている方はもちろん、地域活動の継続的な力を育むため、若い世代や、働き盛りの世代の参加も不可欠であると考えています。</p> <p>昨年からのコロナ禍を受け、本市でも行政サービスのデジタル化などの取組を加速化させています。今後、いただいた御意見の事例も参考に、多様な意見聴取、新たな人材の参加を見据えて、積極的に ICT を活用するなど、開催手段、時期、広報等を工夫して取組を進めていきます。</p>	B
2	<p>開催時期は、原則月に1回、もしくは2か月に一回くらいとし、事前告知の上、開催される。</p>	<p>「新しい参加の場」は、地域課題の解決に向けた企画・立案、実践、評価・検証等のどの段階において設定するかによって、実施方法が異なります。</p> <p>実施方法については、議題・テーマに応じて、開催回数や ICT の活用、広報の仕方など柔軟に取組を進めていきます。</p>	D
3	<p>区民から「新しい参加の場」の設置要望がある場合は、開催主体である区役所が開催しなければならないとするなど、区民から発案して課</p>	<p>これまでの区民会議において、議題・テーマの設定に時間を要したことや、設定したテーマによっては、参加者の関心が薄れてしまったなどの課</p>	D

(6) 開催回数、ICT の活用など実施方法に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
	<p>題を解決するルールを定めることを提案する。</p>	<p>題を踏まえ、「新しい参加の場」では、行政が議題・テーマを設定することとしています。</p> <p>一方で、「新しい参加の場」で意見交換する地域課題は、地域で生活している市民の実感に基づく課題であることが重要であると考えています。</p> <p>例えば、議題・テーマそのものを選ぶために「新しい参加の場」を設定する場合など、区民の実感や地域の実情を踏まえた課題・テーマの設定に向けて取り組んでいきます。</p>	
4	<p>コロナ禍で、シンポジウムや委員会等ばかりではなく個人的な勉強会や打合せまでが、リモートでの Web 会議型が普通になっている。同(案)では ICT を活用した「公開」を掲げているが、旧態依然の「公開」ではなく可能な限り「(全員)参加」型でなければ「新しい参加の場」は望めない。行政の予算や人員キャパあるいは技術的な要因等による制限の中でも、外せない要件である。</p>	<p>「新しい参加の場」は、ICT の活用など開催手段や時期など、今まで以上に、より多くの市民の方が関わり参加していただくとともに、参加者同士で対話することが重要であると考えています。</p> <p>一方、市民の興味・関心は様々であることや、自治基本条例第5条では、参加の原則とともに、参加しないことへの配慮を規定していること等から、全員参加を基本とすることは困難ですが、参加者にとって一方通行ではなく、参加者の対話による市民創発を促す場となるよう、場の持ち方や実施形式、プログラム構成等を工夫しながら、柔軟に取組を進めていきます。</p>	C
5	<p>主催はその課題に取り組む行政の担当部門とする。</p>	<p>開催主催は、自治基本条例における区の役割に基づき、区役所が主催いたします。地域課題の解決について、市・区の事業として進めていく場合には、区役所だけではなく、事業局も含めて、区における総合行政の推進に関する連絡・調整機能を適切に運用し、課題解決に向けて取組を進めていきます。</p>	D
6	<p>行政は司会進行を原則とする。テーマごとにグループを作ってもらい、そのグループごとに副司会進行を決め、行政は調査、研究会の会議支援サポートを行う。</p>	<p>「新しい参加の場」は、今まで以上に、より多くの市民が参加していただくための機会を拡充するとともに、参加者同士で対話することが重要であると考えています。</p> <p>「新しい参加の場」は、場をコーディネートし、参加者にとって一方通行ではなく、共感や思いを共有し、今まで考えもしなかった、思いもよらない解を導き出すこと目指すとともに、実施形式、プログラム構成等を工夫し、参加者の対話によって、市民創発を促す場となるよう柔軟に取組を進めていきます。</p>	D
7	<p>平成16年に「自治基本条例」が制定され、「区民会議」が創設。当時は川崎市は先進的な都市と見られた。「区民会議」が十年余の変遷を経て、ここでリニューアル見直し検討されるのもよい機会である。</p> <p>区民会議は市の附属機関として各区に設置となっている。よって、区民会議に市からの提案もあって良いのではないかと。</p>	<p>平成18年から実施し、6期12年に渡って実施してきた、これまでの区民会議については、市長の附属機関として各区に設置していました。</p> <p>「委員構成に偏りがあった」や「任期があり課題解決まで見とどけられなかった」など、委員や任期など実施形式を柔軟に変更することができなかったことにも、これまでの制度運用における課題の要因がありました。</p> <p>「新しい参加の場」は、附属機関として枠組みを最初から決めるのではなく、議題やテーマに応じて、弾力的に運用できる柔軟なしくみとして取組を進めます。</p>	D

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
		<p>「新しい参加の場」での市から提案の御意見ですが、行政は運営主体（主催者、事務局、コーディネーター）として位置づけておりますが、議題・テーマに応じて、行政としての関わり方がかわってくるものとも考えます。</p> <p>具体的な実施の仕方については、試行実施の中で柔軟に取組を進めていきます。”</p>	
8	<p>「新しい参加の場」は、課題を探る場、課題解決の方向性を検討する場、実践する場など、明確に分けて設ける。これにより市民は、実践する場において、行政、事業者等の皆さんと詳細を考えて、具体化できると考える。</p>	<p>本考え方（案）では、「新しい参加の場」を、地域課題の解決に向けた企画・立案、実践、評価・検証等のどの段階に設定するか、プロセスデザインを明確にすることとしています。開催に当たっては、各プロセスデザインの段階を分けて実施する場合や、併せて実施する場合が考えられますが、いただいた御意見を踏まえ、<u>より分かりやすくするため、第5章1④プロセスデザインの段階に、「課題解決の方向性や具体的な手法を検討する場」、「具体的に行動する場」、「行動を振り返り、次につなげる場」と追記しました。</u></p>	A
9	<p>区民会議に参加しての反省・意見として、期間内に問題解決すべきテーマを多数の中から選択して、ひとつをグループ部会で実証し、提案事項に決めていた。</p> <p>問題提起が多数あっても、ひとつに絞り込むことで、他の提案事項が無になってしまった。今回の運用は、より多くの参加者の中で多様性（参加者）をもって、諸々の提案を議題に事項の複数においても対応する市民の参加型を望んでいる。各区で会議を開催する形式は、ケースバイケースで小規模・大規模・中規模・混合型を採用して、多くの市民の関心を集める会にできるようにする。</p>	<p>「新しい参加の場」で議論・意見交換する議題・テーマは、「地域で活動している個人・団体等が把握している課題」であって、市民の参加及び協働により課題解決に向けた取組を進める必要があるものを設定していきます。</p> <p>実施方法については、議題・テーマに応じて、開催回数や ICT の活用、広報の仕方など柔軟に取組を進めていきます。</p>	B

(7) 今後の取組に関すること

(7) 今後の取組に関すること（第6章）（1件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>今後のスケジュールについて、近年の政府や地方行政等の施策に求められるのは、“スピード感”である。同(案)の試行・準備に令和3、4、5年度の三年もの時間を要する従前通りの進め方は、“新しい参加の場”や“ICTの積極的活用”のテーマがお題目に過ぎないように映る。ポストコロナ時代には、第二次世界大戦後の社会に似た価値観や生活スタイルが大きく変化することが見込まれる。この混乱期は、前例に習う従前の業務形態に捉われない計画・施策の立案・実施が許される好機ともいえる。</p>	<p>「新しい参加の場」の2年間の試行期間は、様々な形式を試しながら取り組んでいく期間として考えています。</p> <p>試行期間後の本格実施においても、市民の皆様の御意見を伺いながら、より良い「参加の場」となるように、試行錯誤し改善しながら取組を進めていきます。</p>	D

(8) その他考え方(案)全般に関すること(8件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>色々と区民会議のリニューアルに向けての提案構想はあるが、要はどのようなテーマを誰が審議して如何に実施するかであると思う。暮らしやすい地域社会を実現するために「新しい参加の場」をどのように構築するかが問題で、そのために区の責任者などの考え、働きが重要視され大切であると思う。</p> <p>取り上げるテーマにしてもそれをまとめて行くには相当な検討時間を要し、どのようにまとめ取り上げるかが問題である。</p> <p>一つの方法としてこれまでの区民会議で検討提案された数々のテーマについて現状との比較或いは将来に向けての検討を行うことにより、どのようにすればよいかの手掛かりにもなり取り組みやすくなると思う。</p> <p>絵に描いた餅にならないためにも先ず実施することが大切で、区民の賛同も得易いかと思うが・・・。要は立派な理屈をいくら並べても成果に結びつかないものであれば意味がなくこの辺を重視しながら対応していくことがスタートに当たり大切かと思う。取り敢えず簡単ながら、区民会議リニューアルに向けての参考意見である。</p>	<p>「新しい参加の場」は、一律に枠組みを最初から決めるのではなく、議題やテーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとしています。</p> <p>いただいた御意見のとおり、意見交換・議論した結果を具体的な取組につなげることが重要だと考えていますので、今後、2年間の試行期間中で、様々な形式に取組んでいくとともに、本格実施においても、市民の皆様の御意見を伺いながら、より良い「参加の場」となるように、試行錯誤し、改善を図りながら取組を進めていきます。</p>	B
2	<p>本意見書では他区については言及しません。宮前区における経験と観察にのみ焦点をあて述べるものである。</p> <p>50ページにおよぶ「考え案」を読ませていただいた。これをしっかり読み込んで理解する市民はどのくらいいるか?しかも、文章量はあるが、中身に乏しいと思う。私の一番の不満は30ページ目である。「第5章「新しい参加の場」の基本的枠組み」の「今後の検討課題」で5項目掲げられているが、いずれも重要なものである。「議題・テーマの具体的な設定方法」、「構成メンバーの具体的な選出方法」、「運営への参加」、「「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との具体的な連携方法」。いずれも公正公平で民主主義的な市民の行政参加にとって肝要なものであるが、これら全てについて「検討します」ではフラストレーションがたま一方である。せめてたたき台を示してもらえれば、市民も意見も出しやすいと思うが。今年度から試行実施開始というスケジュールなのに、いつ検討が終了するのか?</p> <p>参考資料の中では有識者の意見で耳を傾けるべきものもあったと思う。しかし、私見では、有識者の意見は理想型があってそこから引き算している感じがする。現実から出発して足し算する発想ではない。何故そうなのかと言うと、有識者が(日本の他の地域での調査考察の経験はお持ちなのかもしれないが)川崎市の事情についてあまり調べておられないのではないか。</p>	<p>本考え方(案)で、これまでの区民会議における課題やリニューアルに向けた検討経過を踏まえ、区における行政への参加の機能を具現化し、「新しい参加の場」のしくみを構築することを目的に、基本的な枠組みを整理しまとめたものとなります。</p> <p>「新しい参加の場」は、一律に枠組みを最初から決めるのではなく、各区の実情や議題・テーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとし、余白のある取組となります。</p> <p>今後、2年間の試行期間中で、様々な形式に取り組んでいくとともに、本格実施においても、市民の皆様の御意見を伺いながら、より良い「参加の場」となるように、試行錯誤し、改善を図りながら取組を進めていきます。</p>	D

(8) その他考え方(案)全般に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
	誰が担うのか、柔軟な組織で機能するのか。		
3	<p>「新しい参加の場」を構築する方向性を提案し、区役所と共に意見交換、議論する場を創出して、議論やテーマに応じ、弾力的に運用できる柔軟なより多くの市民が参加できる仕組みを基本として地域の実情を踏まえた課題を汲み取り議題をその都度設定し、メンバーや人数、開催する方法も固定せず、「テーマ」に応じて決め、若い人や新たな人材の確保も掲げ、オンラインでの実施など積極的に ICT を活用し、参加できる仕組みづくりを提案したい。「自分ごと」として、課題に取り込み地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決を推進したい。特に元区民会議委員経験者の方は、地域課題設定、提言の豊かな経験のある方が多いので、これからの「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」の人材バンクプール化に寄与でき、大いなる人材となつて、これからの行政と市民と共に、まちづくりにも関わっていくことも重要だと思ふ。高齢者関係と地域コミュニティ、こども関係を現在課題としていることを調査し、審議し区民と共に考えてもらいたい。町内会・自治会への加入率は年々低減傾向にあり、地域自治機能の低下が懸念されています。区民及び関連組織、行政もそれぞれの立場で更なる対策を専門の方と対策を講じていただきたい。</p> <p>子どもたちがのびのびと育つ社会環境、子育て中の方の貸所の人に相談できる世代間交流、安心して暮らせる地域の防災力の向上等を考えて行政への参加をしたい。</p>	<p>「新しい参加の場」は、ICT を活用するなど、今まで以上に、より多くの市民が参加していただくための機会を拡充するとともに、議論やテーマに応じ、構成メンバーを選出するなど弾力的に運用できる柔軟なしくみとし、参加者同士で対話することにより市民創発を促す場を目指します。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、地域で生活している方の実感に基づく議題・テーマを設定し、課題の解決に向けて取組を進めていきます。</p>	B
4	<p>本意見書では他区については言及しません。宮前区における経験と観察にのみ焦点をあて述べるものである。</p> <p>宮前区まち協は、その前身団体を含めると20年以上の歴史がある。区民会議よりかなり前に発足している。記録を見ると、まち協ができた当時、区民と行政との協働に向けた熱いやりとりを読み取ることができる。実際、地域課題解決に向けた具体的な方策が議論され、かなりの方策が実現され今日に至っている。</p> <p>私の私見では、区民会議がまち協の活動を狭めたフシが感じられる。後出しでできた区民会議が、まち協活動の大事な部分である「地域課題への取り組み」を取り上げ、それを区民会議の仕事としていた。その一方で、まち協は「中間支援組織」としてまちづくり活動をおこなう区民・団体への支援をまかされることとなった。</p> <p>しかし、まち協規約に記述されているとおり、まち協から地域課題の抽出と課題が削除されたわけではありません。区民会議は課題の抽出と解決方法を示すものの実施まで立ち入らな</p>	<p>平成31年3月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」で、「希望のシナリオ」の実現に向けて取り組んでいます。</p> <p>まちづくり推進組織は、各区において策定された「区づくり白書」の理念に基づき、区民の合意形成を図りながら行政とのパートナーシップのもと、魅力あるまちづくりを目指すことを目的として、「区民懇話会」を発展的に解消する形で、各区に設置されました。地域の課題解決に向けた実践的な活動を展開しつつ、区内の市民活動団体との交流の促進など、多くの成果を生み出してきました。一方で、活動の自立性の確保や担い手の高齢化、固定化、活動の継続性の有効性を高めるようなしくみのあり方など、いくつかの課題もありました。</p> <p>まちづくり推進組織が果たしてきたこれまでの役割や成果、課題等を踏まえ、区ごとの状況に応じて、将来的なあり方について、関係者との丁寧な対話などを通じた整理・検討を行っていきます。</p>	E

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
	<p>いわけであるが、まち協においては実施まで行っている。フルスペックである。実績としては、虎の門病院へのバス路線開設、(行政が立ち入れない私有地の)不法ゴミの撤去、外国人住民のための多言語による情報パックの提供、農業の振興および緑地保護などある。また、宮前平駅前前の区役所への横断道路の視覚障がい者のためのエスコートゾーン化などの提言もしてきた。つまり、宮前区まち協には「新しい参加の場」の機能を、各部会/委員会およびまち協が主催する団体交流会などという形で持っている。新しいテーマの活動は委員により発議され、理事会での議論と承認を経た後に、新しい部会として立ち上げられる。</p> <p>最近、まち協を解散させるという動きが聞こえてくる。今年6月は2年に一度の委員改選期にあたり、既に関係部署より新年度においては新規委員募集を控えるよう指導を受けている。活動は一期2年のところ新年度1年のみの暫定のようなものである。</p> <p>私の意見としては、まち協がなくなっても、それに類似した組織が創出されるのであれば、それもアリと思う。しかし、現状では、新組織が設立・機能するか確信が持てない。組織を壊すのは簡単ですが、一度壊したものを作り直すのは大変である。家にたとえると、古い家を壊して更地にし、そこにマンションを建てるのか、そうではなく古い家を残しリフォームで使っていくのか?また、まち協が解散した後に主要委員らがソーシャルデザインセンターなどで活動していただけるか?まち協の理事・委員は、市民団体同士のコラボや交流、討議やイベントなどでファシリテーターやコーディネーターの経験が豊富で、区全体の市民活動にも精通している人が多い。これらの人たちが果たして行政の提示する新しい枠組みに協力するかどうか、私は分からない。むしろ、今あるまち協を存続させて、希望のシナリオ等に関わっている人たちも取り込み、組織を再編成するなどして、地域課題に取り組むほうが効果的かつ現実的な方法ではないかと思う。</p>		
5	<p>人材育成のためには市民自治についての学習を継続していかなければ新たな世代は育たない。そこにもきちんと予算をつけるべきだと考える。</p> <p>無駄な会議は必要ないし、実行に至らない組織も必要ない。時間は待ってくれない。市民が疲れ果てる前に、有効な予算の使い方を考えて欲しい。</p>	<p>本市では自治基本条例第4条において、市民及び市が共に市民自治の確立を目指すこととしています。</p> <p>「新しい参加の場」では、課題に対する意見に止まらず、地域課題を「自分ごと化」して、自分たちなら何ができるかという視点を持ちながら、その具体的な解決方法と担い手となる実施主体についても議論し、実行につなげる取組を進めています。</p>	D
6	<p>市民の行政エリアへの参加を求めるために、また町内会/自治会やNPO等地元組織に参加する意識の高い市民を発掘し育成を図る方策を考</p>	<p>本市では、平成5(1993)年に、活力ある地域社会の創造をめざし、高い専門性を備えた継続的な学習の場を提供するため、市民アカデミーを開</p>	D

(8) その他考え方（案）全般に関すること

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
	<p>えてはいかがか。</p> <p>1 つの方策としては、市民大学のような教育、啓発プログラム、2 年程度のコースを企画、開発し実施する。そこに参加した方は単なる勉強に終わるのではなく、その成果を行政への参加、市民活動に生かしていただく。エキサイティング、有益なプログラムをただ同然で受講する機会をもらった、その恩返しに川崎市、地元にも貢献したいという気持ちになっていただけたら大成功である。幸い多摩区に専修大学、明治大学があるので、ここと協調し講座を企画・開発し試行する。その結果を評価しその後の展開を考えてはいかがか（よく行われている老人大学、お年寄りの学びの場ではなく、年齢的に若い方に地元のことを考えてもらう場である）。</p>	<p>校（現在は認定 NPO 法人が運営）しており、アカデミー修了生による、福祉活動、美術講座、文化財を訪ねる会、朗読会など、学習成果を地域社会に還元する活動が行われています。</p> <p>「新しい参加の場」には、これまで地域で活動されている方はもちろん、地域活動の継続的な力を育むため、若い世代や、働き盛りの世代の参加も不可欠であると考えています。</p> <p>いただいた御意見のとおり、区内にある大学との連携も含め、地域の特性や資源を活用しながら、多様な主体との連携による持続可能な暮らしやすい地域社会の実現に向けて取組を進めていきます。</p>	
7	<p>会議の名称は「区民会議カフェ」など、誰でも出席できるなじみやすいイメージの名称とし、原則誰でも自由に出入りできる場とする。</p>	<p>「新しい参加の場」は、今まで以上に、より多くの市民が参加していただくための機会の拡充を目指します。そのため、「新しい参加の場」の名称は、親しみやすさ、呼びやすさ、覚えやすさなど、認知度の向上や多様な参加者を集めることにもつながることから重要だと考えています。</p>	C
8	<p>同(案)にもあるように「区民会議」の名称にも大時代的な不自然さを感じた。最近のカタカナ語が乱立する行政の施策名よりは身近に感じられるが、一般の住民が自分に関係があると親近感を抱くものではない。昨今、ネーミングの重要性はコマーシャル等の分野に限らず、ますます重要になっている。</p>	<p>今後、愛称の設定や、名称をその都度設定する案など、具体的な取組については、試行実施までに検討していきます。</p>	

【参考】 市民説明会における意見・質問（12件）

※ 意見交換会会場での発言を踏まえ、パブリックコメント手続と合わせて、改めて「意見・質問要旨」、「本市の考え方」を整理しました。

(1) 検討における要点、制度運用の方向性に関すること（3件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	<p>「ソーシャルデザインセンター」や「まちのひろば」も必ず入ってくるのか。</p>	<p>「新しい参加の場」については、市として、「ソーシャルデザインセンター」や「まちのひろば」を創出しながら、コミュニティづくりを進めていく取組をしていますので、連携して取組を進めていきます。</p> <p>「新しい参加の場」の中で、「ソーシャルデザインセンター」を作っていくとか、「まちのひろば」を創出するということではなくて、地域づくりの取組の一環として、連携をしながら取組を進めていきたいと考えています。</p>
2	<p>川崎市は今年度赤字だと思うが、それも踏まえて、本編P13の「区民会議意見交換会」というところに、「ソーシャルデザインセンター」とかに関わってきた人たちが入ってきた記憶がある。その時に、何をこんなことをするのかという感覚を持った。不必要な人が入ってきたような気がした。まとめていくのに誰かの力を借りなければいけないのか。あの席では悲しい気持ちになった。また、その人たちの主導になってしまった。主導がどちらなのか。</p> <p>その人たちによって、「ソーシャルデザインセンター」とか色々な外郭の人を入れて、その線に沿っていってしまう可能性がとても高い。そうすると、市民の意見ではなくなってしまって、市政に良いような意見に持っていくような感じがしている。何のための区民会議か、そういうことを感じた。</p>	<p>本考え方（案）の目的は、行政の進めたいように市民の意見を取りまとめるということではなく、地域課題の解決に向けて、市民の皆さんの御意見をいただきながら、まちづくりを進めていくことです。</p> <p>「新しい参加の場」は、今まで以上に、より多くの市民が参加していただくための機会を拡充するとともに、参加者同士で対話することが重要であると考えています。</p> <p>「新しい参加の場」は、参加者にとって一方通行ではなく、参加者の対話による市民創発を促す場となるよう場の持ち方や実施形式、プログラム構成等を工夫するとともに、職員のファシリテート能力の向上及び必要に応じて第三者としての立場のファシリテーターの配置など柔軟に取組を進めていきます。</p>
3	<p>前回の説明会の時にも、「ソーシャルデザインセンター」が中心となってやっていくような話だったので、皆さんが反発して、不思議だという風に言っていたと思う。</p> <p>それがいきなり、この中から外されていて、根本的には、テーマも何もかも行政が決めるのであれば、市民の本当の考えで、これが必要だということをやることではなくて、行政が何となく皆に考えてほしい、良いアイデアが欲しいというのを出していったら、軸も何もない。</p> <p>これをバラバラでこっちはこれをやって、あっちではあれやると、何にも軸がなく、その時にその興味のある人が集まって、ちょっと意見を言って、それを年に3回とか4回とか、行政の決めるサイクルがあると思う。</p> <p>それをやって、それで終わってしまって、その後実現するというのは、行政と市民のどこが一緒になって、それを実現していくのか。何も見えてこない。母体もなければ、軸もない。</p> <p>その発想そのものも最初から行政でやって、それを区長に報告する義務もないとすると、何のための区民会議なのか。根本から発想を変え</p>	<p>本考え方（案）は、区における暮らしやすい地域社会を実現するため、区における行政への参加の機能を具現化する「新しい参加の場」のしくみの構築を目的に進めています。</p> <p>「ソーシャルデザインセンター」の位置付けについては、元区民会議委員への説明会における「区における行政への参加の検討の方向性」をお示ししてから、特に変わらず、「新しい参加の場」と連携して取組を進めていくこととしています。</p> <p>議題・テーマ設定について、「新しい参加の場」は、単なる行政への要望や陳情ではなく、「区役所が把握している課題」及び「地域で活動している個人・団体等が把握している課題」であって、市民の参加及び協働により課題解決に向けた取組を進める必要があるものを行政が設定し開催することとしており、例えば、「新しい参加の場」での議題・テーマの設定については、行政計画・方針、各事業を議題・テーマとする場合や、議題・テーマそのものを選ぶために「新しい参加の場」を設定する場合など、地域の実情を踏まえた課題・テーマの設定に取り組んでいきます。</p> <p>今後、2年間の試行期間中で、様々な形式に取り組んでいくとともに、本格実施においても、市民の皆様の御意見</p>

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
	<p>ないと、行政は本当に市民が必要としていることや、これをやりたいとか、これが問題だというのを、どこで把握しているという自信を持って、テーマは行政が決めると言っているのかというのが、疑問だし、実現のプロセスがこれでは全く見えない。</p> <p>四角に座ろうが、丸く座ろうが、そんなの関係ない。そういうものをラウンドにしたからといって、新しくなるわけではない。色々な方を参加させるというのは、賛成であるが、これだと只のアイディア出しで終わってしまって、実現には程遠いと思う。</p> <p>スケジュールを見ると、令和3年度が第1回目の試行ということで、今年と来年みたいなイメージか。そうだとすると、すごく早く始めると思った。その割には、この時点でこういう感じで案内をされて、昨年の末には、「ソーシャルデザインセンター」が中心とっていたのに、いきなりそれが抜かされて、質問が出ると、それは別にちゃんとやりますみたいなことを言って、それは市民にとって、何なのか。不思議な感じがした。</p>	<p>を伺いながら、より良い「参加の場」となるように、試行錯誤し、改善を図りながら取組を進めていきます。</p>

(2) 課題解決の取組に関すること (1件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	<p>これだけは「新しい参加の場」で、課題解決の取組にするために、これとこれはやる。課題解決するためには、言うことだけではダメである。</p> <p>予算がいる、それに伴うノウハウ、参加する方には交通費の謝礼金もないということで、この論点は、少し交通整理しても良いのではないか。</p> <p>気持ちはわかるが、一緒に川崎市の制度を後100年先まで作ろうかという気概が見えてこない。そのためには、お金とそれに向かう人材や予算が見えて来ないから、特に経済的な面で担保する必要がある。</p>	<p>課題の解決の取組については、市・区の事業として進めていく場合、市民の皆さんと協働で取り組む場合、市民活動団体等の地域の方々に取組を進めていただく場合とあり、参加していただく市民と行政側がそれぞれの役割と責任において取り組む必要があります。</p> <p>本考え方(案)では、予算の影響により開催回数や参加者等に制限がかからないよう構成メンバー(参加者)への対価(謝礼金)は、原則、支払わないこととしていますが、学識者からの意見が必要な場合や、無作為抽出により市民に参加を求める場合など、必要に応じて、対価(謝礼金)を支払うことができることとしています。</p> <p>実施手法については、様々な形式で実施することができる柔軟なしくみとしていることから、実施の形式に合わせて取組について検討を進めていきます。</p>

(3) 構成メンバーに関すること (1件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	<p>各区によって抱えている課題が違ってくると思う。テーマ設定やこの区では、どういう枠組みでやっていくのかということから、区ごとに違ってくるとなると、その段階から市民の中で、そこに加わってみたいという市民も交えて、枠組み作りからやっていかないと、こういう枠組みでやることに決まったので、運営に参</p>	<p>「新しい参加の場」は、単なる行政への要望や陳情ではなく、「区役所が把握している課題」及び「地域で活動している個人・団体等が把握している課題」であって、市民の参加及び協働により課題解決に向けた取組を進める必要があるものを行政が設定し開催することとしています。本考え方(案)の目的は、行政の進めたいように市民の意見を取りまとめるということではなく、地域課題の解</p>

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
	加してくれる人は来てくださいということを市民に求めるのではなくて、主体的に枠組みを作る段階から参加させてほしい。	決に向けて、市民の皆さんの御意見をいただきながら、まちづくりを進めていくことです。 「新しい参加の場」における運営への参加は、行政のみが担うだけでなく、市民による運営への参加という視点も検討していきます。

(4) 開催回数、ICT の活用など実施方法に関すること (3 件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	<p>「新しい参加の場」というのが、理解しがたいが、非常にオープンで、自由参加で、柔軟でということで、一見良さそうに聞こえるが、これではまとまりがつかない気がする。</p> <p>色々な人が意見を述べて、意見交換するのは良いが、そこで何らかの合意というか、結論を持たずに単に意見交換をして、ただ意見を吸い上げるのであれば、わざわざ「新しい参加の場」を作らなくても、普段からパブリックコメントなど色々な形で行政が市民の声を聞く機会があるので、何らかの形で、「新しい参加の場」は、ある程度固定メンバーで、区民会議の場合は2年間であったが、それでも足りなかったのが実感である。そういう形で議論を深めていかないと、毎回違ったメンバーが出てきて、前回の議論を踏まえて今日はやる、あるいは、その日の議論を踏まえないで次回やるとなると、何もまとまらないと思う。</p>	<p>「新しい参加の場」は、一律に枠組みを決めるのではなく、議題やテーマに応じて、その都度、構成メンバーの人数・任期を設定できる柔軟なしくみとしています。</p> <p>「新しい参加の場」の実施に当たっては、構成メンバーや任期、その実施方法など、議論や意見交換を活性化させるための具体的な取組は試行実施までに検討します。</p>
2	<p>年数ではなくて回数だと思う。年に3回とか4回とかでは、決まることも決まらない。せっかく区民会議という日本国の中でも皆が真似したくなるような良い制度というのをまず自覚してほしい。それをリニューアルするわけだから、私もメンバーとして参加させていただいたが、「新しい参加の場」で大事なことは、資料P10にあるように柔軟なしくみであること、より多くの人に参加できる方法、課題解決の取組につながることで、これ以上何も言えないことが書いてある。</p> <p>今まで参加させてもらった経験からいうと、より多くの人に参加できる方策というのは、メンバー制の問題をどう具体的にクリアしていくのか。テーマについては、行政が決めるのであれば、専門性を伴うと思う。したがって、メンバーの一般市民の方も、専門性が要求されることは、必要ではないか。</p> <p>課題解決の取組につながるというのは、1番大事なことで、言いつ放しで、終わってしまう。次見たら、議事録に載ってそれで満足する人もいるし、こんなものではないと、次世代に残そうと思って、自分の意見を言ったのに、これが区民会議かということにならないようするために、その担保をしてほしい。</p>	<p>「新しい参加の場」は、一律に枠組みを決めるのではなく、議題やテーマに応じて、興味のある方や、そのテーマに沿った活動をされている方などを構成メンバーとすることや、構成メンバーの人数・任期を設定できる柔軟なしくみとしています。</p> <p>本市は1区あたり20万人前後の人口を抱える大都市であるため、各区の状況や地域課題も様々であることから、市民自治充実の観点から、今までの参加者はもちろんのこと、参加のきっかけがなかった市民、無関心層など、今まで以上に多くの人に参加していただきたいと考えています。</p> <p>構成メンバーの選出に当たっては、地域団体の代表者や推団体薦、公募をはじめ、無作為抽出など議題・テーマに応じて選出します。誰をどのように選ぶか、議論や意見交換を活性化させるための具体的な選出方法は試行実施までに検討します。</p> <p>「新しい参加の場」でいただいた御意見を課題解決の取組につなげていくことは、重要であると考えております。</p> <p>課題の解決の取組については、市・区の事業として進めていく場合、市民の皆さんと協働で取り組む場合、市民活動団体等の地域の方々に取組を進めていただく場合とあり、参加していただく市民と行政側がそれぞれの役割と責任において取組を進めていきます。</p>

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
3	<p>令和3年度が来月から始まるが、来月からの試行実施なのに何も決まっていないという指摘があったと思う。</p> <p>一番フラストレーションを感じたのが、本編のP30である。今後の検討課題として、5項目あって、重要な5つのポイントが書かれているが、これを全て検討するというだけでは、コメントのしようがない。何かそれぞれについて、たたき台で良いので、こんな方向はどうか、このやり方はどうかというのを示していただけると、意見をしやすい。これも全て検討ということで、一体この検討はいつ終了するのか。またそれをいつ発表していただけるのか。それができて来ないと令和3年度からの試行実施開始はとて追いつかないのではないかという気がしている。</p> <p>本編のP24に実施形式でワークショップ、ラウンドミーティング、レクチャーフォームとあるが、宮前区には1つのケースがある。区役所と市民館・図書館の移転、鷺沼駅前再開発問題で、大体1年くらいかけて、相当な回数のミーティングを重ねたにも関わらず、何ら市民の合意もなく、行政に押しつけられて鷺沼駅前に区役所と市民館・図書館が移転することが決まってしまったという印象がある。単一テーマで、色々な形で10回やってもそんな感じなので、相当回数を重ねていかないと実践できないと思う。</p>	<p>本考え方（案）でお示しさせていただいていることは、区における行政への参加の機能を具現化し、「新しい参加の場」のしくみを構築することを目的に、必要な要素を整理しまとめたものとなります。</p> <p>「新しい参加の場」は、委員や任期など実施形式を柔軟に変更することができなかったことにも、これまでの制度運用における課題の要因があったことを踏まえ、一律に枠組みを最初から決めるのではなく、議題やテーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとし、余白のある取組となります。</p> <p>今後、2年間の試行期間中で、様々な形式に取り組んでいくとともに、本格実施においても、市民の皆様の御意見を伺いながら、より良い「参加の場」となるように、試行錯誤し、改善を図りながら取組を進めていきます。</p>

(5) 今後の取組に関すること（3件）

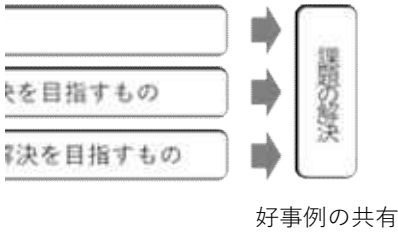
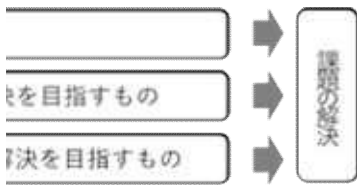
No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	<p>試行期間が2年間ということであるが、少し長いのではないかと。1年くらいで良い気がするがどうか。</p>	<p>「新しい参加の場」の2年間の試行期間は、様々な形式に取り組んでいく期間として考えています。課題解決に向けて、市・区の事業として進めていく場合、「新しい参加の場」の実施から、予算要求や、課題解決の取組と結果をつなげていく形となるため、2年間の全てを「新しい参加の場」の実施として取り組むことができるものではないと考えています。</p> <p>試行期間後の本格実施においても、市民の皆様の御意見を伺いながら、より良い「参加の場」となるように、試行錯誤し改善しながら取組を進めていきます。</p>
2	<p>スケジュールを見ると、考え方の策定がされてから、「新しい参加の場」の試行はいつぐらいになるのか。</p>	<p>試行実施は具体的に何月から開始するかは決まっていません。令和3年度中に実施したいと考えています。</p>
3	<p>試行実施を始める時に、また参加者を募るための説明会を開催するのか。</p>	<p>試行実施の際の説明会については、区ごとに異なってくると考えています。試行実施の際に、構成メンバーの選出方法や、お知らせ等の具体的な内容については試行実施までに検討していきます。</p>

(6) その他 (1 件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	<p>この前の説明の時に、「ソーシャルデザインセンター」を新たに作ると言っていたが、その後、色々聞くと、「ソーシャルデザインセンター」を役所の人の天下り先のために作る聞いたが、そういうことであつたら、やめてほしい。</p>	<p>平成 31 年 3 月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」において、「まちのひろば」は地域レベルのしくみとして、身近な地域の中で、新たな居場所や多様なつながりを創出し、「ソーシャルデザインセンター」は市民創発によって課題解決する区域レベルのしくみとして、地域活動の下支えや補完するしくみとしており、御指摘のように行政職員の天下り先機関ではありません。</p> <p>現在、「ソーシャルデザインセンター」が 2 区でスタートしており、市民の皆さんに良いしくみだと感じてもらえるよう、丁寧に対話しながら取組を進めていきます。</p>

「区における行政への参加の考え方」新旧対照表

※ パブリックコメント手続でのA区分を踏まえて修正した箇所を整理しました。

本編 頁番号	修正後	修正前
P. 23	<p>④参加の場のプロセスデザイン [1 段落目]</p> <p>「新しい参加の場」について、地域課題の解決に向けて、企画・立案（課題解決の方向性や具体的な手法を検討する場）、実践（具体的に行動する場）、評価・検証（行動を振り返り、次につなげる場）等どの段階に設定するかによって、意見交換した結果をどのように「反映」していくのが異なります。</p>	<p>④参加の場のプロセスデザイン [1 段落目]</p> <p>「新しい参加の場」について、地域課題の解決に向けて、企画・立案、実践、評価・検証等のどの段階に設定するかによって、意見交換した結果をどのように「反映」していくのが異なります。</p>
P. 26	<p>(12) 実施結果の取扱い [図]</p>  <p>好事例の共有</p>	<p>(12) 実施結果の取扱い [図]</p> 

※上記以外にも、（案）策定後の時間経過に伴う時点修正など、軽微な修正をした箇所があります。

第1章 総論

1 目的

これまでの区民会議が担ってきた「区における行政への参加」の機能について、これまでの制度運用の経験や、「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」の提言、区役所に求められる機能等を総合的に検討し、区における暮らしやすい地域社会の実現に向けて、自治基本条例第22条の制度趣旨を踏まえて、「区における行政への参加」の機能を具現化する「新しい参加の場」のしくみの構築を目的とする。

2 位置付け

これまでの区民会議に代わる「新しい参加の場」のしくみや、今後の取組に関する基本的な考え方や枠組みを定めるもの。

第2章 自治基本条例における区民会議の位置付け

1 市民自治

川崎市では、市民自治を確立するため、平成16（2004）年12月に「自治基本条例」を制定し、翌年4月に施行した。以下で、市民自治と区民会議に関する内容を整理する。

(1) 基本理念

・同条例4条では、自治の基本理念を明らかにし、市民と市が、共に市民自治の確立を目指すこととしている。

(2) 自治運営の基本原則

・同条例5条で、市民、議会、市長等が共に担っていく川崎市の自治運営の基本原則として、3つの原則（情報共有、参加、協働）を定めている。

(3) 区及び区役所の位置付けと区長の役割

・同条例「第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等」、「第3節 市長等」のなかに、「第3款 区」として、市における区及び区役所の位置付けについて規定している。

・同条例19条で、法に定める区及び区役所のあり方だけではなく市における位置付けを定めている。

・同条例20条で、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、区長が果たすべき役割を定めている。

(4) 区民会議

・同条例22条で、「参加の原則」を「区」で制度として保障するものとして、それぞれの区に、区民によって構成される会議（通称「区民会議」）を設置することを規定している。

・区民会議は、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議し、区長及び市長等は、その結果を尊重し、区政に相当する「区における暮らしやすい地域社会の形成」や市政へ反映するよう努めることを定めている。

2 これまでの区民会議の取組

(1) 位置付け

・調査審議を行う市長の附属機関として各区に設置

(2) 構成

・団体推薦、公募、区長推薦の委員20人以内、任期2年

・市議会議員、県議会議員は参与として出席

(5) 区民会議を通じた参加と協働による課題解決の流れ



(6) 主な取組課題

川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
(第5期) 各家庭での防災意識の啓発	(第2期) 地域コミュニティ活動の推進	(第6期) 災害に強い、コープなまちづくり	(第2期) 地域防災とコミュニティ	(第3期) 坂道を活かした活力づくり	(第1期) 子どもが外遊びを体験できる場	(第6期) ふるさと麻生づくり

(3) 所掌事務

・参加と協働による解決を図るための方針及び方策

(4) これまでのあゆみ

・平成18（2006）年4月 区民会議条例施行

・平成18（2006）年～ 区民会議（任期2年）

・平成29（2017）年6月 区民会議休止

・令和元（2019）年6月 区民会議条例廃止

第3章 区民会議のあり方検討の経過

1 区役所改革の基本方針

・今後の区役所の果たす役割と取組の方向性を明らかにするため平成28（2016）年3月に策定した。

(1) 区役所の果たすべき役割

・区役所は、これまで担ってきた行政サービスの提供に加え、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていくことを区役所の果たすべき役割の基本的な考え方として、3つの「めざすべき区役所像（①市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所、②共に支え合う地域づくりを推進する区役所、③多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所）」に基づく取組を推進することとしている。

(2) 区民会議のあり方の検討

・審議結果を受けた実践活動の手法などの課題があることから、新たな区民会議のあり方については、より多くの市民が当事者意識を持てるよう、身近で小さな単位での実施など、地域づくりに向けた取組との関係性を含めて検討を進める。

2 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言

・区役所改革の基本方針を踏まえ区における市民自治の観点から、「共に支え合う地域づくり」について検討し、その結果を平成29（2017）年3月に提言として取りまとめた。

提言：参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ

・区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考える。

提言：その他関連する制度等との関係

・「新たなしくみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体として視点を持ちながら、既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠と思われる。

3 これからのコミュニティ施策の基本的考え方

市民創発による持続可能な暮らしやすい地域を実現するため、平成31（2019）年3月に策定した。

(1) 市民創発の共有

・新たに「市民創発」という考え方を共有し、市民自治と多様な価値観を前提とした豊かで持続可能な都市型コミュニティの形成を目指していく。

(2) 既存施策の方向性

・これまでの区民会議は「参加と協働による地域の課題解決」を目的に設置され、課題解決に向けた調査審議を行ってきた。また、調査審議結果を区長に提出し、区長はこれを区行政及び市政に反映するよう努める「区における行政への参加」の機能も併せて担ってきた。

・「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、市民創発による「新たなしくみ」の環境整備を行うことにより、様々な効果が期待されることから、「新たなしくみ」に引き継がれる。「区における行政への参加」の機能については、区民の多様な意見を反映する制度のあり方について検討を進める。

4 区民会議意見交換会及びアンケート調査

・各区の区民会議委員を対象とした意見交換会及び同委員へのアンケート調査を行った。

・「区や地域に興味をもつきっかけができた」など参加のしくみとしての有効性も確認された一方で、「他の会議との重複感」、「委員構成に偏りがあった」といった課題もあげられた。

・任期2年、人数20名などを固定的に定めた区民会議条例の規定等により、指摘された課題の解決が難しかった面もあったため、柔軟な見直しができるしくみが求められた。

5 コミュニティ施策検討有識者会議

学識者から、区における行政への参加について助言（以下は抜粋）を受けた。

制度理念：これまでの課題を改善し、万能に全ての機能を担う単一の会議体を設置することは難しいため、単体の会議体ではなく、例えば既存の広聴等と補完しながら、全体として新たな区民会議システムを構成するのはどうか。

第4章 区における行政への参加の基本的な考え方

1 検討における要点

これまでの制度運用における課題や、関連する方針、施策における取組を踏まえて、「新しい参加の場」のしくみを構築するため、「区における行政への参加」の検討における要点を整理する。

(1) 区役所に求められる機能

自治基本条例で定められた区役所の位置付け及び区長の役割を前提として、区における課題を、市民の参加と協働により地域で主体的に解決することを目的に、多様な意見を出し合い、議論・意見交換できる環境を制度として保障していく必要がある。

(2) 参加する市民の代表性のあり方

- 参加者の意見を区行政及び市政に反映するよう努めることとする区民会議の制度趣旨から、参加する市民の代表性が課題となる。
- 参加者に代表性を求めるのではなく、「参加の場」の透明性の確保や、出された意見を多様な対話に基づく、真摯な意見交換の結果としていくことが重要である。
- また、より多くの方の参加を得るため、これまで参加のきっかけがなかった市民への働きかけも必要である。

(3) コミュニティ施策の推進と地域で支え合う関係づくり

- 「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、行政主導の協働スタイルを見直し、多様な主体による「新たなしくみ」による市民創発型の課題解決を目指すこととし、「区における行政への参加」の機能は、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性も含めて検討をする必要がある。
- 地域における人と人との多様なつながりの機会が不足しているという意見もあるなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や地域防災の取組等、地域で実践する課題解決の取組に向けて、日々の暮らしや災害時において地域で支え合う「互助」の関係づくりも重要である。

(4) これまでの制度運用における課題

- 「委員構成に偏りがあった」などの意見があり、附属機関という枠組みで、実施形式を柔軟に変更することができなかったことにも、これまでの制度運用における課題の要因があった。
- 区民会議委員は、各分野から選出された後に、議題やテーマを選んでいくことから、決まったテーマによっては、委員自身にとって関心が薄く「自分ごと」として感じられなかったという指摘があった。
- 意見交換にとどまらず、課題解決の取組まで議論し、その結果を区行政及び市政の反映に努めるため、そのしくみを検討する必要がある。

2 制度運用の方向性

(1) 方向性

- 大都市における市民自治充実の観点から、身近な区を単位として、「新しい参加の場」を制度として保障・充実させるため、試行の取組と継続的な意見聴取を推進しながら、今まで以上に、より多くの市民が関わり参加しやすい機会の拡充を図る。
- 「新しい参加の場」については、一律の枠組みを最初から決めるのではなく、議題やテーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとする。
- より複雑化する地域課題に対応するため、「新しい参加の場」での対話による相乗効果と区役所と局等相互の適切な調整により、地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決を推進する。

(2) 基本的な考え方

①市民自治の充実に向けた参加機会の拡充

- ・今までの参加者はもちろんのこと、参加のきっかけがなかった市民、無関心層など、より多くの方の参加を得るため、様々な参加手法や実施方法の工夫により、参加機会の拡充を図る。
- ・「新しい参加の場」をより良くしきみとするため、試行の取組と継続的な意見聴取を推進する。

②多様な市民意見の聴取を可能とする柔軟なしくみ

- ・多様な市民意見を聴取するために、世代や地域活動への積極性など属性が異なる多くの人々が参加できるように取り組む。
- ・議題やテーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとする。

③新たな価値を創出する市民創発を促す場

- ・「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」と「新しい参加の場」が連携することで相乗効果を生み出し、市民創発型の課題解決の取組を推進する。
- ・場の持ち方や実施形式、プログラム構成等を工夫することにより、参加者の対話による市民創発を促し、今まで考えもしなかった、思いもよらない解（新たな解）を導きだすことを目指して取り組む。

④組織間での調整機能の適切な運用等による課題解決の取組の底上げ

- ・行政以外との協働による解決や主として地域における自主的な取組による市民創発型の解決を目指すものは、「新しい参加の場」の構成メンバーのつながりや、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」等との有機的な連携などにより、課題解決の取組を検討・調整する。
- ・行政との協働による解決や、市・区の事業として解決を目指すものについては、関係部署や既存会議等と連携を取りながら、区における総合行政の推進に関する連絡・調整機能を適切に運用し、行政サービスの向上・課題解決の取組の底上げを図る。

第5章 「新しい参加の場」の基本的な枠組み

1 具体的な取組の方向性

「新しい参加の場」に関する具体的な取組については、以下の方向性を基本として、試行実施に向けて検討を進めていく。

①若い世代や新しい人材の確保、ポストコロナ時代を見据えた取組の工夫

- ・現在、地域で活動されている方々に加え、特に若い世代や新たな人材の参加や、ポストコロナ時代を見据えて、新しい生活様式を踏まえた参加の場の整備や、オンラインでの実施など積極的なICTの活用、平日夜間や休日開催など開催手段・時期を工夫して取り組む。

②地域の実情を踏まえた議題・テーマの設定

- ・地域で生活している市民の実感に基づく課題であることが大変重要である一方で、「区における行政への参加」という観点からは、行政計画等へ市民意見を反映するため市民参加による場の設定が必要なものもある。
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や日々の相談業務などで「区役所が把握している課題」及び、「地域で活動している個人・団体等が把握している課題」であって、市民の参加及び協働により課題解決に向けた取組を進める必要があるものを「議題・テーマ」として行政が設定する。

③場づくりのコーディネート機能

- ・意見が対立したり、異質で個性的な意見が出されたりする場合であっても、それぞれの意見を排除することなく、意見交換の場をコーディネートしていかなければならない。
- ・行政職員ファシリテート能力の向上の取組だけでなく、必要に応じて第三者としての立場でのファシリテーターを配置するなど、市民創発を促すため、場づくりのコーディネートに取り組む。

④参加の場のプロセスデザイン

- ・「新しい参加の場」について、地域課題の解決に向けた企画・立案、実践、評価・検証等のどの段階に設定するかによって、意見交換した結果をどのように「反映」していくのが異なる。
- ・地域課題を「自分ごと化」して、自分たちなら何ができるかという視点を持ちながら、具体的な解決方法と担い手となる実施主体についても議論し、課題解決を見据えた運用を目指す。

2 開催に関するガイドライン

開催形式等は、以下の内容を基本として、試行実施までに詳細について検討を進めていく。

(1) 「新しい参加の場」及び参加者の位置付け

- ・他の法令や制度に基づく参加機会が確保されているものを除き、区における行政への参加として、参加と協働による区における地域課題の解決を目的に、区役所が主体となって、意見交換・議論する場を創出する。
- ・附属機関とはせず、議題やテーマに応じて、弾力的に運用できる柔軟かつ、より多くの市民が参加できるしくみとする。
- ・参加者は附属機関の委員ではないため、委嘱等を行わない。

(2) 開催単位

- ・区域レベルの新たなしくみの一つとして各区で開催する。

(3) 開催主体

- ・自治基本条例における区の役割に基づき、区役所が主催する。

(4) 実施形式の例

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ①ラウンド・ミーティング型（小規模） | ③レクチャーフォーラム・シンポジウム型（大規模） |
| ②ワークショップ型（中規模） | ④混合型 |

(5) 意見集約や提言等

- ・附属機関ではないため、聴取した個別意見を意見交換の結果として取りまとめる。

(6) 区民会議のリニューアルに向けた取組であることの明示

- ・名称等も自由に決めることが可能だが、区民会議のリニューアルに向けた取組であることを明示する（明言する文言、名称、方法等は試行実施までに検討）。

(7) 構成メンバー（参加者）の選出・人数・任期

- ・議題やテーマに応じて、構成メンバーや人数などを設定する。

(8) 構成メンバー（参加者）の役職等

- ・会長等の役職は設けず、構成メンバーが対等な立場での意見交換・対話の場とする。

(9) 構成メンバー（参加者）への対価

- ・参加者への対価（謝礼金）は原則支払わない。
- ・無作為抽出や有識者からの意見が必要な場合等は、必要に応じて、対価（謝礼金）を支払うことができる。

(10) 公開

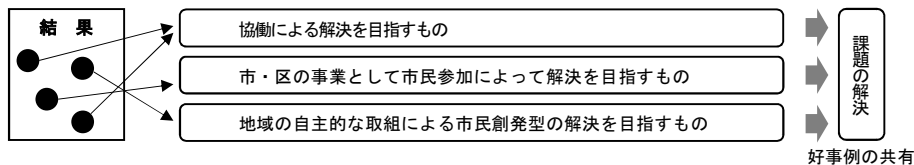
- ・「新しい参加の場」は公開とし、ICTを積極的に活用し、開催時間にかかわらず傍聴できる工夫をする。

(11) 開催記録

- ・記録を作成し、市（区）ホームページに掲載するほか、各区で閲覧できるようにする。

(12) 実施結果の取扱い

- ・「新しい参加の場」での結果は、ひとつとは限らず、それぞれの結果を、市民と行政が、その役割と責任において、課題の解決に取り組む必要がある。
- ・課題の解決においては、その取組を一から実施するものや、既にある取組や活動を活かしながら進めるものもあることから、その取組の熟度に応じながら実施内容を決める必要がある。



3 今後の検討課題

- ・町内会・自治会への説明、元区民会議委員への説明会やアンケートでいただいた御意見等について、この考え方に、一部を反映するとともに、今後の試行実施及び「新しい参加の場」の取組を推進する上での検討課題とした。

<町内会・自治会への説明>

<元区民会議委員への説明会>

名称	日付	場所	回数	日付
中原区町内会連絡協議会「役員会」	令和2年11月19日	中原区役所	第1回【宮前区】	令和2年12月18日
橘地区町会長会議	令和2年11月26日	橘出張所	第2回【幸区】	令和2年12月21日
全町連役員会	令和2年12月1日	総合自治会館	第3回【川崎区】	令和2年12月21日
川崎区連合町内会理事会	令和2年12月11日	川崎区役所	第4回【麻生区】	令和2年12月22日
麻生区町会連合会理事会	令和2年12月11日	麻生区役所	第5回【多摩区】	令和2年12月22日
高津地区連合町内会町会長会議	令和2年12月14日	高津区役所	第6回【高津区】	令和2年12月23日
多摩区町会連合会 役員会	令和2年12月18日	多摩区役所	第7回【中原区】	令和2年12月23日
幸区町内会連合会	令和2年12月21日	幸区役所		

(1) 主な意見・質問等（元区民会議委員説明会・アンケート）

- ・意見をしたものが、結果としてどう反映されるのか。
- ・議題やテーマは誰が決めるのか。
- ・誰が「新しい参加の場」に参加することになるのか。
- ・市民が事務局に入る必要があるのではないか。
- ・行政が責任を持ってやるべき。
- ・課題はソーシャルデザイナーが拾い上げるのか。
- ・若い人たちから率直な意見を汲み上げて、参加を促進できるしくみを期待 など

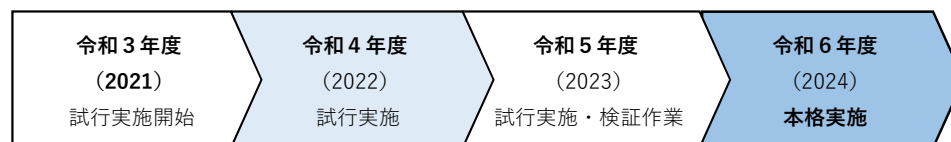


(2) 今後の検討課題

- 議題・テーマの具体的な設定方法
- 構成メンバーの具体的な選出方法
- 運営への市民参加
- 具体的な課題解決に向けた調整フロー
- 「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との具体的な連携方法

第6章 今後のスケジュール

- ・令和3（2021）年度中に「新しい参加の場」の試行実施を開始し、約2年間の試行期間を設け、令和5（2023）年度に試行実施と併せて検証作業を行い、令和6（2024）年度の本格実施を目指して取組を進める。
- ・各区における試行実施の間も継続的に意見聴取を行い、本格実施後も柔軟なしくみとして、常に試行錯誤し改善を図る。



区における行政への参加の考え方

～区民会議のリニューアルに向けて～

令和3（2021）年5月

川 崎 市



はじめに

川崎市では、平成 16（2004）年に「自治基本条例」を制定し、市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを基本理念として掲げ、参加と協働による地域課題の解決に向けた調査審議を行う区民会議を設置・運営し、誰もが生きがいが持てる市民自治を推進してきました。

これまでの区民会議は、平成 17（2005）年度の試行を経て、平成 18（2006）年に「区民会議条例」を制定し、附属機関として 6 期 12 年に渡り、各区で開催され、活動の成果を挙げるものの課題が顕在化してきました。

そうした中、平成 28（2016）年度に設置した「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」から、“参加と協働による地域課題の解決”の「新たなしくみ」が必要とする提言を受け、平成 31（2019）年 3 月に「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定し、これまでの区民会議が担ってきた機能を「参加と協働による地域課題の解決」の機能と「区における行政への参加」の機能に整理いたしました。

「参加と協働による地域課題の解決」の機能については、多様な主体による市民創発型の課題解決をめざすこととし、「区における行政への参加」の機能については、政令指定都市という大都市における都市内分権という視点と既存制度の運用における課題等を踏まえて検討してまいりました。

平成 31（2018）年度・令和元（2019）年度のコミュニティ施策検討有識者会議や、令和 2（2020）年 11 月に「区における行政への参加の考え方」検討の方向性について取りまとめ、町内会・自治会への説明、元区民会議委員への説明会などで御意見をお伺いしたところです。

説明会等でいただいた御意見を踏まえ、これまでの区民会議が担ってきた役割（機能）や成果、課題等を整理・検討し、この度、「区における行政への参加の考え方」を策定しました。

今後は、この考え方にに基づき、より良いしくみとなるように常に試行錯誤し、改善を図りながら取組を推進してまいります。

目次

第1章 総論	1
1 目的	1
2 位置付け	2
第2章 自治基本条例における区民会議の位置付け	3
1 市民自治	3
(1) 基本理念	3
(2) 自治運営の基本原則	3
(3) 区及び区役所の位置付けと区長の役割	4
(4) 区民会議	5
2 これまでの区民会議の取組	5
(1) 位置付け	5
(2) 構成	5
(3) 所掌事務	6
(4) これまでのあゆみ	6
(5) 区民会議を通じた参加と協働による課題解決の流れ	7
(6) 主な取組課題	8
第3章 区民会議のあり方検討の経過	9
1 区役所改革の基本方針	9
(1) 区役所の果たすべき役割	9
(2) 区民会議のあり方の検討	9
2 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言	10
提言：参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ	10
提言：その他関連する制度等との関係	11
3 これからのコミュニティ施策の基本的考え方	11
(1) 市民創発の共有	11
(2) 既存施策の方向性	12
4 区民会議意見交換会及びアンケート調査	13
5 コミュニティ施策検討有識者会議	15

第4章 区における行政への参加の基本的な考え方	16
1 検討における要点	16
(1) 区役所に求められる機能	16
(2) 参加する市民の代表性のあり方	16
(3) コミュニティ施策の推進と地域で支え合う関係づくり	17
(4) これまでの制度運用における課題	18
2 制度運用の方向性	19
(1) 方向性	19
(2) 基本的な考え方	19
第5章 「新しい参加の場」の基本的な枠組み	22
1 具体的な取組の方向性	22
2 開催に関するガイドライン	24
(1) 「新しい参加の場」及び参加者の位置付け	24
(2) 開催単位	24
(3) 開催主体	24
(4) 実施形式の例	24
(5) 意見集約や提言等	25
(6) 区民会議のリニューアルに向けた取組であることの明示	25
(7) 構成メンバー（参加者）の選出・人数・任期	25
(8) 構成メンバー（参加者）の役職等	25
(9) 構成メンバー（参加者）への対価	25
(10) 公開	26
(11) 開催記録	26
(12) 実施結果の取扱い	26
3 今後の検討課題	27
(1) 説明会等でいただいた主な意見・質問等	28
(2) 今後の検討課題	30
第6章 今後のスケジュール	31
資料	32

第1章 総論

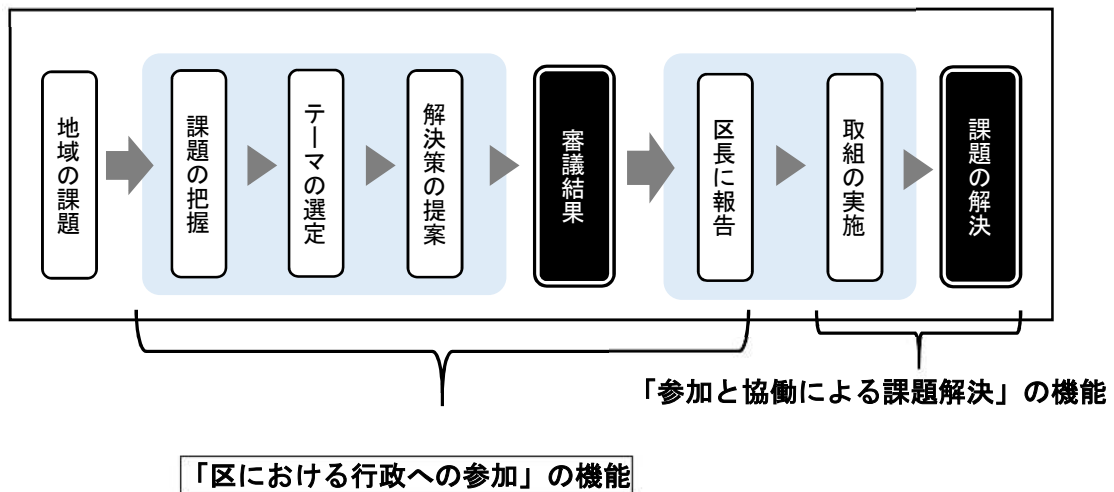
1 目的

これまでの区民会議が担ってきた「区における行政への参加¹」の機能について、これまでの制度運用における経験や、「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」の提言、区役所に求められる機能等を整理し、総合的に検討してきました。

この度、区における暮らしやすい地域社会の実現に向けて、自治基本条例第22条の制度趣旨を踏まえて、市民の主体的な参加による意見を区行政及び市政等に反映するよう努めるため、「区における行政への参加」の機能を具現化する「新しい参加の場²」のしくみを構築することを目的として、「区における行政への参加の考え方（以下「参加の考え方」といいます。）」を策定します。

<これまでの区民会議>

区民会議を通じた参加と協働による課題解決の流れ



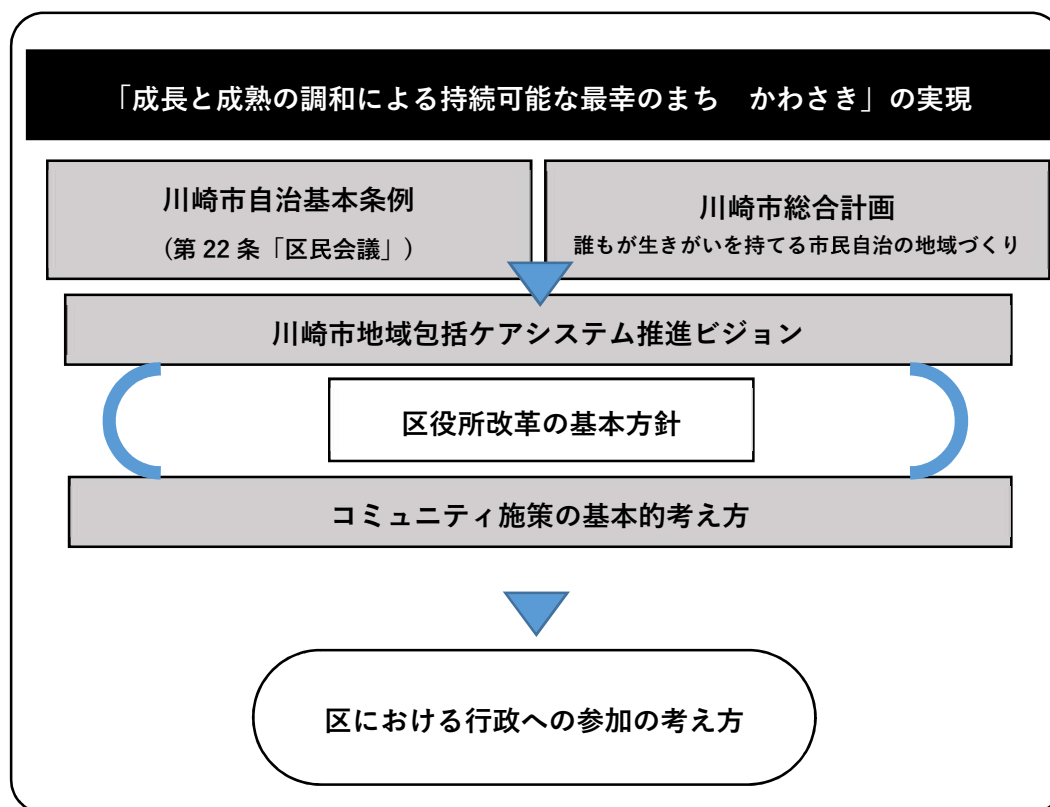
¹ 「区における行政への参加」…平成31（2019）年3月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」で、これまでの区民会議が担ってきた機能を「参加と協働による課題解決」の機能と「区における行政への参加」の機能に整理しました。この「区における行政への参加」とは、自治基本条例第22条に基づく概念として、「市民が地域課題の解決に向けて、意見や提案をするため、主体的に話し合いの場に加わることを指します。

² 「新しい参加の場」…これまでの区民会議に代わる場として、「区における行政への参加」の機能を具現化したものを指します。

2 位置付け

「参加の考え方」は、「川崎市総合計画」や「区役所改革の基本方針」、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方（以下「コミュニティ施策の考え方」といいます。）」などを踏まえながら、これまでの区民会議が担ってきた役割（機能）や成果、課題等を総合的に整理・検討し、これまでの区民会議に代わる「新しい参加の場」のしくみや、今後の取組に関する基本的な考え方及び枠組みを定めるものです。

自治基本条例第22条は、「自治運営の基本原則」の一つである「参加の原則」を「区」で制度として保障するという枠組みであり、どのように運用していくかということが重要です。超高齢化社会・人口減少社会の到来や、ポストコロナ時代を見据えた取組など急激な社会環境の変化に適切に対応しながら、地域包括ケアシステム³の構築に向けた取組等との連携も含め、市民自治の推進を図ります。



³ 地域包括ケアシステム…少子高齢化と相まって超高齢社会が進行する中で、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりのことです。川崎市では、高齢者や障害者、こどもに関わる施策をはじめとする保健医療福祉分野に限らず、まちづくりや教育、経済分野などあらゆる行政施策が連携したシステム構築をめざしています。

第2章 自治基本条例における区民会議の位置付け

川崎市では、自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、情報共有、参加及び協働を「自治運営の基本原則」として、行政運営、区のあり方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、平成16（2004）年12月に「自治基本条例」を議会の議決を経て制定し、翌年4月に施行しました。

以下で、市民自治と区民会議に関する内容を整理します。

1 市民自治

（1）基本理念

同条例第4条では、自治の基本理念を明らかにし、市民と市が、共に市民自治の確立を目指すこととしています。

（基本理念）

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- （1）市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- （2）市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- （3）市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

（2）自治運営の基本原則

同条例第5条では、市民、議会、市長等が共に担っていく自治運営の基本原則として3つの原則（情報共有、参加、協働）を定めています。

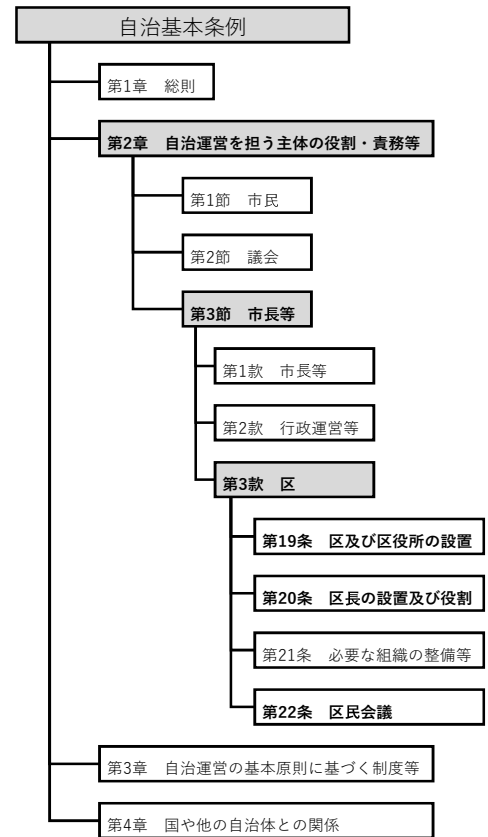
（自治運営の基本原則）

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- （1）情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
 - （2）参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
 - （3）協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。
- 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

(3) 区及び区役所の位置付けと区長の役割

- 同条例「第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等」、「第3節 市長等」のなかに、「第3款 区」として、市における区及び区役所の位置付けについて規定しています。
- 同条例第19条では、法に定める区及び区役所のあり方だけではない市における位置付けを定めています。
- 同条例第20条では、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、区長が果たすべき役割を定めています。



(区及び区役所の設置)

第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

(区長の設置及び役割)

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

- (1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。
- (2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するように努めること。
- (3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

(4) 区民会議

○同条例第22条では、第5条で定めた「参加の原則」を「区」で制度として保障するものとして、それぞれの区に、区民によって構成される会議（通称「区民会議」）を設置することを規定しています。

（区民会議）

第22条 それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）によって構成される会議（以下「区民会議」といいます。）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

2 これまでの区民会議の取組

区民会議は、平成17（2005）年度の試行期間を経て、平成18（2006）年に制定した区民会議条例に基づき、これまで6期12年間に渡り「参加と協働による地域課題の解決」を目的に各区において開催され、課題解決に向けた調査審議を行うとともに、調査審議結果を区長に提出し、区長はこれを区行政及び市政に反映するよう努めてきました。

(1) 位置付け

暮らしやすい地域社会をめざして、参加と協働により、区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行う市長の附属機関として各区に設置していました。

(2) 構成

○委員

各分野から団体推薦・公募・区長推薦の委員20人以内、任期2年で組織され、市長が委嘱していました。

○参与

市議会議員、県議会議員は、選挙区とされる区の区民会議に参与として出席することができ、話し合いの場で必要な助言を行っていました。

(3) 所掌事務

区民会議では、区における地域社会の課題を把握し、参加と協働により、その解決を図るための方針及び方策について調査審議しました。

例えば子育て支援、身近な環境の改善、まちの活性化など、市民の皆様の地域での活動や、日々の暮らしの中で発見した地域社会の課題について議論しながら共通の理解を図り、解決の方向性や具体的な解決方法、取組の担い手などを検討しました。

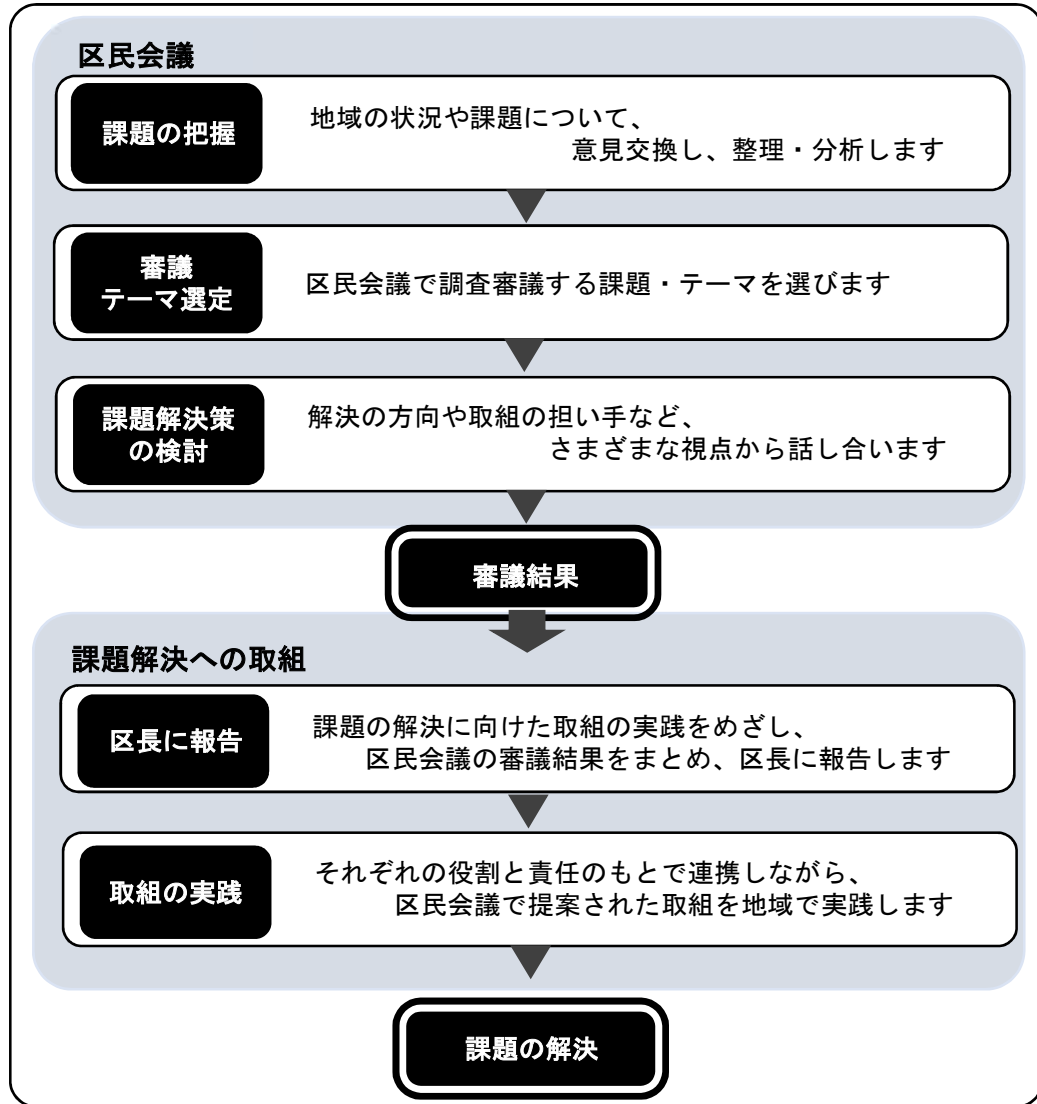
また、提案や提言にとどまらず、課題解決の取組を実践するなど、課題解決の機能も果たしてきました。



(4) これまでのあゆみ

- ・平成 17 (2005) 年 4 月 自治基本条例施行
- ・平成 17 (2005) 年 7 月 試行の区民会議を開催 (各区 3 回)
- ・平成 18 (2006) 年 4 月 区民会議条例施行
- ・平成 18 (2006) 年～ 第 1 期区民会議 (任期 2 年) がスタート
- ・平成 20 (2008) 年～ 第 2 期区民会議 (任期 2 年)
- ・平成 22 (2010) 年～ 第 3 期区民会議 (任期 2 年)
- ・平成 24 (2012) 年～ 第 4 期区民会議 (任期 2 年)
- ・平成 26 (2014) 年～ 第 5 期区民会議 (任期 2 年)
- ・平成 28 (2016) 年～ 第 6 期区民会議 (任期 2 年)
- ・平成 29 (2017) 年 6 月 区民会議休止
- ・令和 元 (2019) 年 6 月 区民会議条例廃止

(5) 区民会議を通じた参加と協働による課題解決の流れ



(6) 主な取組課題

区名	主な取組課題（○の数字は取り組んだ期を表す）
川崎	①区のイメージアップ ②人づくり、世代のつながりづくり ③高齢者が安心安全に外出できる環境整備 ④津波をはじめとする水害に対する区民の防災意識の向上 ⑤各家庭での防災意識の啓発 ⑥地域防災力の向上 など
幸	①地域防災活動の推進 ②地域コミュニティ活動の推進 ③地域におけるエコ・環境の推進 ④地域防災力の向上 ⑤自転車利用者の意識改善 ⑥交通安全対策の推進 など
中原	①地域で取り組む環境対策 ②これからのコミュニティづくりを考える ③安全・安心のきずなづくりに向けて ④絆を深めて支え合う防災体制づくり ⑤地域コミュニティ、みんなでまちをきれいに ⑥災害に強い、ユニバーサルなまちづくり など
高津	①子ども・子育て支援 ②地域防災とコミュニティ ③地域でつながる新しい形のコミュニティづくり ④地域防災の推進 ⑤マンションにおける防災対策とコミュニティづくり ⑥自助・共助による防災力の向上 など
宮前	①団塊の世代による高齢者福祉のサポート ②「冒険遊び場」を広めよう！ ③坂道を活かした活力づくり ④環境を活かした「人づくり」 ⑤ほっとやすらぎステーションを上げよう ⑥地域で気づき、福祉につなぐマインドの醸成 など
多摩	①子どもが外遊びを体験できるしくみづくり ②コミュニティづくり ③家庭でできる地球温暖化防止 ④いざという時に助け合えるしくみづくり ⑤日頃の住民をつなぐ取組が減災につながる ⑥若い人に住んでもらえるまちづくり など
麻生	①こどもの見守り～地域のつながり「あいさつ」がはじまり～ ②エコのまち麻生の推進 ③循環型のまち・生ごみリサイクル ④安全・安心のまちづくり ⑤ボランティアの活動促進 ⑥ふるさと麻生づくり～愛着と誇りの醸成～ など

第3章 区民会議のあり方検討の経過

1 区役所改革の基本方針（平成28（2016）年3月策定）

10年後の地域社会を見据えた今後の区役所の果たす役割と取組の方向性を明らかにするため、「中長期的な区役所のあり方」について検討を進め、平成28（2016）年3月に「区役所改革の基本方針」を策定しました。

（1）区役所の果たすべき役割

区役所は、身近な課題は身近なところで解決するという補完性の原則に基づき、地域に密着した行政機関として、これまで担ってきた行政サービスの提供に加え、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていくことを区役所の果たすべき役割の基本的な考え方として、3つの「めざすべき区役所像」に基づく取組を推進することとしています。

【めざすべき区役所像】

- ①市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所
- ②共に支え合う地域づくりを推進する区役所
- ③多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所

（2）区民会議のあり方の検討

区民会議のあり方については、自治基本条例に基づく第4期自治推進委員会において、「調査審議結果を具体的な事業として実行していくためのしくみづくり」や「認知度向上」、「委員の役割や任期、参与の位置付け等区民会議のしくみ自体の整理」などが必要であると提案がなされたことを踏まえ、審議結果を受けた実践活動の手法などの課題があることから、新たな区民会議のあり方については、より多くの区民が当事者意識を持てるよう、身近で小さな単位での実施など、地域づくりに向けた取組との関係性を含めて検討を進めることとしています。

2 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言

(平成 29 (2017) 年 3 月)

区役所改革の基本方針を踏まえ、学識者 3 名と公募市民 2 名で構成される「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」を設置し、区における市民自治の観点から、区民会議等の既存組織の役割や方向性も含め、地域の課題解決・活性化につなげる「共に支え合う地域づくり」について検討し、その結果を平成 29 (2017) 年 3 月に提言として取りまとめました。

以下では、提言について区民会議に関する内容を抜粋します。

提言：参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ

区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考えます。

- ・「地域の課題」とは身近な目に見える、実感できる課題であり、決して普遍的・抽象的なものではなく具体的なものはずです。これまでの区民会議の課題とされてきた「調査審議結果を具体的な事業として実行していくためのしくみづくり」や「認知度向上」等についても、市民一人一人の地域課題に対する感覚と区民会議で審議している課題とに乖離があり、市民が区民会議のことを「自分事」として感じられないことが原因ではないかと考えます。
- ・区民会議委員は多様な分野や活動団体から選出されていますが、一部の委員については関心が薄いテーマとならざるを得ない場合もあり、こうした場合にも委員自身にとって「自分事」とはならず、区民会議で審議した課題解決策の実践を、地域の団体(区民会議委員の出身団体であったとしても)に委ねることも、実際の現場では極めて難しいということもあります。
- ・「参加と協働による地域課題の解決」を目的とする場合、川崎市のような 1 区あたり 20 万人前後の人口を抱える政令指定都市では、現状の区民会議のように区全域ではなく、地域包括ケア推進システムの構築を踏まえながら、小さな単位(学校区や地区社協単位など)で地域の課題解決を図ることが妥当と考えられます。
- ・実践を考えると「調査・審議」にとどまらず、無作為抽出の手法など多様な地域の方々が参加し、建設的に話し合い、実践するところまでをしくみとして導入することが必要と考えます。
- ・区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考えます。

提言：その他関連する制度等との関係

「新たなしくみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体として視点を持ちながら、既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠とされます。

- ・「新たなしくみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、区レベルでは、まちづくり推進組織や資金支援制度、市民活動支援拠点の整備など、全市レベルでは市民活動センターや市民自治財団などといった関連する既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠とされますので、併せて提言します。

3 これからのコミュニティ施策の基本的考え方

(平成 31 (2019) 年 3 月)

川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会の提言を受けて、市民創発による持続可能な暮らしやすい地域を実現するため、平成 31 (2019) 年 3 月に「コミュニティ施策の考え方」を策定しました。

以下では、希望のシナリオの実現に向けた今後のコミュニティ施策の取組における「新しい参加の場」に関わる事項について抜粋します。

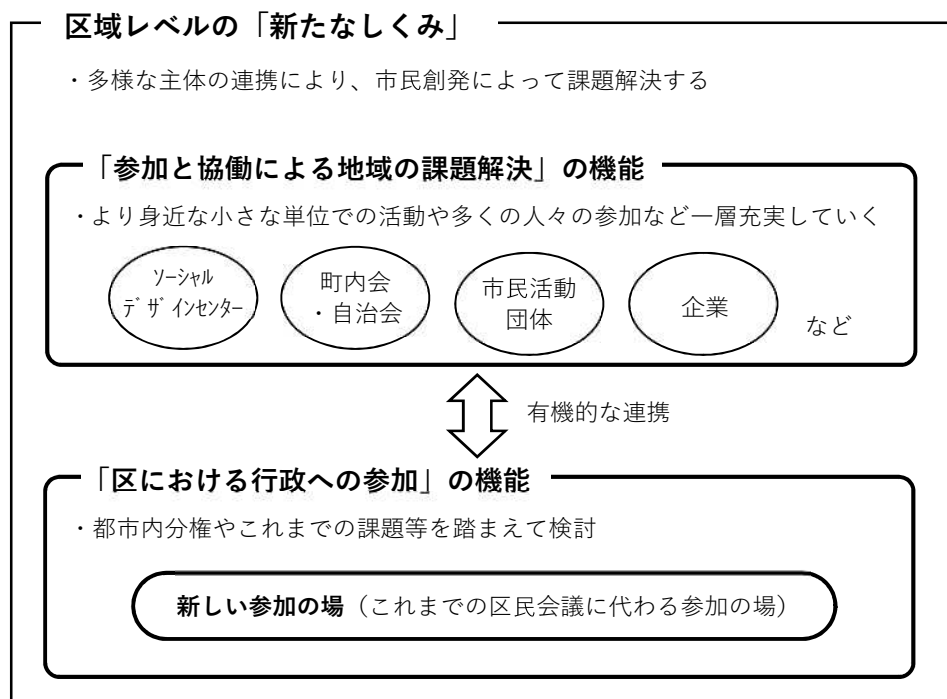
(1) 市民創発の共有

- ・川崎市では、自治運営の基本原則である情報共有、参加、協働に基づき、様々な施策を展開してきました。これまでの取組を深化させ、この「コミュニティ施策の考え方」に基づき、新たに「市民創発⁴」という考え方を共有し、様々な主体が出会いつながり、多様な資源を持ち寄りながら、より複雑化する地域課題に的確に対応し、社会の変化を促しつつ、「希望のシナリオ」を実現し、市民自治と多様な価値観を前提とした豊かで持続可能な都市型コミュニティの形成を目指していきます。

⁴ 市民創発…様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出していくというものです。(これからのコミュニティ施策の基本的考え方 (平成 31 (2019) 年 3 月策定))

(2) 既存施策の方向性

- ・これまでの区民会議は「参加と協働による地域の課題解決」を目的に設置され、課題解決に向けた調査審議を行ってきました。また、調査審議結果を区長に提出し、区長はこれを区行政及び市政に反映するよう努める「区における行政への参加」の機能も併せて担ってきました。
- ・「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、市民創発による「新たなしくみ⁵」の環境整備を行うことにより、様々な効果が期待されることから、「新たなしくみ」に引き継がれるとともに、より身近な小さな単位での活動や多くの人の参加など、一層充実されていくものと考えられます。
- ・「区における行政への参加」の機能については、区民の多様な意見を反映する制度のあり方について、「まちのひろば⁶」や「ソーシャルデザインセンター⁷」との関係性も含めて検討を進めます。
- ・政令指定都市という大都市における都市内分権の機能という視点や既存制度の運用における課題等を踏まえ丁寧に議論を進めます。



⁵ 新たなしくみ…希望のシナリオの実現に向けて、地域のつながりをつくり、多様な主体による地域づくりを進めていくためのしくみです。(これからのコミュニティ施策の基本的考え方(平成31(2019)年3月策定))

⁶ まちのひろば…目的がなくても、誰もが気軽に集える場であることと同時に、活動中の人々やこれから頑張りたいと思っている人々のための場や、地域の人材が専門性を発揮して、新しい活動に結びつく「コトおこし」ができる場が想定されます。(これからのコミュニティ施策の基本的考え方(平成31(2019)年3月策定))

⁷ ソーシャルデザインセンター…相談、資金助成、人材育成のほか、町内会・自治会、NPO、企業等をつなぐコーディネート機能、「まちのひろば」への支援などを担う区域レベルのプラットフォーム(基盤)です。(これからのコミュニティ施策の基本的考え方(平成31(2019)年3月策定))

4 区民会議意見交換会及びアンケート調査

(平成29(2017)～30(2018)年2月)

各区の区民会議委員を対象とした意見交換会及び同委員へのアンケート調査を行うなど、区民会議の成果や課題について区民会議委員からの意見を聴取した結果、これまでの区民会議について、区民会議委員の負担感、効果的な課題解決に向けた実践的な展開のあり方などの課題が指摘されました。

- 「地域課題を抽出することができた(色々な意見を吸い上げることができている)」、「区や地域に興味をもつきっかけができた」、「提言が行政に反映されて市民生活がよくなった」という意見から、参加のしくみとしての有効性も確認された一方で、「他の会議との重複感」、「委員構成に偏りがあった」、「他の会議との重複感や負担感があった」、「検討テーマにあった人選が必要」、「任期2年では課題解決まで見届けられない」、「会議の敷居が高く意見が言いづらい」、「市民参加の仕方も変わってきている」といった意見があり、参加のしくみとしての課題もあげられました。
- 任期2年、人数20名などを固定的に定めた区民会議条例の規定等により、柔軟な見直しが困難だったことから、これまで指摘された課題の解決が難しかった面もあったため、参加のしくみの検討にあたっては、柔軟な見直しができるしくみが求められました。

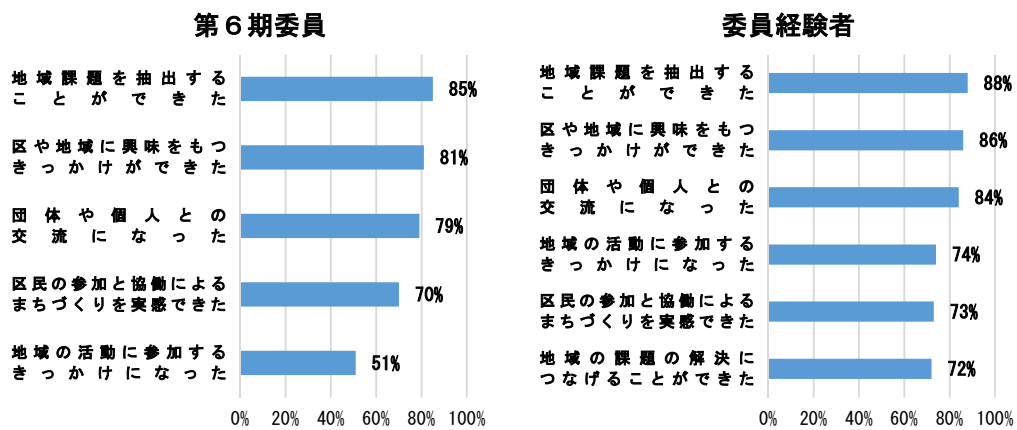
【区民会議意見交換会】



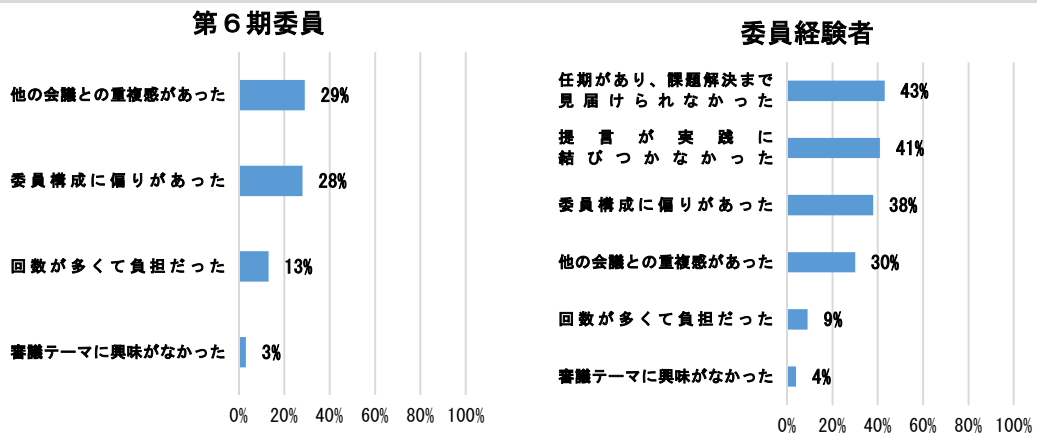
第3章 区民会議のあり方検討の経過

【アンケート結果】（第6期委員及び委員経験者（第1～5期委員長、副委員長等））

よかった、楽しかった、成果と感じたこと（「そう思う」と「ややそう思う」の合計（多い順））



よくなかった、大変だった、課題と感じたこと（「そう思う」と「ややそう思う」の合計（多い順））



5 コミュニティ施策検討有識者会議

コミュニティ施策推進の進捗状況等に関し、学識経験者による市民意見の整理や専門的知見から助言を得ることを目的に、川崎市コミュニティ施策検討有識者会議を設置し、学識経験者3名により、「区における行政への参加」について助言（平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度）を受けました。

以下は、助言の抜粋となります。

○制度理念

- ・これまでの課題を改善し、万能に全ての機能を担う単一の会議体を設置することは難しいため、単体の会議体ではなく、例えば、会議や広聴など複数の既存機能と補完しながら、全体として新たな区民会議システムを構成するのはどうか。
- ・新たな区民会議システムは、無作為抽出方式等のフォーラムなど、アドホック（特定・特別の目的のために臨機応変）に行う柔軟いシステム（しくみ）として捉えた方がよい。
- ・固い会議体等を作ると5年くらいで機能しなくなる可能性があるのであれば、その都度、色々なものを実験していくようなものとして、新たな区民会議システムを構築した方がよい。
- ・「新たな参加の場」には、市民意見が、参加の場で意見交換・議論させることで精査され、新しい情報となること（情報生産機能）、その議論をオープン（公開）にして社会の中に溢れ出させる機能（メディア機能）が求められる。
- ・区として、市民創発で起きていることに対して、どういうところが対応できるのか考えることが大切である。
- ・「新たな参加の場」での提案を区行政に反映できない場合、その理由をしっかりと説明すればよい。参加の場で聴いた意見を全てやらなければいけないというのは違うと思う。

第4章 区における行政への参加の基本的な考え方

1 検討における要点

これまでの制度運用における課題や、関連する方針、施策における取組を踏まえて、「新しい参加の場」のしくみを構築するため、「区における行政への参加」の検討における要点を整理します。

(1) 区役所に求められる機能

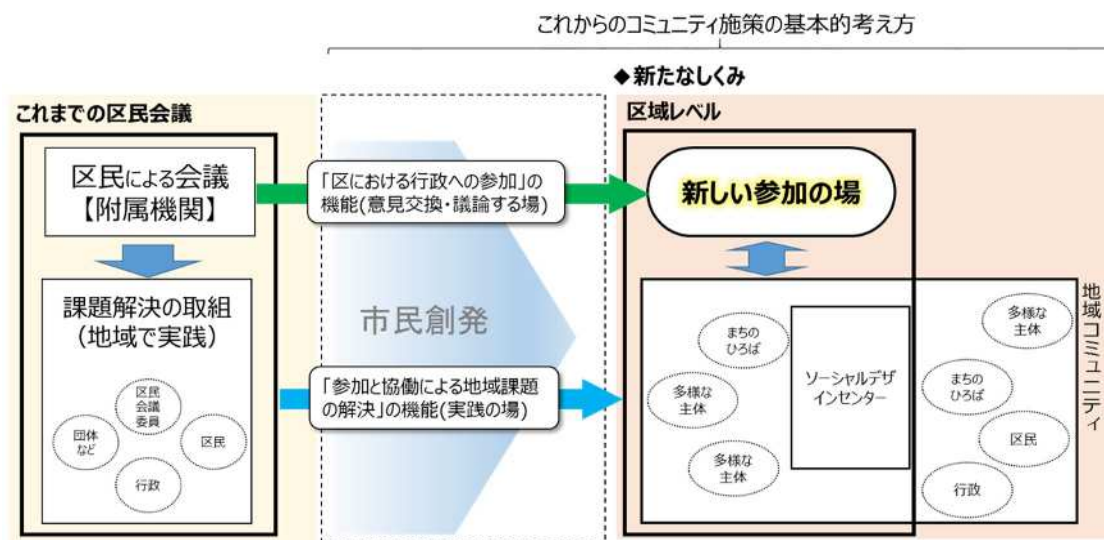
- 自治基本条例では、区役所を参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くための拠点として位置付け、区長に区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めるという役割を規定しています。
- また、市民に身近な区役所は、市民同士が支え合い、課題の解決が図られる地域づくりに向けて、地域での「顔の見える関係」や地域コミュニティの形成につながるきっかけづくりの取組を進めるとともに、地域課題対応事業の活用や取組自体の工夫などにより、多様な主体の参加と協働による地域の課題解決に取り組みます。
- 市は、こうした区役所の位置付け及び区長の役割を前提として、区における課題を市民の参加と協働により地域で主体的に解決することを目的に、多様な意見を出し合い、議論・意見交換できる環境を制度として保障していく必要があります。

(2) 参加する市民の代表性のあり方

- 地域団体等の代表者や公募市民などの参加者の意見は、必ずしも市民全体の意見を代表するものではありません。しかしながら、いただいた意見を区行政及び市政に反映するよう努めることとする区民会議の制度趣旨から、参加する市民の代表性のあり方が課題となります。
- そこで、参加者に代表性を求めるのではなく、「参加の場」の透明性の確保や、出された意見を多様な対話に基づく、真摯な意見交換の結果としていくことが重要です。
- また、より多くの方の参加を得るため、無作為抽出の手法を取り入れるなど、これまで参加のきっかけがなかった市民への働きかけも必要です。

(3) コミュニティ施策の推進と地域で支え合う関係づくり

- 「コミュニティ施策の考え方」では、今後のコミュニティ施策の取組として、希望のシナリオの実現に向け、新たに市民創発という考え方に基づくまちづくりの方向性を示しました。
- これまでの区民会議が担ってきた「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、行政主導の協働スタイルを見直し、多様な主体による「新たなしくみ」による市民創発型の課題解決を目指すこととし、「区における行政への参加」の機能は、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性も含めて検討をする必要があります。
- 「ソーシャルデザインセンター」は、7区横並びに同じものを設けるのではなく、出来るところから進めていくこととしています。「新しい参加の場」についても、区の独自性を踏まえて、各区の実情に応じながら、様々な手法で試行錯誤しながら取組を進めます。
- また、地域における人と人との多様なつながりの機会が不足しているという意見もあります。地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や地域防災の取組など、地域で実践する課題解決の取組に向けて、日々の暮らしや災害時において地域で支え合う「互助」の関係づくりも重要です。



地域包括ケアシステム…川崎市では、高齢者や障害者、こどもに关わる施策をはじめとする保健医療福祉分野に限らず、まちづくりや教育、経済分野などあらゆる行政施策が連携したシステム構築をめざしています。

(4) これまでの制度運用における課題

- 「委員構成に偏りがあった」や「他の会議との重複感があった」、「任期があり課題解決まで見届けられなかった」との意見がありました。これまでの区民会議を附属機関という枠組みで実施していたため、委員や任期など実施形式を柔軟に変更することができなかったことにも、これまでの制度運用における課題の要因があります。
- 区民会議委員は、各分野から選出された後に、議題やテーマを検討・選定していたことから、その決定に時間を要し、負担が増加するだけでなく、決まったテーマによっては、委員自身にとって関心が薄く「自分ごと」として感じられなかったという指摘もありました。
- また、これまでの区民会議は様々な成果を上げてきた一方で、「提言が実践には結びつかなかった」という意見もありました。意見交換にとどまらず、課題解決の取組まで議論し、その結果を区行政及び市政の反映に努めるため、そのしくみを検討する必要があります。

課題としての主な意見（区民会議委員へのアンケート調査・区民会議意見交換会）

- ・ 課題が区民に届かない
- ・ 課題が偏りがち（テーマが似る）
- ・ 意見の敷居が高い
- ・ 楽しいことを言える雰囲気でない
- ・ 他の会議との重複感があった
- ・ 委員構成に偏りがあった
- ・ 回数が多くて負担だった
- ・ 審議テーマに興味がなかった
- ・ 任期があり課題解決まで見届けられなかった
- ・ 提言が実践に結びつかなかった

など

2 制度運用の方向性

(1) 方向性

- 大都市における市民自治充実の観点から、身近な区を単位として、「新しい参加の場」を制度として保障・充実させるため、試行の取組と継続的な意見聴取を推進しながら、今まで以上に、より多くの市民が関わり参加しやすい機会の拡充を図ります。
- 「新しい参加の場」については、一律の枠組みを最初から決めるのではなく、議題やテーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとします。
- より複雑化する地域課題に対応するため、「新しい参加の場」での対話による相乗効果と区役所と局等相互の適切な調整により、地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決を推進していきます。

(2) 基本的な考え方

① 市民自治の充実に向けた参加機会の拡充

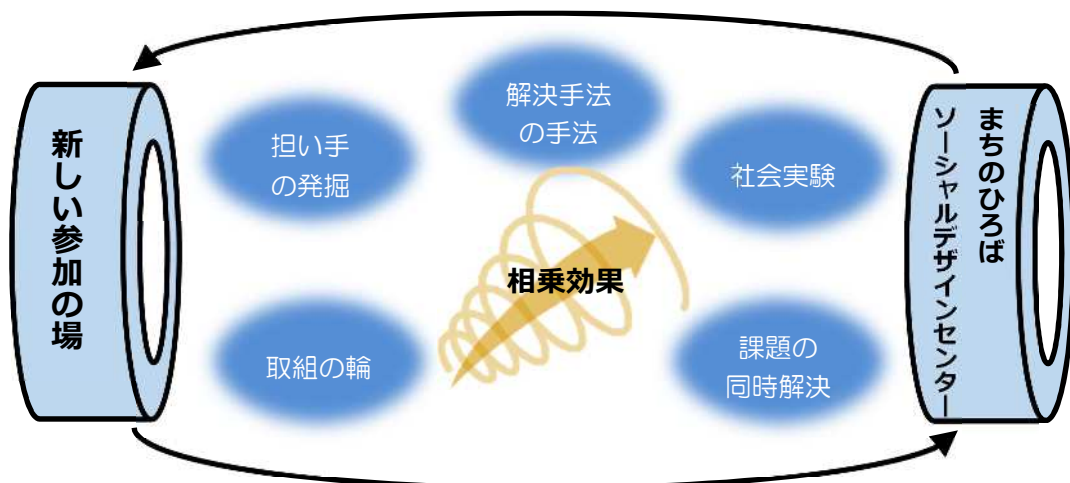
- 川崎市は、歴史的な経過から南北に細長い形であり、人口が150万人を超える政令指定都市であるため各区の状況や地域の課題も様々です。1区あたり20万人前後の人口を抱える大都市として、市民自治の充実を図るため、より多くの市民が区における行政に参加する機会を制度として保障し、有効に機能させていくことが必要です。
- これまでの区民会議は、条例で設置された附属機関として委員20人以内、任期2年など固定的な枠組みで、参加の機会が限られていました。こうした、これまでの制度運用における課題を踏まえ、「新しい参加の場」では、これまでの参加者はもちろんのこと、参加のきっかけがなかった市民、無関心層など、より多くの方の参加を得るため、様々な参加手法や実施方法の工夫により、参加機会の拡充を図ります。
- 「新しい参加の場」をより良いしくみとするため、多様な手法にチャレンジしながら、試行の取組と継続的な意見聴取を推進します。

② 多様な市民意見の聴取を可能とする柔軟なしくみ

- より複雑化する地域課題の解決に向けて、多様な市民意見を聴取するために、実施形式や開催場所・時間などを工夫することにより、幅広い世代の方、地域活動を積極的にしている人やしていない人、テーマに特別関心が強い人や、逆に無関心な人など属性が異なる多くの人に参加できるよう取り組みます。
- また、より良い議論をするには、検討すべき課題がまず先にあり、その課題にふさわしいメンバー構成を検討し、対話の場を設定するという組立が望まれます。
- 「新しい参加の場」において、活発な意見交換や議論を促し、多様な意見を抽出するため、議題やテーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとします。

③ 新たな価値を創出する市民創発を促す場

- 近年、単身世帯の割合の増加や少子高齢化、住民同士の関係の希薄化など、暮らしを取り巻く地域コミュニティの環境が変化し、より地域課題が多様化・複雑化しています。
- 「コミュニティ施策の考え方」では、目的がなくても誰もが気軽に集える「まちのひろば」と、市民創発による課題解決を目的に社会変革を促す「ソーシャルデザインセンター」と、「新しい参加の場」について、地域課題を解決する役割を果たす「新たなしくみ」としてしています。
- 地域課題の解決に向けては、地域の実情を把握し、その動きと連動する必要があります。地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や防災、子育て等に関する取組を推進するため、支え合う関係づくりに取り組むとともに、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」と「新しい参加の場」が連携することで相乗効果を生み出し、市民創発型の課題解決の取組を推進します。
- 「新しい参加の場」において、場の持ち方や実施形式、プログラム構成等を工夫することにより、参加者の対話による市民創発を促し、それぞれの思いを共有・共感させ、今まで考えもしなかった、思いもよらない解（新たな解）を導き出すことを目指して取り組みます。



④ 組織間での調整機能の適切な運用等による課題解決の取組の底上げ

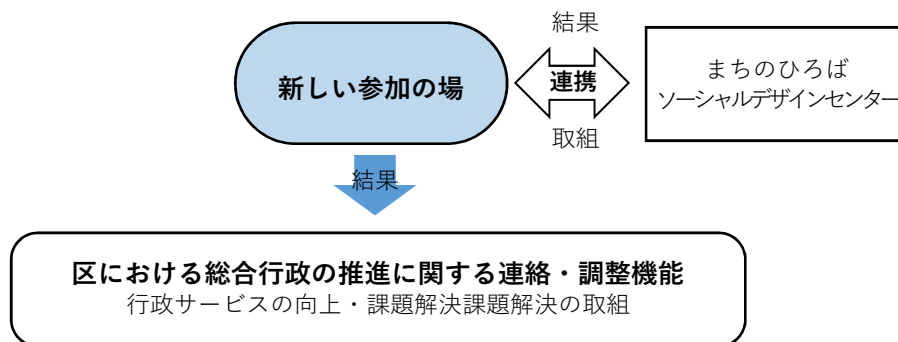
○「新しい参加の場」で意見交換・議論した結果は、地域課題の解決に向けた真摯な意見交換の成果として尊重する必要があります。

○その成果を具体的な取組につなげる方向性については、大きく以下の3つに分けられます。

- ① 協働による解決を目指すもの⁸
- ② 市・区の事業として市民参加による解決を目指すもの
- ③ 主として地域における自主的な取組による市民創発型の解決を目指すもの

○行政以外との協働による解決や、主として地域における自主的な取組による市民創発型の解決を目指すものについては、「新しい参加の場」の構成メンバーのつながりや、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」等との有機的な連携などにより、課題解決の取組を検討・調整します。

○行政との協働による解決や、市・区の事業として解決を目指すものについては、関係部署や既存会議等と連携を取りながら、区における総合行政の推進に関する連絡・調整機能を適切に運用し、行政サービスの向上・課題解決の取組の底上げを図ります。



⁸協働による解決を目指すもの…市民活動団体や町内会・自治会、ソーシャルビジネス事業者、企業、大学等の多様な主体がそれぞれの特徴や役割を活かして、地域の課題や社会的課題を解決する協働の担い手として期待されています。

第5章 「新しい参加の場」の基本的な枠組み

1 具体的な取組の方向性

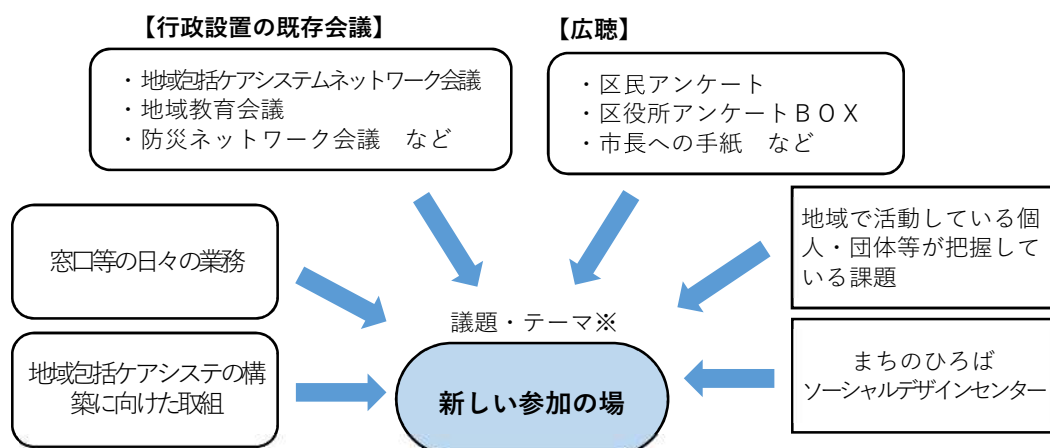
「新しい参加の場」に関する具体的な取組については、前章「区における行政への参加の基本的な考え方」に基づき、以下の方向性を基本として、試行実施に向けて検討を進めていきます。

① 若い世代や新しい人材の確保、ポストコロナ時代を見据えた取組の工夫

- ・これまで地域で活動されてきた方の豊富な知識や豊かな経験は、地域にとって貴重な財産となっています。一方で、地域活動の継続的な力を育むには、若い世代や、働き盛りの世代の参加が不可欠となります。
- ・多様な意見聴取や、新たな視点を取り入れるためにも、特に若い世代や新たな人材の参加への配慮に加え、ポストコロナ時代を見据えて、新しい生活様式を踏まえた参加の場の整備など、オンラインでの実施など積極的なICTの活用、平日夜間や休日開催など開催手段・時期を工夫して取り組みます。

② 地域の実情を踏まえた議題・テーマの設定

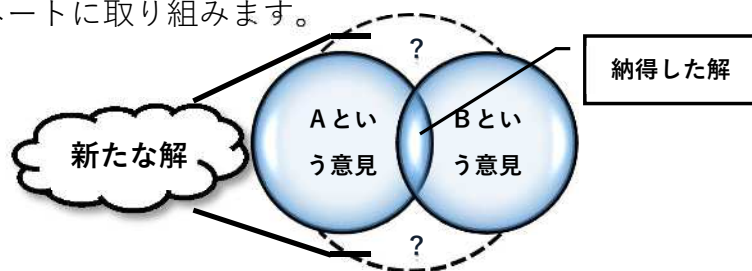
- ・「新しい参加の場」で意見交換する地域課題については、地域で生活している市民の実感に基づく課題であることが大変重要です。一方で、「区における行政への参加」という観点からは、行政計画や方針、各事業へ市民意見を反映するため、市民参加による場の設定が必要なものもあります。
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や、日々の相談業務、協働事業などで「区役所が把握している課題」及び、課題解決に向けて「地域で活動している個人・団体等が把握している課題」であって、市民の参加及び協働により課題解決に向けた取組を進める必要があるものを「議題・テーマ」として行政が設定します。



※議題・テーマを選ぶために「新しい参加の場」を開催することも想定されます。

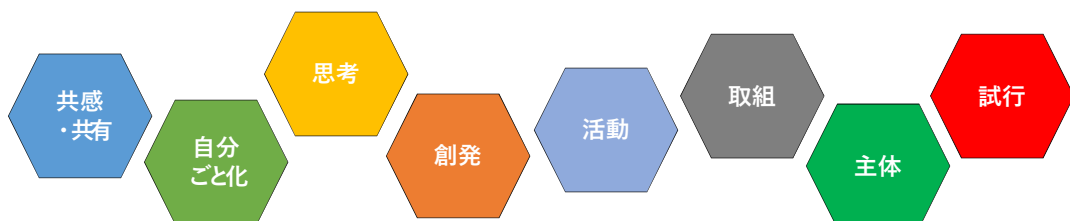
③ 場づくりのコーディネート機能

- ・「新しい参加の場」は、今までの様に、意見集約や提言など一つの解を目指す場ではなく、他者との意見交換や対話によって共感や思いの共有によって、相手を認め、様々な意見があることを理解することで、多くの意見を引き出すとともに、納得した解だけではなく、今まで考えもしなかった、思いもよらない解(新たな解)を導きだすことを目指します。そのため、意見が対立したり、異質で個性的な意見が出されたりする場合であっても、それぞれの意見を排除することなく、意見交換の場をコーディネートしていかなければなりません。
- ・本市では、区役所のコーディネート機能の強化を図るため、行政職員のファシリテート能力の向上を目指した実践的な研修などに取り組んでいます。こうした取組だけでなく、必要に応じて第三者としての立場でのファシリテーターを配置するなど、市民創発を促すため、場づくりのコーディネートに取り組めます。



④ 参加の場のプロセスデザイン

- ・「新しい参加の場」について、地域課題の解決に向けて、企画・立案（課題解決の方向性や具体的な手法を検討する場）、実践（具体的に行動する場）、評価・検証（行動を振り返り、次につなげる場）等どの段階に設定するかによって、意見交換した結果をどのように「反映」していくのかが異なります。
- ・こうした参加の場のプロセスデザインを明確にするとともに、最終的には議論した結果を課題解決の取組までつなげることが大切となります。単に課題に対する意見に止まらず、地域課題を「自分ごと化」して、自分たちなら何ができるかという視点を持ちながら、具体的な解決方法と担い手となる実施主体についても議論することが重要です。
- ・行政が取り組むべき課題は市・区の事業として解決を目指し、地域で解決できる課題は、「新しい参加の場」の枠を超えた新しい活動の創出や、既存活動での解決など、課題解決を見据えた運用を目指します。



2 開催に関するガイドライン

開催形式等は、「1 具体的な取組の方向性」を踏まえ、以下の内容を基本として、試行実施までに詳細について検討を進めていきます。

「新しい参加の場」の開催、運営にあたっては、要綱等により運営事項を定めます。

(1) 「新しい参加の場」及び参加者の位置付け

- 暮らしやすい地域社会の実現のため、他の法令や制度に基づく参加機会が確保されているものを除き、「区における行政への参加」として、参加と協働による地域課題の解決を目的に、区役所が主体となって意見交換・議論する場を創出します。
- 「新しい参加の場」は条例で委員数や任期などを定める附属機関とはせず、議題やテーマに応じて、弾力的に運用できる柔軟かつ、より多くの市民が参加できるしくみとします。
- 参加者は附属機関の委員ではないため、委嘱等はいりません。

(2) 開催単位

- 「コミュニティ施策の考え方」における区域レベルの新たなしくみの一つとして、区で開催します。

(3) 開催主体

- 自治基本条例における区の役割に基づき、区役所が主催します。

(4) 実施形式の例

① ラウンド・ミーティング型（小規模）

- ㊦ 既存会議の代表者や、ソーシャルデザインセンターの代表者などと、少人数で区域の横断的なテーマで意見交換する。
- ㊧ テーマや対象者を絞らず、公募により幅広く意見交換する。
- ㊨ テーマ設定やターゲットを絞り、推薦や公募によって意見交換する。

② ワークショップ型（中規模）

- ㊦ 公募や無作為抽出の市民と、特定テーマで意見交換する。
- ㊧ 公募や無作為抽出の市民と、区域の横断的なテーマで幅広く意見交換する。

③ レクチャーフォーラム・シンポジウム型（大規模）

- ㊦ 専門家の話をきき、その後公募や無作為抽出の参加者と講師若しくは参加者同士で話し合う。
- ㊧ 壇上で代表者（2人～6人）が話し合い、その後、公募や無作為抽出の参加者と代表者若しくは、参加者同士で話し合う。

④ 混合型
 上記①から③を組み合わせる。
 <ラウンド・ミーティング> <ワークショップ> <シンポジウム>



The image contains three illustrations: 1. 'Round Meeting' shows a group of people sitting around a table. 2. 'Workshop' shows people gathered around a table with a map or document. 3. 'Symposium' shows a speaker at a podium with an audience.

(5) 意見集約や提言等

○「新しい参加の場」は附属機関ではないため、合議し、区長等に対する報告、答申、提言等を行いません。参加者から聴取した個別意見を意見交換の結果として、行政がそれぞれの意見を類型化するなど、開催記録として取りまとめます。

(6) 区民会議のリニューアルに向けた取組であることの明示

○「新しい参加の場」は柔軟に実施することができ、会や集まりの名称等も自由に決めることが可能ですが、区民会議のリニューアルに向けた取組であることを明示します（明示する文言、名称、方法等については試行実施までに検討）。

(7) 構成メンバー（参加者）の選出・人数・任期

○「新しい参加の場」は議題やテーマに応じて、構成メンバーや人数などを設定します。

(8) 構成メンバー（参加者）の役職等

○運営にあたっては、会長等の役職は設けず、構成メンバーが対等な立場での意見交換・対話する場とします。

(9) 構成メンバー（参加者）への対価

○議題やテーマ等に応じて多様な手法で意見聴取、意見交換の場を設定し、より多くの市民が参加できるようにするため、予算の影響によって開催回数や参加人数等に制限がかからないよう構成メンバー（参加者）への対価（謝礼金）は原則、支払いません。

○ただし、学識経験者などの有識者からの意見が必要な場合や、無作為抽出により市民に参加を求める場合などは、必要に応じて、対価（謝礼金）を支払うことができるものとします（詳細は今後検討）。

(10) 公開

- 「新しい参加の場」は公開とし、ICTを積極的に活用し動画をインターネットで配信するなど、開催時間にかかわらず傍聴できる工夫をします。

(11) 開催記録

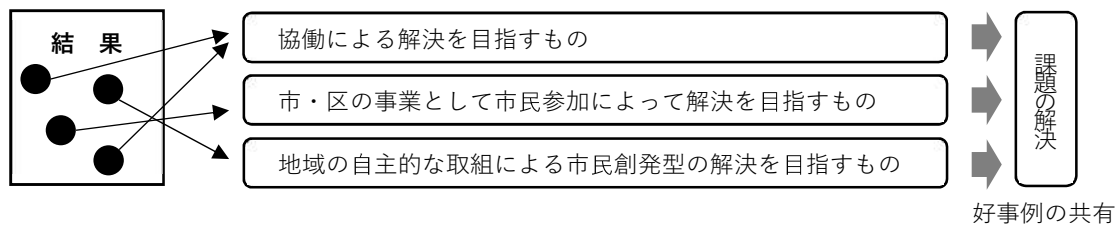
- 記録を作成し、市(区)ホームページに掲載するほか、各区で閲覧できるようにします。

(12) 実施結果の取扱い

- ・「新しい参加の場」での結果は、ひとつとは限りません。それぞれの結果を、市民と行政が、その役割と責任において、課題の解決に取り組む必要があります。また、市として課題解決に取り組むことが難しい場合には、その理由を説明し応答責任を果たす必要があります。
- ・課題の解決においては、その取組を一から実施するものや、既にある取組や活動を活かしながら進めるものもあることから、その取組の熟度に応じながら実施内容を決める必要があります。

【結果を具体的な取組につなげる方向性】

- (ア) 協働による解決を目指すもの
- (イ) 市・区の事業として市民参加による解決を目指すもの
- (ウ) 主として地域における自主的な取組による市民創発型の解決を目指すもの



3 今後の検討課題

令和2(2020)年11月に「参加の考え方」検討の方向性について取りまとめ、地域が抱えている課題への考え方や、元区民会議委員の経験を踏まえた意見を伺うため、同年11月下旬から12月にかけて、町内会・自治会への説明や、元区民会議委員への説明会及びアンケートを実施しました。

その中でいただいた御意見等については、「参加の考え方」に一部を反映するとともに、今後の試行実施及び「新しい参加の場」の取組を推進する上での検討課題とします。

<町内会・自治会への説明>

名称	日付	場所	人数
中原区町内会連絡協議会「役員会」	令和2年11月19日	中原区役所	22人
橘地区町会長会議	令和2年11月26日	橘出張所	36人
全町連役員会	令和2年12月1日	総合自治会館	19人
川崎区連合町内会理事会	令和2年12月11日	川崎区役所	13人
麻生区町会連合会理事会	令和2年12月11日	麻生区役所	20人
高津地区連合町内会町会長会議	令和2年12月14日	高津区役所	31人
多摩区町会連合会 役員会	令和2年12月18日	多摩区役所	13人
幸区町内会連合会	令和2年12月21日	幸区役所	22人

<元区民会議委員への説明会>

回数	日付	場所	人数
第1回【宮前区】	令和2年12月18日	宮前区役所	9人
第2回【幸区】	令和2年12月21日	幸区役所	4人
第3回【川崎区】	令和2年12月21日	川崎区役所	13人
第4回【麻生区】	令和2年12月22日	麻生区役所	11人
第5回【多摩区】	令和2年12月22日	多摩区役所	11人
第6回【高津区】	令和2年12月23日	高津区役所	8人
第7回【中原区】	令和2年12月23日	中原区役所	10人

(1) 主な意見・質問等（元区民会議委員説明会・アンケート）

○検討の方向性について

- ・声なき声をどう取り込めるか。
- ・南部と北部で課題が違う。区の特徴に基づいて議論すべき。
- ・誰が「新しい参加の場」に参加することになるのか。
- ・物事を決める時には、ある程度期限を区切ることは必要。
- ・意見をしたものが、結果としてどう反映されるのか。
- ・誰が、どうコーディネートしていくのか。
- ・予算はどうなるのか。予算がないと実行するにしてもできない。
- ・住民自治は、住民が主体でやっていくことが大切である。
- ・住民との対話をもっとしてほしい。
- ・もっと下からの声を拾い上げるべき。
- ・若い人に参画してもらうために、オンラインを活用してはどうか。
- ・若い人たちから、率直な意見を汲み上げて、参加を促進できるしくみを期待する。
- ・内容がよくわからない。
- ・議員はどのような扱いになるのか。
- ・まち協との関係性の整理が必要。
- ・まち協は、課題を持った人が参加していた。
- ・それぞれの団体がクローズな状態である。
- ・地ケアとのマッチングはどうなるのか。

○試行実施の枠組みについて

- ・構成メンバーの選出にあたって、ステークホルダーをどう設定するか。
- ・議題やテーマは誰が決めるのか。
- ・事務局は誰が担うのか。市民が事務局に入る必要があるのではないか。
- ・行政が責任を持ってやるべき。

○ソーシャルデザインセンター（以下「SDC」という。）について

- ・SDCはどのようなものか。誰がやるのか。
- ・SDCとの有機的な連携とはどのようなものか。
- ・区民会議の課題をSDCが拾い上げるのか。
- ・SDCについて、予算が3年経ったら行政から補助金が出なくなるので、本当にそれで、できるのか。行政もお金は市民の税金なので、行政の予算を使ってやっても良いと思う。
- ・行政の予算が入ると制約される部分があるので、自力でやらないと自分でやりたいことの理想は叶えられないと思う。

○これまでの区民会議について

- ・区民会議はあまり知られていない。
- ・区民会議の良さを再認識した。きちんとやっていた自負がある。
- ・附属機関でなくなることで、区の職員の関与はどうか。
- ・これまでの区民会議は形式的だったので、難しさがあった。ただし、色々な人に出会えてよかった。
- ・これまでの区民会議は委員構成に偏りや選出方法に違いがあった。
- ・区民会議は提案ありきで進んでいった。
- ・環境問題などの区で取り扱えないテーマなどは取り上げてもらえなかった。区と局との連携が必要。
- ・これまでの区民会議は、行政に何をやってもらいたいかということであったが、将来的に自分の区がどうなったら良いかを話せると良いと思う。
- ・提言されたことが、実践されていない。
- ・予算の金額によって、開催回数が制限されたため、報酬はなしでよい。

○新型コロナウイルス関連について

- ・コロナの影響など、社会環境が大きく変わろうとしている。いい方向に向かえば。
- ・コロナ禍で、ITの能力の差が生まれている。



(2) 今後の検討課題

今後の検討課題について、次のとおり整理します。

○議題・テーマの具体的な設定方法

- ・これまでの区民会議では、課題・テーマ設定が行政側の主導によることもあった。地域課題を一番よく知っている地域の方の自主的な取組が大事であることを踏まえた議題・テーマ設定の具体的な方法を検討します。
- ・また、議題・テーマには、地域の将来像や魅力など前向きに取り組むことができるテーマ等の設定が可能な場としていくことも大切となります。

○構成メンバーの具体的な選出方法

- ・議題・テーマに応じて、誰をどのように選ぶかなど、実施手法に応じて、議論や意見交換を活性化させるための「構成メンバー」の具体的な選出方法を検討します。

○運営への参加

- ・事務局について、市民自治の観点から、運営を行政のみが担うだけでなく、市民も運営に参加という視点も検討します。

○具体的な課題解決に向けた調整フロー

- ・区と局で連携が必要な区域の課題について、局区間の連絡・調整機能を適切に運用するため、具体的な調整フローの見直しを検討します。

○「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との具体的な連携方法

- ・議題・テーマの設定方法や、地域の自主的な取組による市民創発型の解決を目指すものなど、各区の「ソーシャルデザインセンター」の進捗状況を踏まえて、具体的な連携方法を検討します。

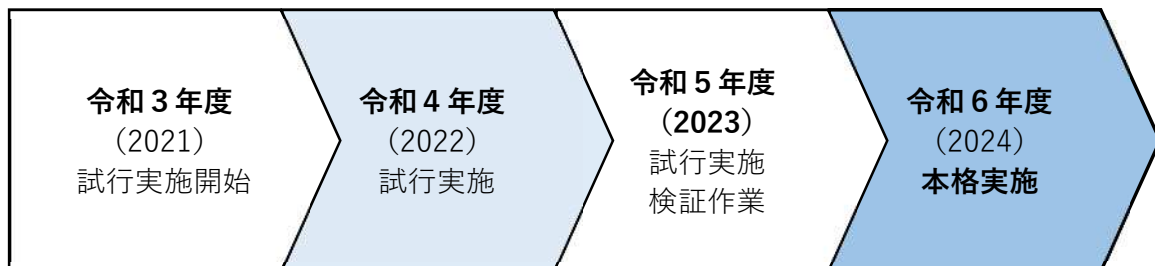
第6章 今後のスケジュール

今後は、第4章を踏まえ、第5章で示した「新しい参加の場」の基本的な枠組みに基づき取組を進めていきます。

今後のスケジュールについては、令和3（2021）年度中に「新しい参加の場」の試行実施を開始し、約2年間の試行期間を設けます。令和5（2023）年度に試行実施と併せて検証作業を行い、令和6（2024）年度の本格実施を目指して取組を進めます。

各区における試行実施の間も、「新しい参加の場」の枠組み等について継続的に意見聴取を行います。また、本格実施後も柔軟なしくみとして、課題や成果を踏まえて、より良い「参加の場」となるよう常に試行錯誤し、改善を図ります。

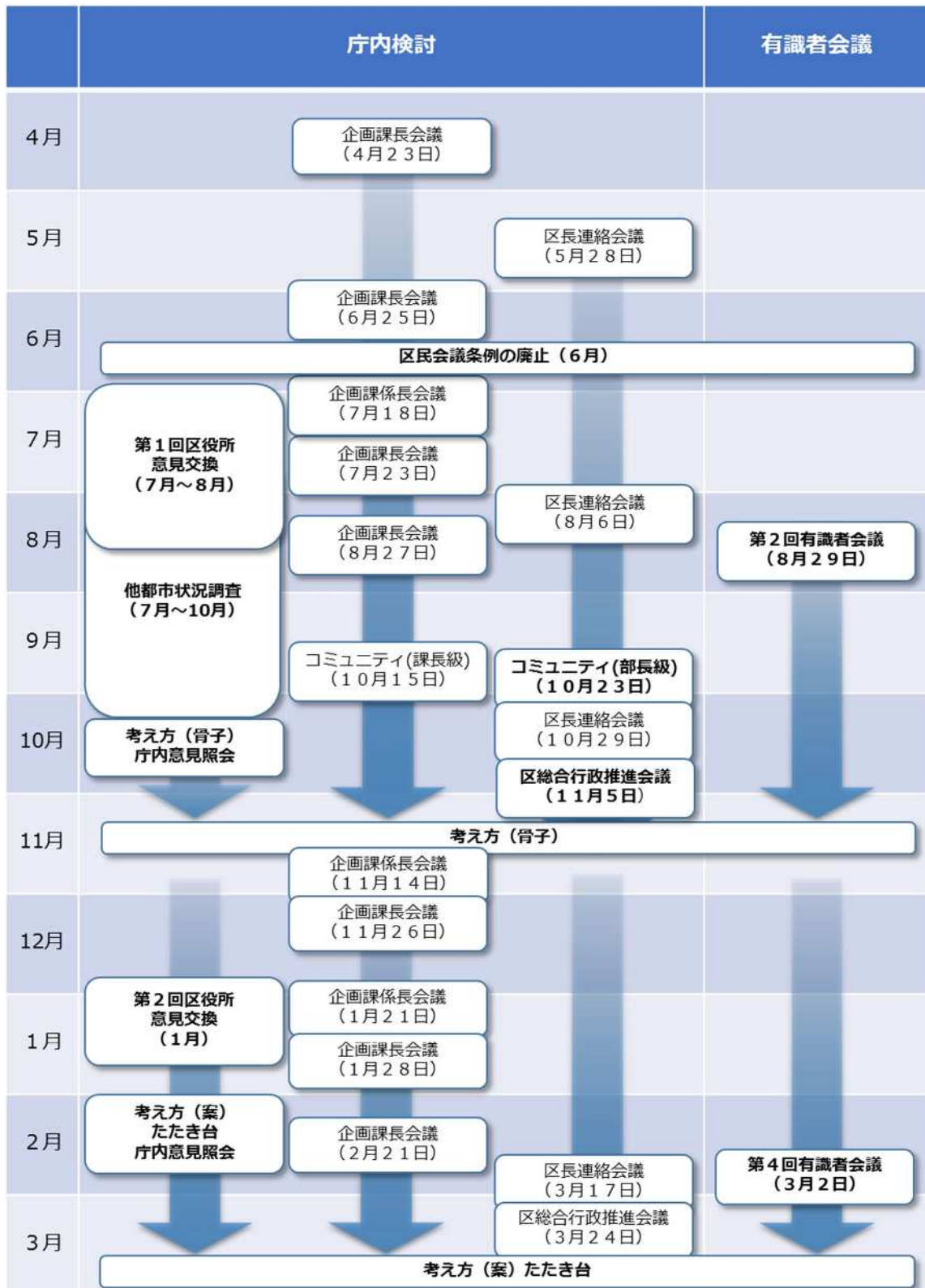
<スケジュール（想定）>



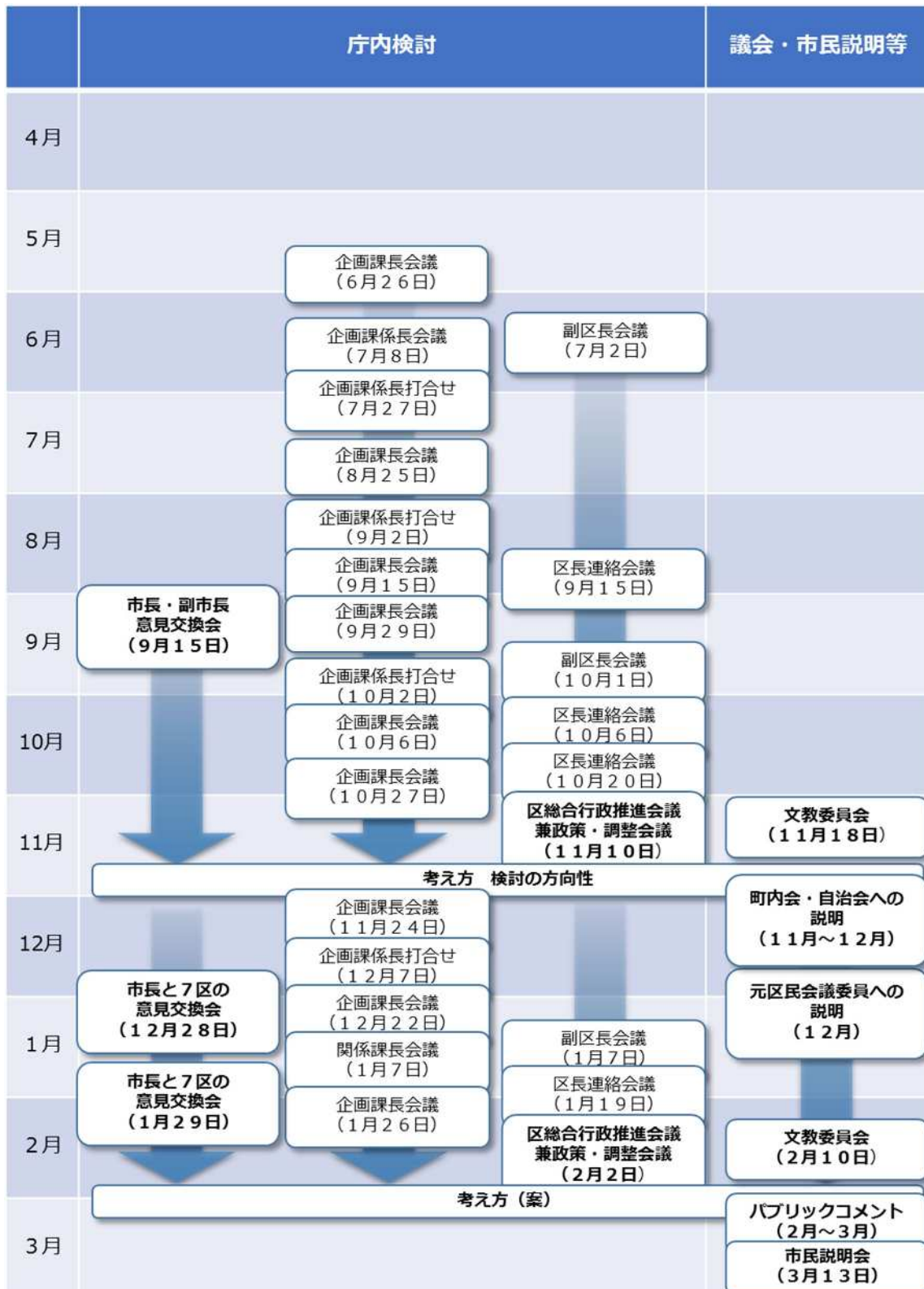
資料

1 策定経過

○令和元（2019）年度スケジュール



○令和2（2020）年度スケジュール



2 川崎市コミュニティ施策検討有識者会議

○平成 30（2018）年度第 4 回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議資料

「新たなしくみ」の構築に伴う既存施策（

1 概要

・多面的な価値観を基盤とするこれからの都市型コミュニティを目指して、多様な主体の連携により、市民創発によって課題解決する「新たなしくみ」の構築に伴い、既存施策である「区民会議」について整理する。

2 区民会議について

1 これまでの区民会議の経緯

・「区民の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資すること」を目的に平成 18 年に設置された。

・地域における自治の拠点であり主体である区役所及び区長と並んで位置付けられ、区における市民の参加と協働による自治運営の一端を具体化した機関・機能である。

・地方自治法上の「区地域協議会」が意識されており、地方分権を推進する上での「内なる分権」のツールとしての側面を有する（役割は地域の抱える課題の抽出と解決に向けた調査審議に特化）。

・川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会報告書による提言を受け、既存の枠組みを前提とせず、一度立ち止まってこれまでの成果や課題を検証した上で、「新たなしくみ」の検討を進めていくことが望ましいと考えたことから、第6期の終了をもって、一旦、休止としている。

<参考：川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会報告書抜粋>

・区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考えます。

・「参加と協働による地域課題の解決」を目的とする場合、川崎市のような 1 区あたり 20 万人前後の人口を抱える政令指定都市では、現状の区民会議のように区全域ではなく、地域包括ケア推進システムの構築を踏まえながら、小さな単位(学区や地区社協単位など)で地域の課題解決を図ることが妥当と考えられます。

2 区民会議の主な成果と課題等

(※区民会議意見交換会、区民会議委員アンケート調査等)

成果

- ・地域課題の抽出
- ・区や地域へ興味をもつきっかけ
- ・課題解決に向けた取組
- ・知識の取得・学習
- ・団体や個人とのつながり・交流
- ・行政への参加 など

課題

- ・他の会議との重複感
- ・負担感
- ・委員構成の偏り
- ・課題解決に向けた実践のしくみ
- ・認知度
- ・テーマが似かよる など

<参考>

ミライのコミュニティづくりに必要なしくみ

- ・「若者の参加」、「実感できる小さな範囲での活動」、「ゆるやかな場」、「コーディネート」、「多世代交流」、「インセンティブ」

区民会議)のあり方について(たたき台)

資料2-1

3 取組の方向性

1 「新たなしくみ」により期待できる効果

～地域レベルの機能～

(仮称) まちのひろば

- ・参加のきっかけとなる地域の居場所
 - ・家庭、学校・職場に次ぐ地域での拠り所となる居場所(サードプレイス)
 - ・地域において「自分が求めるつながり」を探し出せる場所
 - ・楽しい・関わりたいと人を惹きつけるコミュニティの入口
 - ・誰もが気軽に集える出合いの場
- など

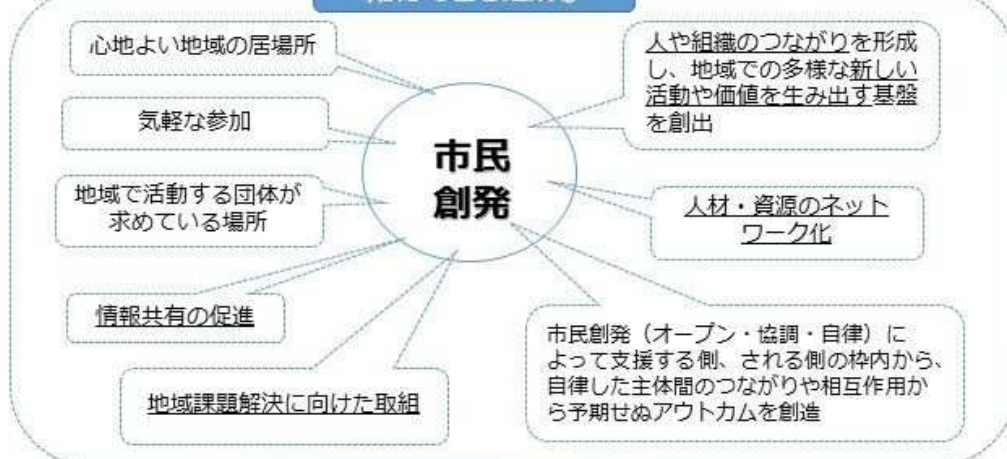
～区域レベルの機能～

プラットフォーム

- ・人や団体、企業、資源、活動をつなぐコーディネート機能とプロデュース機能
 - ・新たな参加、交流のきっかけづくり
 - ・支援のニーズとメニューの効果的なマッチング
 - ・人材育成(社会的企業家含む)
 - ・活動支援、資金助成、相談、情報収集
 - ・各区の特性に応じて必要とされる機能
- など

場づくり支援
助言
広報支援
課題解決支援
情報
資金調達支援
コーディネート
人材育成支援
マッチング
相談など

期待できる効果等



・これらのことから、市民創発による「新たなしくみ」の環境整備を行うことにより、様々な効果が期待され、区民会議の担ってきた「参加と協働による地域の課題解決」などの機能は、市民創発による「新たなしくみ」に引き継がれるとともに、より身近な小さな単位での活動や多くの人々の参加など、より充実されていくものと考えられる。

2 現行の区民会議制度

・以上を踏まえ、現行の区民会議は、「新たなしくみ」を考える中で、廃止も視野に入れた検討を進める。

「新たなしくみ」における区レベルの

1 概要

- ・多元的な価値観を基盤とするこれからの都市型コミュニティを目指して、多様な主体の連携により、市民創発によって課題解決する「新たなしくみ」の構築に向け、区レベルのガバナンスについて検討する。

2 「新たなしくみ」の区レベルのガバナンスについて

1 検討の経緯

- ・市民創発による「新たなしくみ」へシフトしていくことにより、様々な活動が創発されていくことが期待される一方、「意見を区の政策へ反映する」、「区と団体等との意見交換の場」等の機能が必要という意見から、そのあり方について検討を進める。

2 有識者等からの意見

第2回有識者会議 意見要旨 抜粋

- ・区民会議に代わるものとしては、例えば、執政権を委任された区長の諮問機関としての役割
- ・区民会議を不特定多数に開かれた公開フォーラムとして年2回程度実施する形式
- ・無作為抽出で選ばれた方々によるミニ・パブリックスの討議イベント
- ・フューチャーセッション等、色々な選択肢がある。
- ・2年間の任期で回していた区民会議の機能をもう一度考え直しながら、区という政治的な単位の中で、人々の意見の集約や意見の分布等、様々な経験値を政策に反映していくようなパイロットをつくっていくことが重要ではないか。
- ・構造的な問題として、指定都市の中で区という単位を俯瞰的に見る人は、実はそんなにいないのではないかと思う中で、住民が都市空間全体を俯瞰しながら色々な意見を出して、それを政策の会議に上げていくという装置は抜けないので、区民会議をもう1回再構築しながら考えなければならないという議論は別に残っている。

区民会議委員からの意見要旨 抜粋

(※区民会議委員への休止説明時の意見交換及び区民会議意見交換会等)

- ・提言が市の政策に反映することを期待していたと思うがその受け皿をどうするか。
- ・これまで、区民会議では行政にまとめたものを提案し、その結果が行政に反映されて、区民生活がよくなってきたと考えている。今後はどのように結果が行政に反映されるようになるのか。
- ・区民の意見を行政につなげる方法を今後どうするか。

<区民会議委員アンケート調査>

(※第6期委員77名、委員経験者108人、合計185名)

【地域の課題を解決するしくみとしてこれからの区に必要なと思われる機能・手段・役割】



ガバナンス検討について（たたき台）

資料2-2

3 取組の方向性

区レベルのガバナンスの確保について

- ・「新たなしくみ」の区域レベルの機能の一つとして、区レベルのガバナンスの確保の観点から、その必要性について検討を進める。
- ・実効性を重視した観点から、「トライアンドエラー」による、状況に応じた柔軟な実施・見直しが可能なしくみの検討を行う。
- ・「プラットフォーム」や「（仮称）まちのひろば」との関係性や機能の整合性の検討を進め、必要とされる機能の整理を行う。
- ・一方で、「負担感」、「重複感」といった既存制度の反省点を活かし、参加者の「過度な負担にならない」という観点から、より効果的・効率的な組織のあり方等について検討を行う。

想定される区レベルの取組概要

- ・区レベルのガバナンス確保の観点から、各区単位で設置
- ・区の地域経営等に関する意見交換等のため、必要に応じて（年2回程度）、開催し、区長が必要と認める事項について意見聴取、調査審議を行う。
例：地域課題の抽出、施策の総合化、区予算、区の計画、「（仮称）まちのひろば」や「プラットフォーム」からでてくる制度的課題など、区の重要な課題について意見聴取、調査審議
- ・委員はステークホルダーの代表者とし、任期は意見交換に必要な期間とする。
- ・会議名称はその実施内容から「（仮称）区の経営会議（まちづくり区民会議）」などが考えられる。

想定される活用イメージ

- ・地域課題の抽出、施策の総合化、区予算、区の計画、「（仮称）まちのひろば」や「プラットフォーム」からでてくる制度的課題などについて意見交換（年2回程度）



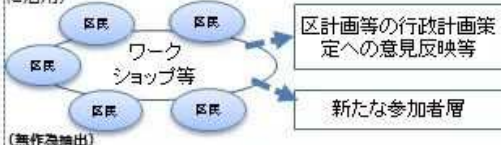
<多様な参加・意見聴取のあり方の検討>

- ・先進事例を区内で共有することで、横展開できるような誘導する場。同時に区民から施策に対する意見も聴取。



(フォーラム等)

- ・無作為抽出した区民とのWS等による意見聴取や、WSをきっかけとした、新たな参加層を開拓する場（区計画策定時等に活用）



(無作為抽出)

「新たなしくみ」における機能の役割分担・整理を進め、必要性、効果的な実施方法、実施主体等について、検討を進める。

新たなしくみ
地域・区域レベルの機能

（仮称）まちのひろば

プラットフォーム

○令和元（2019）年度第2回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議資料

「区における行政への参加」のあり方

1 これまでの経緯

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成31（2019）年3月策定）

(1) 区民会議について

- ・それぞれの区において、区民会議は、「参加と協働による地域の課題解決」を目的として設置され、これまで課題解決に向けた調査審議を行ってきた。
- ・また、調査審議結果を区長に提出し、区長はこれを区政及び市政に反映するように努めることで、区における行政への参加の機能も併せて担ってきた。
- ・区民会議の「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、市民創発による「新たなしくみ」の環境整備を行うことにより、様々な効果が期待されることから、「新たなしくみ」に引き継がれるとともに、より身近な小さな単位での活動や多くの人々の参加など、一層充実されていくものと考えられる。
→現行の区民会議は廃止し、「新たなしくみ」の構築を進める。

(2) 区における行政への参加のあり方検討について

- ・「新たなしくみ」の区域レベルの機能の一つとして、これまで区民会議が担ってきた「区における行政への参加」のしくみを確保する観点から、**区民の多様な意見を反映する制度のあり方について検討**を進める。
- ・「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性について検討する。
- ・政令指定都市という大都市における都市内分権の機能という視点や既存制度の運用における課題等を踏まえ、丁寧に議論を進める。

2 区に求められる機能・役割

1 川崎市自治基本条例上の位置付け（平成17年(2005年)4月施行）

- ・区に関して、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置くこととし、地方自治法上の総合行政機関としての基本的な性格に加え、参加と協働の拠点として位置付けています。（第19条）
- ・区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。（第20条第1項）
- ・区民によって構成される会議を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議（第22条第1項）
- ・区長及び市長等は、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。（第22条第2項）

2 区役所改革の基本方針 -めざすべき区役所像-（平成28年(2016年)3月策定）

- ・これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていくことが求められる。

<めざすべき区役所像>

- (1) 市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所
- (2) 共に支え合う地域づくりを推進する区役所
 - ・10年後の地域社会を見据え、今後の区民会議のあり方の検討も含め、**区における住民自治（市民の意思を自治体運営に反映させること）の更なる充実を図ります。**
- (3) 多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所

(参考) 住民自治の充実に向けた都市内分権の推進

- ・第30次地方制度調査会において、「指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市における住民に身近な行政サービスについて、住民により近い単位で提供する『都市内分権』により住民自治を強化するための区役所の役割の拡充」という趣旨から、指定都市の機能強化やより小さな単位での住民自治の充実が求められています。

あり方について（検討たたき台）

2019.8.29
有識者会議資料

3 有識者会議での論点及び主な検討項目

項目	論点（平成30年度有識者会議意見）	主な検討項目
(1) 意見集約	①参事会型と議会型があるが、 <u>参事会型の場合には「普通の人々の多様な声」を反映させる回路が必要</u> である。 ②細かいレベルの話を集約する方法も必要である。	<u>既存のしきみを踏まえた参加のあり方</u>
(2) 代表性	<u>都市空間全体を俯瞰できる住民</u> が、目の前の課題だけでなく、 <u>全体に配慮し将来に渡って議論する必要がある</u> 。	<u>都市空間全体を俯瞰できる住民（ステークホルダー）の選出方法</u>
(3) 人的資源	<u>区政に関する説明責任を確保</u> することで、住民が知識・知見を蓄積でき、 <u>従来の団体だけでなく、新しい人材を育成</u> する。	<u>まちのひろば、プラットフォームとの人材交流</u>

4 区役所職員ヒアリング

項目	内容
(1) 地域課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題は、<u>区民アンケートや市長への手紙、サンキューコール、地区カルテ</u>などで把握し、市民意見など多く聞いている。 <u>区民会議がなくなったことで地域のキーマンと接する機会や課題把握の機会が減っている。</u>
(2) 参加のしきみ	<ul style="list-style-type: none"> <u>参加のしきみは制度として存在していることが大切。</u> 常設ではなく、<u>必要に応じて開催すべき。</u> 既存の会議との<u>重複感がない方が良い。</u> <u>S D Cと一緒にやる方が効果的ではないか。</u> <u>既存のしきみでは参加のしきみとして足りないのか。</u>
(3) 意見反映	<ul style="list-style-type: none"> 方法は各区同じしきみが良い。 <u>行政で受けきれない課題をどうしていくか。</u>
(4) 区民会議廃止後	<ul style="list-style-type: none"> 区の方に再開意見はない。

5 検討の方向性

1 区における住民自治の充実

- 人口150万人を超える川崎市においては、住民自治の充実に向け、区における参加のしきみは、制度として存在し、多様な市民が参加しやすいことが重要であることから、その制度化を進めていく必要がある。

2 区の施策・事業に対する効果的な意見聴取

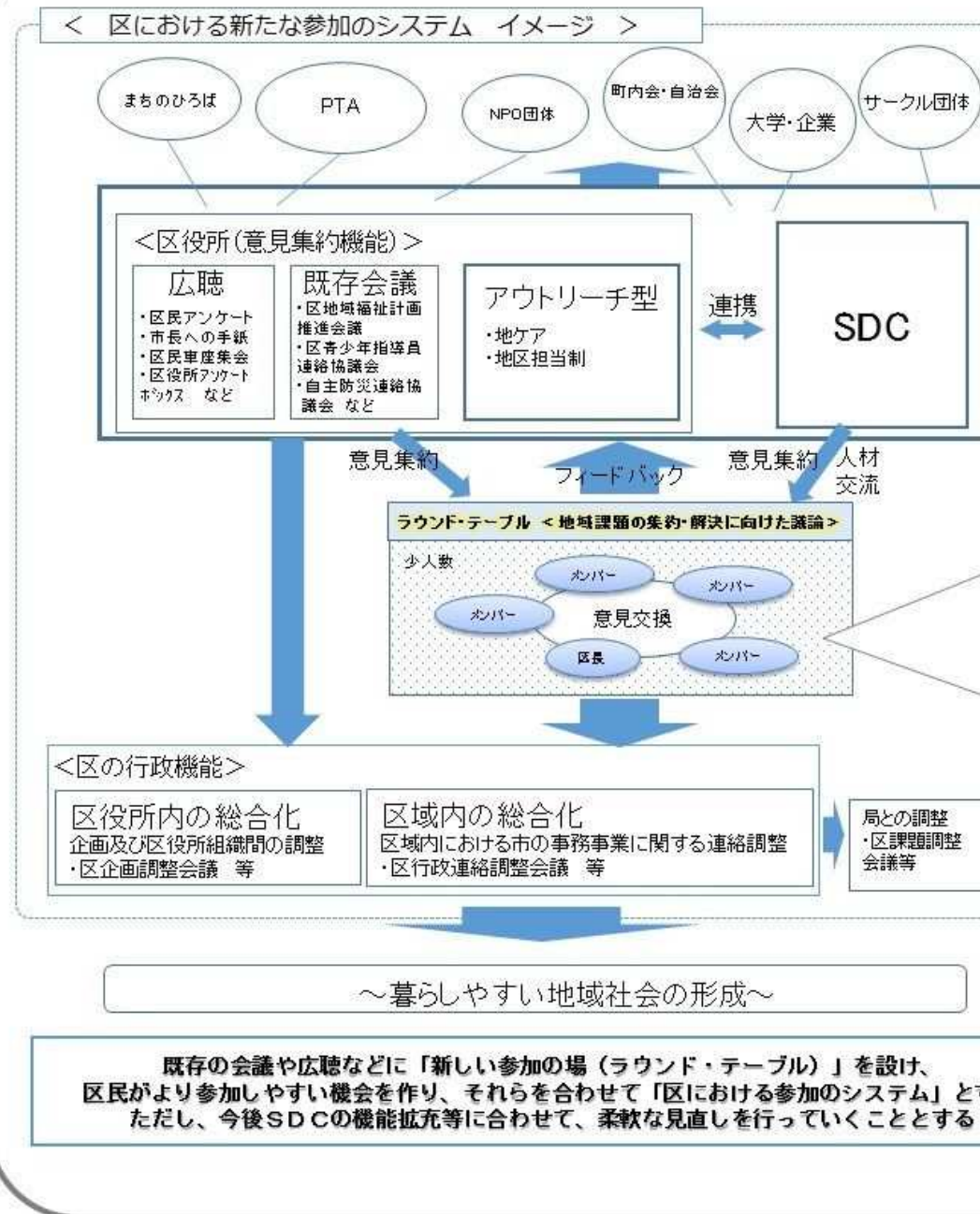
- 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決を図るため、区の施策・事業に対する効果的な意見聴取となるしきみの検討を進める。

3 既存施策及び「基本的考え方」を踏まえた新たな参加のしきみの検討

- 既存の会議や広聴等のしきみ及び「基本的考え方」を踏まえるとともに、負担感、重複感などの既存施策の反省点を活かし、より効率的・効果的な参加のしきみの検討を行う。

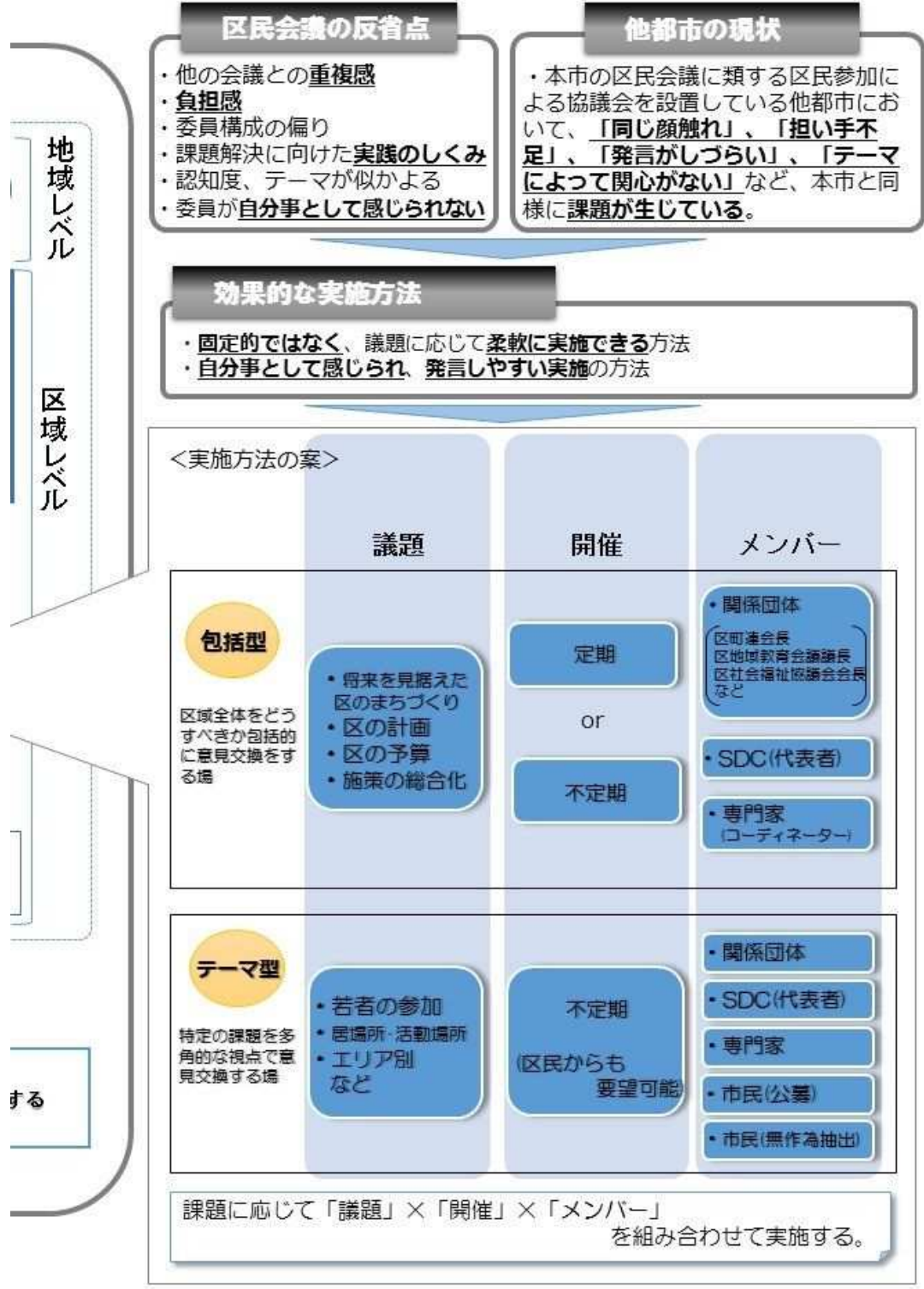
「区における行政への参加」のありかた

6 区民の意見を反映させるしくみの検討



あり方について（検討たたき台）

2019.8.29
有識者会議資料



「区における行政への参加」のあり方

平成28年度からの経緯等

1 「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」からの提言(平成29(2017)年3月)

- ・提言1：参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ
区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考えます。
- ・提言2：まちづくり推進組織と中間支援機能
- ・提言3：その他関連する制度等との関係
「新たなしくみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠とされます。

2 区民会議の振り返り(平成29(2017)年～平成30(2018)年)

- (1)各区区民会議委員への区民会議休止に関する説明(各区区民会議全体会、専門部会等、全11回)
- ・提言が市の政策に反映することを期待していたと思うがその受け皿をどうするか。
 - ・これまで、区民会議では行政にまとめたものを提案し、その結果が行政に反映されて、区民生活がよくなってきたと考えている。今後はどのように結果が行政に反映されるようになるのか。
 - ・区民の意見を行政につなげる方法を今後どうするか。

(2)区民会議委員へのアンケート調査(第6期委員及び委員経験者(委員長等)、回答者数185名)

【地域の課題を解決するしくみとしてこれからの区に必要なと思われる機能・手段・役割】



(3)区民会議意見交換会(平成30(2018)年2月2日開催、42名参加)

- ・区民会議がなくなった後に、どう**区民の意見を行政につなげていくかが課題**
- ・区民会議は行政の縦割り解消になった。
- ・区民会議は行政に参加できた。

成果

- ・地域課題の抽出
- ・区や地域へ興味をもつきっかけ
- ・課題解決に向けた取組
- ・知識の取得・学習
- ・団体や個人とのつながり・交流
- ・行政への参加 など

課題

- ・他の会議との重複感
- ・負担感
- ・委員構成の偏り
- ・課題解決に向けた**実践のしくみ**
- ・認知度
- ・テーマが似かよる など

あり方について（検討たたき台）

参考資料

3 コミュニティ施策検討有識者会議（平成30（2018）年5月～平成31（2019）年1月の全6回）

- ・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」策定に向け、コミュニティ施策検討有識者会議（懇談会）を開催し、3名の有識者から意見聴取

<主な意見>

- ・区民会議は、当事者の課題解決のためだけの場ではなく、政治的な単位の中での意見集約機能というもう1つの基盤を持っており、後者の認識が完全に抜けている。今回の検討の中で、コミュニティ政策の観点だけで考えず、**大都市のガバナンス構造、区における民主化の装置の観点もきちんと考えて議論しなければいけない。**
- ・区民会議は、市長や区長への提言機能を持った大都市ガバナンスにおける分節的な民主化構造の装置をどうつくるかということに大きく関わっている点がポイントで、プラットフォームやまちのひろばは性質が違うため、その機能を持ってない。
- ・決められたステークホルダーのみだと閉ざされたものになってしまうので、自治基本条例の精神を反映できるように、**ツー・トラック民主化が望ましい。区レベルでのトラック1は「（仮称）区の経営会議」になり、トラック2は公開フォーラムや無作為抽出による不特定多数のコモンセンス、つまり「（仮称）まちのひろば」やプラットフォームになる。**
- ・新しい会議体において、権限と財源が確保されれば本気で考える人も出てくるのではないかと。
- ・新しい会議体は、区長が意見聴取する場ではなく、予算配分や事業化等に関する意見も含めて、**ステークホルダーから区長へ提言できる場として必要ではないか。**
- ・「（仮称）まちのひろば」や「プラットフォーム」、フォーラムやワークショップから新しい人材が出てきて、「（仮称）区の経営会議」のステークホルダーとして入ってくることは、人的資源の回流につながるもので、そこまで視野に入れてもらいたい。
- ・ステークホルダーには、徐々に区政に関することを学んでいただき、住民や区長に対して説明責任を果たさせることで、全体を俯瞰できるようになる。
- ・新しい会議体をつくるのであれば、区民会議をつくった時のように丁寧につくる必要がある。
- ・**区政への参加のあり方検討について**、区としての民主化をどう考えていくか、政令指定都市として**絶対に抜けない制度**だと思われる。

<市民検討会議WS>（平成30（2018）年8月）

- ・ラウンドテーブルがあるとよい。
- 地域のステークホルダーが集まって地域課題を協議する場**
- 地域の団体がつながって地域課題に取り組める場
- ・他団体のことをもっと知ることができる定期的な集まりがあると良い
- 多ジャンル多世代の交流がある →告知だけでなく報告も大事

<パブリックコメント>「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」素案

（平成30（2018）年11月～平成31（2019）年1月）

- ・区民どうしの話し合いの場が大切で、意見交換の場が広がれば良い。
- ・区長権限により区の予算編成・事業実施する方針・計画・予算は、区民会議の調査審議を経るという運用をすることにより、行政区がより市民自治の視点に立った独自の施策展開が可能になるのではないかと。
- ・区民会議の提言を「実現」させることを「新たなしくみ」の一つとして明示すべき。
- ・自治基本条例第22条の区民会議について、誇りを持って維持すべき。所管を区役所企画課から地域振興課に移すべき。既存の自治会との連携ができないことが最大の課題。
- ・区民会議は、廃止すべきではない。今までの区民会議の運営や課題解決の方法が上手く機能していないのではないかと。
- ・区民会議について、改善の余地がある中で廃止してしまうのは惜しいことと考える。区民会議をなくした場合は自治基本条例の改正が必要ではないかと。

<議会からの意見>（令和元（2019）年6月）

- ・区民会議条例が制定された際、自治体の責務は住民の福祉の増進であるとの考えから、区民会議については、住民自治の充実、区役所機能の強化及び住民参加の拡大を推進するものとするよう求め、賛成してきたところである。本議案についても賛成の立場であり、区民会議に代わる新たな取組についても、引き続きこれらについて押し進めるものとしてほしい。
- ・区民会議が地域の意見を吸い上げる一定の成果を上げていたことは、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」策定に向けて実施されたアンケート結果に示されており、代替する「新たなしくみ」の制度設計に当たっては、**自治基本条例第22条の理念をしっかりと踏襲したものとしてほしい。**
- ・「地域住民組織である町内会・自治会が多方面にわたり、市と協働で活動している現状から**屋上屋を重ねることだ**」と指摘し続けてきた。

○令和元（2019）年度第4回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議資料

「区における行政への参加」の考え	
I 第2回有識者会議での主な意見と対応	
項目	主な意見
1 代表性	<ul style="list-style-type: none"> ・目の前の課題だけでなく、全体に配慮し将来に渡って、都市空間全体を俯瞰して考える必要がある。 ・代表制における議会の方で代替できる機能である。代表性のところを考えている部分がある。 ・代表性の部分については、一度議会の方にボールを投げ、議会の方でどういった方がいいのではないかと考える。 ・都市空間全体を俯瞰できる住民はいないと考えるので、その前提に立った制度設計が必要。
2 制度理念	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の方が個別テーマで濃密に議論できるが、そうすると仕切られてしまったり全体で聞く場がない。そこがなくなってしまったことをどう考えるか。 ・上がってきた情報をどうやって議論の場へ上げて、区として市民創発で起すのかを考えることが大切。 ・議論がオープン（公開）にされ、社会の中に溢れ出せるメディア機能が大きい。対応しながら、議論や情報をどうやってまとめるのか。メディア機能を果たす質的な議論はできない。 ・行政の政策決定の現場をしっかりと公開にして、多様な区民の意見を受け入れる必要がある。 ・例えば無作為抽出方式等のフォーラムなど、一つの類型としてアドホックな区民会議システムとして捉えた方がよいのでは。 ・ラウンドテーブルは総合的な情報流を作り出し、情報を産出してメディア機能として活用する。総合的に皆で考えるなど、そういう一つの装置ではないか。 ・「ソーシャルデザインセンター」あるいは「まちのひろば」等で上がってきた情報を活用して、行政の中の庁内情報流にどう組み込んでいくか。 ・ラウンドテーブルで、市民情報流を参加情報流に組み替えていく。 ・ラウンドテーブルを市民情報流を作り出すツールとして、参加情報流に組み替えていくべきではないか。 ・昔に比べると相当市が住民の意見を聞くということは、自治基本条例ができたことで実現している。 ・単一の区民会議を作って、そこがオールマイティに全ての機能を担うことと、単一の会議体で作ろうとすると、メリット・デメリットがあるので、相互補完するのはどうか。
3 具体的な実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期に1度など固定すれば良いと思う。 ・どうすれば受け止められやすくなるかということラウンドテーブルで考えていく必要がある。 ・市民参加は、多様な意見を取り入れるという、すそ野の部分では限りなく広げたい。手法ではやりきれないので、課題によっては、代表としてではなく、色々な方法もある。 ・これまで川崎市が行ってきた区民会議のような、実践に捉われない形で今後実施していく必要がある。 ・過去の横浜市で区民会議制度が参考になるのではないかと考える。 ・一つ新しい視点として、集めた意見を政策情報として、どうフィードバックするかに重きを置いた形で制度を考えてはどうか。 ・レスポンスビリティ、もっと反応良く色々な住民側に情報を提供した方がいい。 ・集約した意見を全てやらなければいけないわけではない。受けきれない理由がある。 ・少人数で意思決定をするような区民会議ではなく、やはり多様な論点があり受け止めるというような制度設計で、このラウンドテーブルを考えた方がいい。 ・自治基本条例第22条第2項が大事ではないか。 ・区長に年間予算の1割程度を付けて、ここで聞いた話に使えるといった制度設計も難しい。
4 まちのひろば・ソーシャルデザインセンターとの関係	<ul style="list-style-type: none"> ・参加を三つに分けると政治参加、社会参加、行政（政策）参加。SDCは社会参加の場。 ・色々な協議会もあり、区民会議システム（行政参加の場）の中に「まちのひろば」を組み込まないようすべき。連携は構わない。 ・社会参加の場から上がってくる情報は大切にするが、行政参加の場と社会参加の場をどう連携させるか。 ・住民同士が話し合う場がないというのはその通りで、それを「ソーシャルデザインセンター」でやるべきではないか。

方検討の方向性について 1 / 2		令和2年3月2日 区政推進課
	対応	
<p>放できる住民をどうやって選出するのかは、既に二元 制度を作っても、本来的な議会の活動と重なってしま う展開がされていくのかというところを踏まえてお 制度設計が大事。 まい、全体を見渡せない。</p>	論点整理3 参加する市民の代表性	
<p>きていることに対して、どういうところが対応できる 切である。一方で、色々な情報が飛び交っている中で、 すためには、あまり大人教で形式的な議論をしても実 ため、反映させる部分をしっかりとしくみとする (特定・特別の目的のために臨機応変) に行う柔軟か</p>	<p>考え方1 市民創発に呼応したしくみ</p> <p>考え方2 区における市民自治の充実</p> <p>考え方3 区の施策・事業に対する効果的なしくみ</p>	
<p>として広く伝えていく媒介、ある 이슈ーについて総 きた課題（市民情報流）を市民参加の中でディスカッ み替えていく。そういうようなキーデバイスとして捉 きて進んでいる。 は難しい。 にするために、全体として区民会議システムを構成す</p>	<p>考え方4 既存機能の充実</p> <p>考え方5 相互補完のしくみ</p>	
<p>ていった方が、本当に区民が受け止めてほしいもの なく個人の参加という認識でよい。一方で、全てその ィスカッションしてきた情報流を持った「代弁者」が 後は考えていった方がいい。</p>	<p>実施方法を検討 ((仮)実施方針を作成予定)</p>	
<p>らしていくのか、どこでどう反映していくのかという いいのではないか。 目をしっかりと説明すればいい。 しっかりと整理され、その多様な論点を政策側はわか いい。</p>	<p>区政への反映のしくみを検討 ((仮)実施方針を作成予定)</p>	
<p>設計にしないと、やはりお金がついてこなければ課題 社会参加の場である。 ひろば」、「ソーシャルデザインセンター」（社会参 参加の場は異なる性質のものである。 デザインセンター」、「まちのひろば」が担えればい</p>	<p>イメージ図を検討</p>	

「区における行政への参加」の考え

Ⅱ 考え方検討の方向性（たたき台）

● 論点整理

第2回有識者会議での意見、他都市状況、これまでの区民会議等の経験等を踏まえ、区における行政へ
ました。

1 市民自治の充実

- ・本市が掲げる市民自治は、「信託した市政に市民が参加し、市民意見を自治体運営に反映させる住民自
た自律的な運営によって保障される団体自治」によって確立されます。その実現に向け、自治運営の「
・基本原則の一つである「参加」とは、市民が自らの発言と行動に責任を持ち、自発的かつ積極的に市政
具体的な制度を実現させていく必要があります。
- ・市民自治の充実には、市政への参加を制度として確立するとともに、各地域課題やそれぞれの地域性

2 意見集約

- ・区には、市民が参加する会議が多数存在し、また区民アンケート、市長への手紙などの広聴機能もあり
- ・既存の意見集約のしくみを活用し、有機的に連動・連携させるとともに、より良い参加のあり方として
門家、学識者など多様な意見が聴取できるしくみとするため、様々な参加の手法を試みる必要がありま

3 参加する市民の代表性

- ・人には、趣味や嗜好、興味、感情などが存在し、活動や関心事等が人それぞれ異なることから、都市空
ことは、難しい側面があります。
- ・地域団体等の代表者や公募市民などの意見が、必ずしも市民全体の意見を代表するものではなく、参
二元代表制における議会の機能があることを踏まえたしくみとすることが必要です。

4 区政の充実

- ・集約された意見の中から、真に求められる地域の声を多角的に捉え、区役所に関する庁内調整のしくみ
を取りながら、区政への反映に努めることで、行政サービスの向上・課題解決の取組の底上げを図る必

● 区における行政への参加の考え方

課題解決型の市民創発に呼応する行政の取組の一つとして、既存の会議や広聴を補完する「新しい参
見を行政として受け止め区政等に反映するよう努めるとともに、地域へ情報共有し、区全体でのしくみ

1 市民創発に呼応したしくみ

- ・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく、市民創発によるまちづくりには、これま
民の相互討議を促し、地域の自治の力を育むことが重要です。
- ・様々な要素が相互に関係し合い、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性が高まりつつある時代状況にお
はなく、総合的なアプローチや結果を予測しえないイノベーションなどによる解決方法の持つ有効性
分業化、効率化の進行に伴う硬直化を防ぎ、市民創発に呼応したしくみとします。

2 区における市民自治の充実

- ・人口150万人を超える川崎市においては、市民自治の充実に向け、区における参加のしくみは、
新たな人材の参加、特定の目的のために意見を聞ける場、またその公開機能など、様々な参加手

3 区の施策・事業に対する効果的なしくみ

- ・区役所には、区における課題を的確に把握し、総合行政機能を高めつつ、参加及び協働により、
課題の性質、不確実な社会状況、複雑な市民ニーズ、本市及び他都市・国の施策など様々な要素
るなど、区の施策・事業に効果的な反映が可能となる柔軟なしくみとしていきます。

4 既存機能の充実

- ・区民アンケート、市長への手紙などの広聴、分野別の会議、地域包括ケアシステムにおけるアウ
など関係部署間での連携を密にし、これまで以上に戦略的に連動させながら、「新しい参加の場
地域・社会参加の場に情報共有し、一方通行から双方向に情報を回流させ、既存の機能の充実を

5 相互補完のしくみ

- ・単一の固定的なしくみでは、複雑化する課題や多様化する意見、地域で行われている市民創発の
て、有機的に相互補完しながら、総合的に区における行政への参加のしくみを全体として具現化

方検討の方向性について 2/2

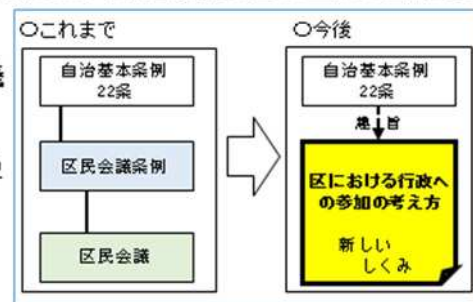
	●構成イメージ
<p>の参加の考え方の論点について、次のとおり整理し</p>	<p>はじめに</p> <p>1 総論</p> <p>(1) 趣旨・目的</p> <p>(2) 位置づけ</p> <p>2 検討経過</p> <p>(1) 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言</p> <p>(2) 区民会議意見交換会及びアンケート調査</p> <p>(3) 川崎市コミュニティ施策検討有識者会議</p> <p>3 区役所に求められる機能</p> <p>(1) 川崎市自治基本条例</p> <p>(2) 区役所改革の基本方針</p> <p>(3) これからのコミュニティ施策の基本的考え方</p>
<p>「治」と、「国等との対等で相互協力の関係に基づき基本原則」に基づく取組を進める必要があります。にかかわり行動することで、市は市民が参加できる</p>	<p>4 論点整理</p> <p>(1) 市民自治の充実</p> <p>(2) 意見集約</p> <p>(3) 参加する市民の代表性</p> <p>(4) 区政の充実</p>
<p>踏まえた手法とする必要があります。</p>	<p>5 区における行政への参加の考え方</p> <p>(1) 市民創発に呼応したしくみ</p> <p>(2) 区における市民自治の充実</p> <p>(3) 区の施策・事業に対する効果的なしくみ</p> <p>(4) 既存機能の充実</p> <p>(5) 相互補完のしくみ</p>
<p>市民意見を得る機会が既に多くあります。</p> <p>議論やテーマ等に応じて、幅広い世代の市民、専</p>	
<p>期間全体を俯瞰し、区政に対して客観的な意見を言う</p>	
<p>者の完全な代表性を担保することは困難であるため、</p>	
<p>の適切な運用を行い、関係部署や既存会議等と連携</p> <p>要があります。</p>	
<p>加の場（＝ラウンド・テーブル）」を設け、市民がより参加しやすい機会を作り、参加による多様な意</p> <p>によって、暮らしやすい地域社会の実現をめざしていきます。</p>	
<p>で以上に、行政が市民の多様な意見を受け止め、参加と熟議を可能とするプロセスを大切にしつつ、市</p> <p>いては、地域の多様な課題に対しては、その解決イメージを予見しながら計画的に対処していくだけで</p> <p>を踏まえ、常に新しいチャレンジをしていくことが求められる。こうした考え方のもと、過度な専門化、</p>	
<p>制度として存在し、多様な市民が参加しやすいことが重要であることから、地域の特性を踏まえて、</p> <p>法を見据えた行政参加のしくみとしていきます。</p>	
<p>その迅速な解決を図ることが求められています。常に化する環境の中で、多角的視野を持ちつつ、</p> <p>を統合的に捉え、その同時解決性の実現をめざし、課題に応じて臨機応変に行政参加の場を設定す</p>	
<p>トリーチ型の取組など既存機能で抽出した課題について、共有する場の開催や、地区カルテの活用</p> <p>（＝ラウンド・テーブル）」での結果を関係部署や分野別の会議にフィードバックすると同時に、</p> <p>図ります。</p>	
<p>取組を的確に把握するのは困難であることから、既存の会議、広聴等、様々なしくみを組み合わせ</p> <p>していきます。</p>	

3 「区における行政への参加の考え方」検討の方向性について

「区における行政への参加の考え方」

1 背景と目的

- 本市では、川崎市自治基本条例第22条において、各区の区民によって構成される会議（通称「区民会議」）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議を行い、区長及び市長等は、その調査審議の結果を尊重し、その内容を区行政及び市政に反映するよう努めることとしている。
- これまでの「区民会議」は、平成17（2005）年度の試行を経て、平成18（2006）年に川崎市市民会議条例を制定し、附属機関として6期12年間にわたり各区で開催され、活動の成果を挙げる一方で、課題が顕在化してきた。
- そこで、既存の枠組みを前提としない「新たなしくみ」を検討するため、令和元（2019）年6月に区民会議条例を廃止した。
- これまでの区民会議が担ってきた「区における行政への参加」の機能について、川崎市自治基本条例第22条の制度趣旨を踏まえ、「新しいしくみ」を構築するため、検討の方向性を整理する。



2 これまでの区民会議（平成18（2006）年4月から平成29（2017）年6月まで）



- 位置付け**
川崎市市民会議条例に基づく **附属機関として設置・運営**
- 構成**
 - 委員：各分野から団体推薦・公募・区長推薦の **委員20人以内、任期2年**
 - 参与：市議会議員、県議会議員（話し合いの場で必要な助言を行う。）
- 審議内容**
区における地域社会の課題を把握し、参加と協働により、その解決を図るための方針及び方策例）子育て支援、身近な環境の改善、まちの活性化など
- 区民会議のあゆみ**
 - 平成18（2006）年～ 「第1期区民会議」がスタート
 - 平成28（2016）年～ 「第6期区民会議」で休止

3 主な検討経過

- 区役所改革の基本方針（平成28（2016）年3月）**
新たな区民会議については、より多くの区民が当事者意識を持てるよう、身近な小さな単位での実施など、あり方について検討を進める。
- 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言（平成29（2017）年3月）**
学識者3名と公募市民2名で構成され、区における市民自治の観点から、地域の課題解決・活性化につながる「共に支え合う地域づくり」について検討した。
- 平成29年度区民会議意見交換会及び区民会議委員へのアンケート調査（平成29（2017）年度）**
7区の区民会議委員を対象に、今後のコミュニティ施策の「新たなしくみ」の構築に向けた意見交換会及びアンケートを実施し、区民会議での活動を振り返り検証した。
- これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月）**
2年間の検討を経て市民創発によるまちづくりの方向性を示した。
- 川崎市市民会議条例の廃止（令和元（2019）年6月）**
既存の枠組みを前提としない「しくみ」を検討するため、現行の区民会議制度を廃止した。
- 川崎市コミュニティ施策検討有識者会議（平成30（2018）年度～令和元（2019）年度）**
学識者3名によるこれまでの意見の整理や専門的見地からの助言を受けた。

「まちづくり」検討の方向性について 1 / 2

4 検討経過における主な意見

(1) 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言（平成29（2017）年3月）

- ・ 市民一人一人の地域課題に対する感覚と区民会議で審議している課題に乖離がある。
- ・ 区民会議委員は多様な分野や活動団体から選出され、一部の委員には関心の薄いテーマとならざるを得ない。

提言：参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ

「参加と協働による地域の課題解決」については、**必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要**と考える。

提言：その他関連する制度等との関係

「新たなしくみ」の検討にあたっては、**市民自治のあり方全体としての視点を持ちながら、既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠**と思われる。

(2) 区民会議の振り返り（平成29（2017）年度）

- ・ 区民会議委員へのアンケート調査（第8期委員及び委員経験者（委員長等）、回答者数185名）
- ・ 区民会議意見交換会（平成30（2018）年2月2日開催、42名参加）

成果

- ・ 地域課題の抽出
- ・ **区や地域へ興味をもつきっかけ**
- ・ 団体や個人との交流
- ・ **地域活動への参加のきっかけ**
- ・ 参加と協働によるまちづくりを実現
- ・ 課題解決に向けた取組
- ・ 知識の取得・学習
- ・ 様々な人と知り合い、ネットワークができた
- ・ 区の魅力や課題を知ることができた
- ・ 行政への参加 など

課題

- ・ 課題が区民に届かない
- ・ **課題が偏りがち（テーマが似る）**
- ・ 意見の敷居が高い
- ・ 楽しいことを言える雰囲気でない
- ・ **他の会議との重複感があった**
- ・ 委員構成に偏りがあった
- ・ 回数が多くて負担だった
- ・ 審議テーマに興味なかった
- ・ 任期があり課題解決まで見届けられなかった
- ・ 提言が実践に結びつかなかった など

(3) これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月）

- ・ **これまでの区民会議は、「参加と協働による地域課題の解決」の機能と「区における行政への参加」の機能を併せて担ってきた。**
- ・ 「参加と協働による地域の課題解決」の実践については、行政主導の協働スタイルを見直し、多様な主体による市民創発型の課題解決をめざすこととした。
- ・ **「区における行政への参加」の機能は、政令指定都市という大都市における都市内分権（役所内部の市から区への分権）という視点と既存制度（これまでの区民会議）の運用における課題等を踏まえて検討する。**
- ・ 「区における行政への参加」の機能は市民創発による「新たなしくみ」の区域レベルの機能の一つであり、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性も検討する。

(4) 川崎市コミュニティ施策検討有識者会議（平成30（2018）年度～令和元（2019）年度）

○市民自治

- ・ 人口150万人を超える政令指定都市として行政区における市民自治のしくみは必要である。

○制度理念

- ・ **これまでの課題を改善し、万能に全ての機能を担う単一の会議体を設置することは難しいと思う。**
- ・ 単体の会議ではなく、例えば**既存の広聴等と補完しながら、システムみたくしくみはどうか。**
- ・ **特定の目的のために、その都度会議を開催するなど、柔軟なしくみとして捉えてはどうか。**

○代表性

- ・ 区民会議をやればやるほど代表性の議論となる。
- ・ 代表性は二元代表制における議会の役割である。

○人的資源

- ・ 従来の団体の代表だけでなく、新しい利害関係者が参加できるものが望ましい。

○ソーシャルデザインセンター等

- ・ 参加を三つに分けると政治参加、社会参加、行政参加である。
- ・ まちのひろば及びソーシャルデザインセンター、参加の場をバラバラにせず連動させる。



「区における行政への参加の考え方」

5 検討の基本的な考え方

新しい参加の場については、市民自治の充実の観点から、区民がより参加しやすく、多様な対話を通じた市民創発につなげるしくみとして、以下の考え方を基本に検討を進めていく。

(1) 市民自治の充実に向けた参加機会の拡充

人口150万人を超える川崎市において、市民自治充実の観点から設けられた自治基本条例第22条の制度趣旨を踏まえ、区における行政への参加の場として、より多くの区民が関わり、参加しやすい機会を拡充する。

(2) 市民創発につなげるしくみ

様々な個人や団体が出会い、対話することで生まれる相互作用により、これまでになかった活動や予期せぬ価値を創出する「市民創発」につなげるしくみとする。

(3) 多様な意見聴取と柔軟なしくみ

これまでの「区民会議」のように構成メンバーを固定した会議体ではなく、議題やテーマ等に応じて多様な手法で意見聴取、意見交換の場を設定するなど、様々な参加の機会の設定が可能な柔軟なしくみとする。

(4) 区における行政の質の向上

地域レベルの居場所である「まちのひろば」や区域レベルのプラットフォームである「ソーシャルデザインセンター」と有機的な連携を図り、区民が参加する既存の会議も含めた相互補充のしくみとする。
参加した区民の意見は区民全体を代表するものではないものの、真摯な意見交換の結果として尊重し、様々な事業等で区民意見を踏まえた取組を推進することで、区における行政の質の向上を図っていく。

(5) より良いしくみの構築に向けた試行の取組

「新しい参加の場」は、自治基本条例第22条に基づく参加のしくみとして、多様な手法にチャレンジし、より良いしくみの構築に向けて試行の取組を推進する。

7 検討のスケジュール

(1) 検討の進め方

・区民会議休止の過程を踏まえ、区民会議委員経験者や町内会・自治会への意見聴取などを行った上で、令和3年2月に考え方(案)を取りまとめる。

・考え方(案)のパブリックコメント手続や、市民説明会、区民会議委員経験者や町内会・自治会への説明を踏まえて、考え方を令和3年5月に策定する。

・令和3年度中に、考え方に基づき「新しい参加の場」の試行実施(約2年間)を開始し、その検証を踏まえた取組を推進する。

「検討」の方向性について 2/2

6 「新しい参加の場」の試行実施の枠組み

(1) 位置付け

- ・参加と協働による地域課題の解決を目的に意見交換・議論する場
- ・議題やテーマに応じて、柔軟な形式で試行実施
- ・試行期間は約2年間

(2) 参加の場のポイント

- | | | |
|--|---|---|
| <p>附属機関でないしくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な手法で柔軟に試行するため条例で設置する附属機関とせず、任期・人数を定めないうしくみとして設置 | <p>実施方法の多様化・混合化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出や公募、推薦 ・ワークショップやシンポジウム ・オンライン参加などICTの活用 | <p>随時の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催が目的化しないよう開催時期を定めない ・必要に応じて開催 |
|--|---|---|

(3) 設置単位

- ・各区（7区）に設置

(4) 議題テーマ

- ・参加（市民参加のもとで市政が行われること）及び協働（行政と市民活動、市民活動と企業、市民活動同士）による「区における地域課題の解決」を図る方策と方針
- 【例】地域課題対応事業、区計画、若者の地域参加、こども会議、〇〇区の魅力再発見、地域づくり（〇〇地区）

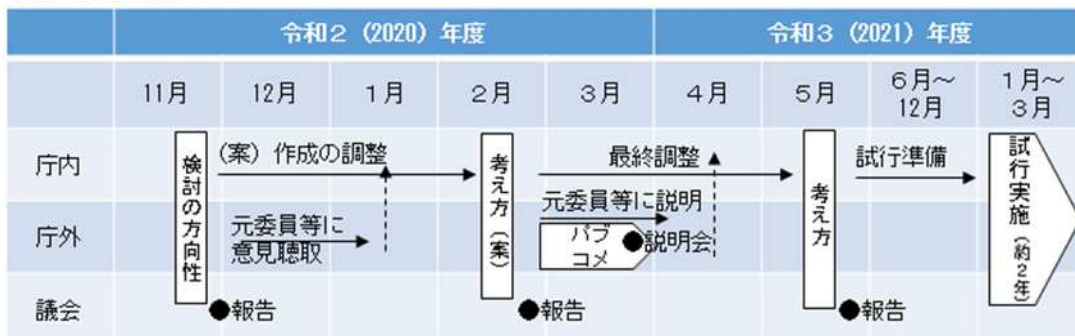
(5) 構成メンバー

- ・議題に応じて区民から選出
- 【例】町内会・自治会長、関係団体の代表者、ソーシャルデザインセンターの代表者、公募、無作為抽出など

(試行実施の例)

① ラウンド・ミーティング型
⑦ 既存会議の代表者や、ソーシャルデザインセンターの代表者などと、少人数で区域の横断的なテーマで意見交換する。
⑧ テーマや対象者を絞らず、公募により幅広く意見交換する。
⑨ テーマ設定やターゲットを絞り、推薦や公募によって意見交換する。
② ワークショップ型
⑦ 公募や無作為抽出の区民と、特定テーマで意見交換する。
⑧ 公募や無作為抽出の区民と、区域の横断的なテーマで幅広く意見交換する。
③ レクチャーフォーラム・シンポジウム型
⑦ 専門家の話をきき、その後公募や無作為抽出の参加者と講師若しくは参加者同士で話し合う。
⑧ 増上で代表者（2人～6人）が話し合い、その後、公募や無作為抽出の参加者と代表者若しくは、参加者同士で話し合う。
④ 混合型
上記①から③を組み合わせて意見交換する。

(2) 検討スケジュール



4 元区民会議委員へのアンケート

(令和2(2020)年12月)

○「区における行政への参加の考え方」検討の方向性についての「アンケート結果」

「区における行政への参加の考え方」検討の方向性についての「アンケート結果」

◆調査対象者：区民会議委員経験者(第6期区民会議委員、第5期以前の区民会議委員で委員長・副委員長・部会長・副部会長等を経験された方)

◆調査期間：令和2年12月

※本文中の「百分率」は小数点第1位を四捨五入しているため、数値の合計が100にならない場合があります。

1 区民会議委員としてご協力いただいた区、役職等について

【①区名】

川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
17人	9人	9人	13人	14人	16人	17人	95人

【②委員就任回数】

1期	2期	3期以上
33人	40人	21人

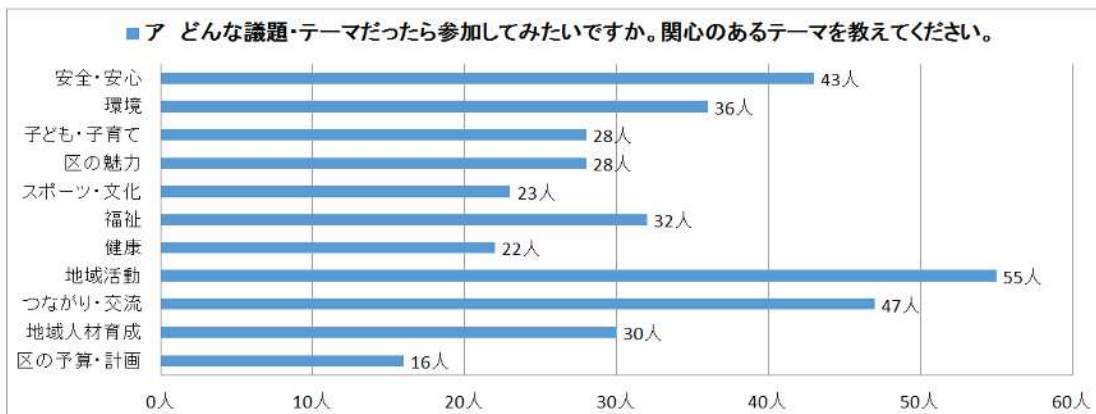
【③役職等】

委員長・ 副委員長	部会長・ 副部会長
29人	29人

2 資料「区における行政への参加の考え方」検討の方向性について感じたことなどについて

①区民がより参加しやすく、多様な対話を通じた「※市民創発」につなげるしくみとして、「新しい参加の場」を附属機関とはせず、任期や人数を定めず、実施形式や構成メンバーなどは議題やテーマ等に応じて設定します。

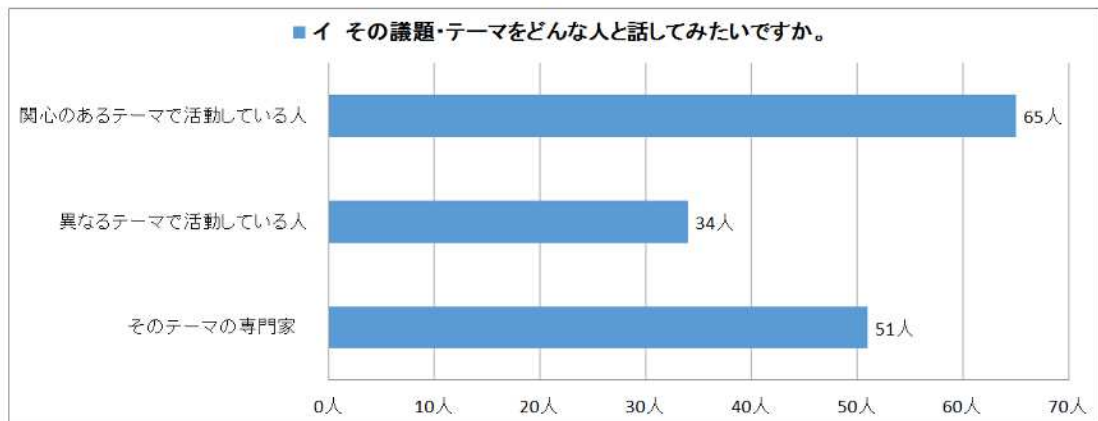
【ア どんな議題・テーマだったら参加してみたいか。】(複数回答可)



(その他)

- ・公共交通(都市計画)
- ・外国人政策
- ・固定せず、その時の流れの中で(全て関連があるので)
- ・自転車
- ・旧跡、文化財
- ・地域課題
- ・IT利用

【イ その議題・テーマをどんな人と話してみたいか。】(複数回答可)



(その他)

- ・将来性のある若い人(2件)
- ・小学生、中学生、高校生などの子どもたち
- ・警察官
- ・関心のあるテーマに関わっている人(活動している人=ボランティア、関わっている人=施設、店主など)
- ・常識人
- ・テーマの行政担当

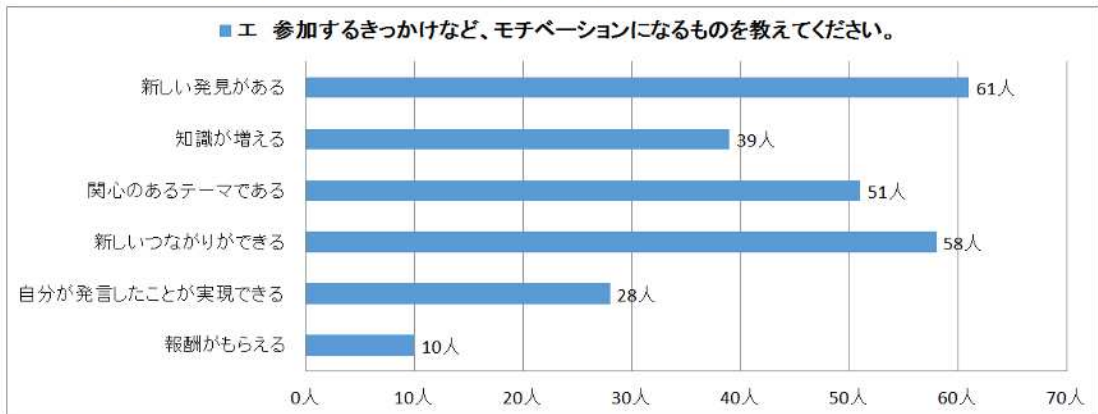
【ウ どんな手法(形式、手段、時間、場所など)であれば、参加しやすいか。】(複数回答可)



(その他)

- ・混合型
- ・その場(メンバーやテーマ)に応じた方法
- ・市民館会議室
- ・市民自治に関する学習機会、先進事例に学ぶ機会
- ・集まりやすい場所であれば、限定しなくてもOK

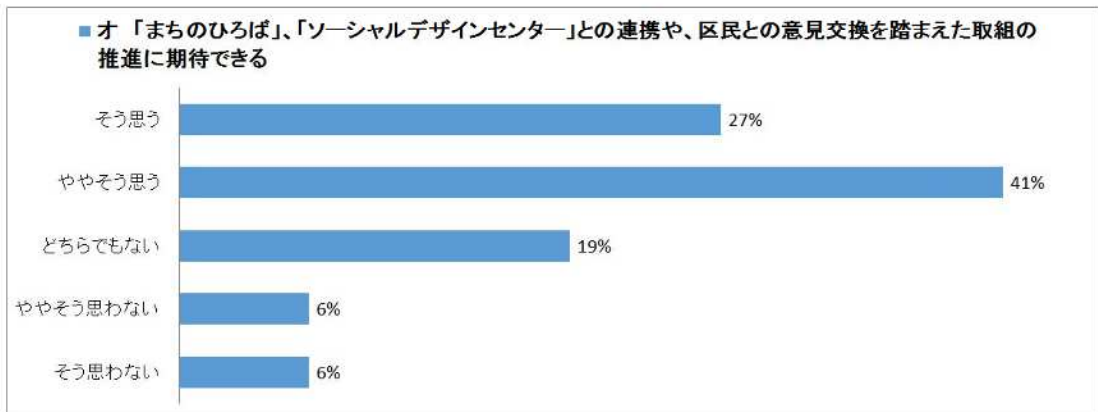
【エ 参加するきっかけなど、モチベーションになるものは何か。】(複数回答可)



(その他)

- ・検討結果が実践されること
- ・地域貢献につながれば尚良
- ・区民の幸福感が増える

【オ 「まちのひろば」、「ソーシャルデザインセンター」との連携や、区民との意見交換を踏まえた取組の推進に期待できるか。】



(「そう思う」、「ややそう思う」とした理由)

- ・今住んでいる川崎について、少しずつ考えを上げていけると思う。小さな一歩からでも。
- ・多種多様な考えを持つ人たちと意見交換をすることができ、考え方が少し変わった。
- ・特に区民会議委員経験者は地域課題抽出・提言の経験あり。「ソーシャルデザインセンター」の人材バンクプール化に寄与。大いなる人材となる。
- ・「まちのひろば」、「ソーシャルデザインセンター」のコンセプト、具体的なアプローチ方法を明確にし、明示する必要がある。

(「どちらでもない」とした理由)

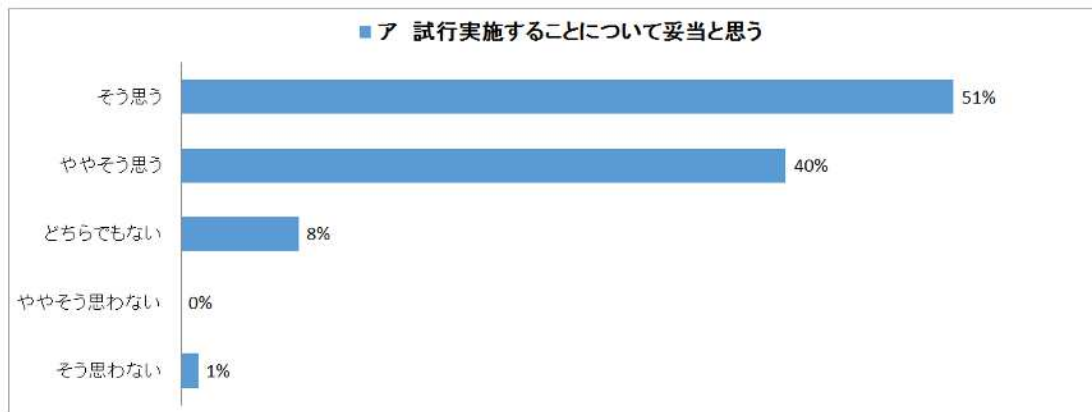
- ・地域住民が行政と協働の意思があれば期待できる。さもなければ、期待できない。

（「そう思わない」、「ややそう思わない」とした理由）

- ・どういう場、取り組みになるかがよくわからない。
具体的なイメージ、あり方、運営が周知されているのか。
- ・「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」の意見が強くなり、川崎市民の意見でなくなってしまう可能性が大きい。
- ・「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」を良く理解していないし、わからない。（2件）
- ・現在の宮前区における「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」に向けた取組は、課題の抽出や解決に向けた活動になっていない。
- ・まだソーシャルデザインセンターによる成果が見えていないので、判断できない。
- ・日本の3000年の歴史から見て、最近の日本の行く末を心配している身であるとの認識と自覚がある。
- ・現在の「ソーシャルデザインセンター」は各区バラバラであり、機能を果たしていない。
一部の利害関係者に占められ、区民のための組織になっていないところもある。
「まちのひろば」も定義がはっきりせず、なんでもありなのかと理解できない。
- ・「ソーシャルデザインセンター」は区民全体のものになっていない。
極めて一部の者の私的活動の場になってしまった。
- ・「まちのひろば」「ソーシャルデザインセンター」と異なる仕組みとすべきで、結果としてそうなるかもしれない。
- ・「有機的な」連携のイメージがわからない。

②「新しい参加の場」を約2年間、試行実施します。

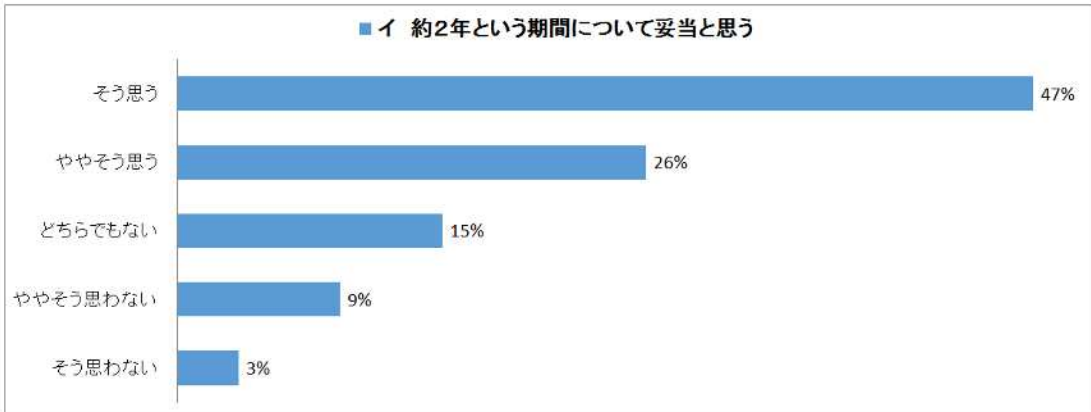
【ア 試行実施することについて妥当と思うか。】



（上記、選択肢を選んだ理由等）

- ・Qの問題提起が150万市民の5,10,30年先の川崎市がどうあったら良いか。
その方向性を議会等の検討から考え、方向性をもとにしたら？と思う。
- ・個人が所属するコミュニティのリーダーシップをとれるなら意味ありだと思う。
意見交換だけでは定義かつ無いに等しい。コミュニティで成功例を作るまで深掘し、実施すべき。
- ・運営に疑問あり。知的ディスカッションを期待できない。
- ・コロナ禍、自然災害など先の見えない予測不能の事態。早急に体制づくりをし、民の力を発現させるべき。

【イ 約2年という期間について妥当と思うか。】



(上記、選択肢を選んだ理由等)

- ・期間はテーマに依存する。実践するのか、しないのか(メンバーが実践に参加するか否か)。
- ・コミュニティで成功事例を作って、水平展開する方式の上滑りの議論に移ろう。
ただし、その議論のエッセンスを吸い上げて、行政かつコミュニティレベルで政策展開すれば成功となる。
- ・成果の見通しができた時点で組織すれば良い。2年の規定は必要ないのでは。
- ・立ち上がりはまず2年とし、検討状況によって期間は短期、長期で継続するか検討し、方向性を出せばよいのでは。
- ・1年目がメンバー間での情報共有(課題、テーマ等)、2年目でまとめる事が中心になり、課題を深める事を他分野の人々との連携を深める事に1年かけて、3年目で提言までまとめた方が良い。そのため、再任は不可でも良い、あるいは委員長のみ再任とかでも良いと思う。
- ・区民会議の経験により、活動を軌道にのせるにあたり、準備期間を含めると、3年くらいあった方が良い。
- ・1年間実施した時点で期間も見直す。

【その他、主な自由意見】

〔「区における行政への参加の考え方」検討の方向性について〕

- ・自分たちが居住する町は、住民が一番よく知っていると考える。
しかしながら、その風景や出来事が当たり前を感じることも多々ある。
色々な立場や地域からの発信に対し問題意識を持ち、自分に置き換えて考える大切さ、互いを理解し、
一歩前に進む有意義な場となることを願う。
- ・行政参加とはいっても、市民が望む施策や自治にどれほどの実現の可能性があるのか見えて来ない。
市民に分かりやすく進めてほしい。
会議の形態を変えても、いろいろな人の参加を求めても、今までと同じ行政主導になるのではないかと思う。
市民の自主性と言いつつ、市民の自己責任にならないようにしてほしい。
- ・実施可能な課題などを想定した活動を希望する。
- ・とにかくまず実行し、うまく機能しなかった点については、後から修正していけばよいと思う。
- ・新しい形式での市民参加・区民参加や多様な方の考え、意見を吸い上げることを期待する。
- ・何をやるのかを定める場合、評価とすべき指標を明確化し、定期的な効果測定と行動の修正、
手離れするタイミングの判断基準等案件毎の制度設計にもっと気持ちを向けることが必要。
- ・多様なテーマの提案・参加者の絞り込みを解き、多くの人々の意見が採択され、幅広い区民の参加を望む。
- ・誰がどのようにテーマを決めるのか。開催の回数、1つのテーマについての継続開催時期は
どのように決めるのか。一見、柔軟で自由に見えるが、区全体のグランドデザイン
(課題解決のためのしくみ)の中にきちんと位置付けしないと継続可能な協議機関とならないのではないか。
- ・本来の市民自治のあり方を再度検討しなおすべきでは。区民会議も、まちづくり協議会も
結局は中途半端に終わり、それに替わるものとして、いきなり「ソーシャルデザインセンター」、
「まちのひろば」が出てきた印象がある。しかしいずれも、市民創発でなく、市から降りてきた政策だと感じる。
他都市の先進事例に学ぶことも必要だと思う。
- ・「地域課題」は、多種あると思われるが、安心・安全・コミュニティは町会が目標として活動中であり、福祉も
社会福祉協議会・町会が活動している。このテーマであれば、更に効果が挙がるような方法論の議論となる。
- ・地域コミュニティ(=町会・自治会)を選んでアプローチするのは行政の力。
コミュニティ内にやる気のある人を発見するのが鍵。現役の若い人たちは問題意識が高いし、能力がある。
- ・「検討結果を必ず実践に結び付ける制度」とすること。
- ・市民自治の視点を多くの人が理解し、要求型ではなく、行政と市民と共にまちづくりに関わっていくことは
重要。
- ・区の特徴を活かしながら、市につなげていく方向性が見えない。
- ・区における行政への参加が区の中長期戦略に反映されるようにしていくことが望ましいと思う。
- ・若い人たちから率直な意見を汲み上げ、参加を促進することができるようなしくみができるよう期待する。

〔新しい参加の場の枠組みについて〕

- ・今回は、テーマを決めて、専門家を集めて議論することは良いが、その結果を集約しないと意味がない。
行政が参考程度に聞くことでよしとするなら別だが、議論したことしか残らない。
また、協働が目的であれば、行政も会議に委員として参加し、具体的な落としどころを探っていかないと
やはり議論で終わると思う。あるいは、集約意見に対し、行政の回答として、もう1回やることでもよい。
- ・「地域課題」には、区民であっても区外に通勤や通学している人たちや逆に区民ではなく、
区内に通勤や通学をしている人、区内で活躍している企業市民も利害関係者になる可能性がある。
活動団体、住所、職業、年齢にしばられず、幅広く対象者を選出できれば良いと思う。
- ・川崎区は中央地区・田島地区・大師地区とそれぞれ色々な事情・環境等が違うので、
わけた方が意見がまとまりやすいと思う。
- ・その時々・開催時期の状況を考え、参加の皆様の意見を集約して、議題の方向性を進めていく。
- ・報酬はなしでいい。予算の金額によって、会議の回数に制限があった。交通費の支給で良いのではないか。

- ・予算の伴わない会議は時間の無駄。是非、予算に絡む議題を。
- ・議論は、形式ではなく、内容の充実を。委員の選任については、人選に根拠が必要。市議会議員であれば選挙で説明がつく。他部門の委員との軋轢が生じた例があった。
- ・インフォーマルな会議も必要なのではないか。
- ・検討、討議、決議した案件について、報告あるいは提案だけで終わるのではなく、区民などの協力を得て、具体的に取組、実現できるシステムの構築。
- ・子育て中の人も参加できるようオンライン（Zoomなど）を取り入れていったら良いと思う。他の区との交流・意見交換や合同のフォーラムの開催。

（「ソーシャルデザインセンター」や「まちのひろば」との連携等について）

- ・「ソーシャルデザインセンター」や「まちのひろば」など新しいしくみとの連携は、横ぐしをさすようにしてほしい。地域包括ケアシステムとの関係も活かせるように整理してほしい。2年の試行期間は連携の可能性を重視してほしい。
- ・家庭・家族の次の自分の所属する単位としての町会・自治会、そしてそれよりもやや大きい単位である小学校区・中学校区、その辺りでの活動や関係づくりが、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」などとの連携につながっていければ良い。
- ・ソーシャルデザインセンター設立までの1年間は一体何だったのか。非常識な人たちが勝手に発言しただけではなかったか。結果として、一部の者が自分のために利用できる形になった。毎月の意見交換も活かされてない。こうなった責任は区にあると思う。
- ・「ソーシャルデザインセンター」との関係について、相互の役割を明確にする。

（これまでの区民会議の成果と課題など）

- ・①課題の取り組みについて、区（企画課）の介入が多かった。
A…課題解決の結果重視のため、難題は避けたがる。
B…他区を意識して解決可能な課題の取り組みを意識する。C…区の立場を取り入れた企画の推進を図る。
D…市部局に関連する課題は避ける。
- ・②課題について、解決を目的にせず、市民が解決のため何が出来るか、行政に協力する役割を明確にすることも大切な課題解決であると思う。
- ・区民会議の良いところは、委員の意見をまとめて、2年かけて行動し、結果を出したこと。良い悪いは評価が分かれるが、自己完結したことである。
- ・区民会議の長年の取り組みで培ってきた川崎区の特長、課題等がどのように引き継がれているのかが、よく見えない。川崎区の地域性に基じたあり様について、もっと論議を深めることが必要だと思う。
- ・区民会議でテーマを決める時、委員から出されたテーマを集約する時大変である。自分の出したテーマが採用されないと会議に興味が出ないようであった。
- ・区民会議を振り返ってみると、区民会議で審議を行ってきた解決すべき地域課題は、個々の具体的な場所や個別の要件などに起因するものを除けば、どの行政区にも共通する高齢化の進展や地域住民同士の関係の希薄化に起因するものであったような気がする。
- ・区民会議の「失敗」は、会議で課題の抽出を行い、解決策を示したものの、そこから先は行政に委ねられた。施策が行われたものも、行われなかったものもある。すべては行政次第で真の市民参加はなかったと思う。
- ・旧態依然とした古い町内会の代表ばかりが幅をきかす雰囲気を見て、遅れているなと思った。

（その他）

- ・自転車乗車時のマナー対策が必要だと思う。
- ・関心のあるテーマの事例に、農業関連の項目が不在である事が残念。高齢化している中で、農業に関心のある区民が結構存在していると思う。
- ・世代間のITリテラシーの格差は問題。



区における行政への参加の考え方

～区民会議のリニューアルに向けて～

令和3（2021）年5月

■お問合せ

市民文化局コミュニティ推進部区政推進課

TEL：044-200-2459 Fax：044-200-3800



